

令和6年10月教育委員会定例会事項書

令和6年10月22日（火） 午後1時30分から

教育委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員について

3 議 事

- (1) 【議案第2149号】専決（鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部改正）の承認について
(教育総務課)
- (2) 【議案第2150号】鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特
例に関する条例の一部改正について (教育総務課)
- (3) 【議案第2151号】令和5年度教育委員会活動の点検・評価報告書について (教育総務課)
- (4) 【議案第2152号】専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費
用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について (学校教育課)

4 報告事項

- (1) 令和6年度全国学力・学習状況調査結果について (教育指導課)
- (2) 企画展「三重のおかしな須恵器 part 2」 (文化財課)
- (3) 令和7年度幼稚園児募集結果について (子ども育成課)

5 その他

- (1) 令和6年11月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)

10月教育委員会 定例会席表

教育長 (廣田 隆延)					
教育委員 (服部 直美)				(会議録署名者) 教育委員 (松嵜 康博)	
教育委員 (加藤 貴也)				教育委員 (笠井 智佳)	
子ども育成課長 (中村 康次郎)	文化財課長 (大窪 隆仁)	参事 (西村 佳代子)	教育次長 (伊川 歩)	参事兼 教育総務課長 (鈴木 明)	参事兼 教育政策課長 (白木 敏弘)
学校教育課長 (藤見 忠)	教育指導課長 (上田 由実子)	教育支援課長 (鈴木 康仁)	総務課長 (原田 正治)	書記 (木葉 健介)	書記 (久住 孝大)
傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席

(傍聴人:定員は10人)

令和6年10月 教育委員会 定例会

議 案

(第2149号～第2152号)

令和6年10月22日

鈴鹿市教育委員会

専決の承認について

鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部改正について、次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 1 0 月 2 2 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会告示第6号

鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月26日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱（令和4年鈴鹿市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （<u>令和6年度</u>における特例） 2 <u>令和6年度</u>における教職員等給食費の額は、第2条第1項の規定により読み替えて準用する鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 小学校及び幼稚園の教職員等 年額 <u>52,800円</u> （2） 中学校の教職員等 年額<u>59,400円</u> 3 <u>令和6年度</u>における第5期から第10期までの納期限までに納付すべき教職員等給食費の納付額は、第2条第1項の規定により読み替えて準用する鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則第5条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。	附 則 （<u>令和5年度</u>における特例） 2 <u>令和5年度</u>における教職員等給食費の額は、第2条第1項の規定により読み替えて準用する鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 小学校及び幼稚園の教職員等 年額 <u>47,862円</u> （2） 中学校の教職員等 年額<u>54,038円</u> 3 <u>令和5年度</u>における第4期から第10期までの納期限までに納付すべき教職員等給食費の納付額は、第2条第1項の規定により読み替えて準用する鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則第5条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

期別	納付額	
	小学校及び幼稚園 の教職員等	中学校の 教職員等
第5期～ 第9期	略	略
第10期	<u>10,800円</u>	<u>11,900円</u>

4 令和6年度における第2条第1項の規定により読み替えて準用する鈴鹿市学校給食費等に関する要綱第7条第4項（同要綱第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による教職員等給食費の額の調整に用いる1食当たりの額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 小学校及び幼稚園の教職員等 314.44円

（2） 中学校の教職員等 370.48円

期別	納付額	
	小学校及び幼稚園 の教職員等	中学校の 教職員等
<u>第4期</u>	<u>4,200円</u>	<u>4,750円</u>
第5期～ 第9期	略	略
第10期	<u>5,862円</u>	<u>6,538円</u>

4 令和5年度における第2条第1項の規定により読み替えて準用する鈴鹿市学校給食費等に関する要綱第7条第4項（同要綱第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による教職員等給食費の額の調整に用いる1食当たりの額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 小学校及び幼稚園の教職員等 247.06円

（2） 中学校の教職員等 296.88円

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱附則第4項の規定は、この告示の施行の日以後における教職員等給食費の額の調整について適用し、同日前における教職員等給食費の額の調整については、なお従前の例による。

議案第 2 1 5 0 号

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり了承する。

令和 6 年 1 0 月 2 2 日 提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する
条例（平成２７年鈴鹿市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。 <u>（１） 図書館（分館を含む。）、博物館、公民館及び鈴鹿市ふれあいセンターの設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、これらの教育機関のみに係るものを含む。）。</u> <u>（２）</u> 略 <u>（３）</u> 文化に関すること（<u>次号に掲げるものを除く。</u>）。 （４） 文化財の保護に関すること。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。 <u>（１）</u> 略 <u>（２）</u> 文化に関すること（<u>文化財の保護に関するものを除く。</u>）。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の本則第1号若しくは第4号に掲げる事務に係る法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長のした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(鈴鹿市立公民館条例の一部改正)

- 3 鈴鹿市立公民館条例（昭和46年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(使用の許可) 第6条 公民館の施設又は設備を使用しようとするものは、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 <u>市長</u>は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について必要な条件を付することができる。 (許可の制限) 第7条 <u>市長は、前条第1項の許可を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当</u>するときは、使用を許可しない。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が	(使用の許可) 第6条 公民館の施設又は設備を使用しようとするものは、<u>鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について必要な条件を付することができる。 (許可の制限) 第7条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当</u>するときは、使用を許可しない。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委</u>

不適當と認めたとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4)・(5) 略

(損害賠償)

第10条 使用者は、当該施設又は当該設備を使用中、これを毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

員会が不適當と認めたとき。

(使用料)

第8条 使用者は、使用許可と同時に、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

(使用の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。

(1) 使用許可の申請に偽りがあつたとき。

(2) 使用許可に際し、付された条件に違反したとき。

(3) 第7条各号の規定に該当するとき。

(4)・(5) 略

(損害賠償)

第10条 使用者は、当該施設又は設備を使用中、これを毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営について必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	第11条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営について必要な事項は、 <u>教育委員会が別に定める</u> 。
--	---

(鈴鹿市文化財保護条例の一部改正)

- 4 鈴鹿市文化財保護条例（昭和48年鈴鹿市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条―第3条）</u> <u>第2章 鈴鹿市指定文化財（第4条―第13条）</u> <u>第3章 鈴鹿市文化財保護審議会（第14条―第19条）</u> <u>第4章 委任（第20条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> （目的） 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び三重県文化財保護条例（<u>昭和32年三重県条例第72号</u>。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、<u>市の区域内に存在するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用を図り、もつて市民の文化的向上に資することを目的とする。</u>	（目的） 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び三重県文化財保護条例（<u>昭和32年条例第72号</u>。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、<u>市内にあるもののうち重要なものを市が指定して、その保存、活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資することを目的とする。</u>

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

(4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの

(財産権等の尊重)

第3条 市長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項に規定するものをいう。

(財産権等の尊重)

第3条 鈴鹿市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行にあた

しなければならない。

第2章 鈴鹿市指定文化財

(指定等)

第4条 市長は、市の区域内に存在する文化財（法及び県条例の規定による指定を受けたものを除く。）のうち市にとって重要なものを鈴鹿市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（無形の文化財を保持する者が主たる構成員となつていてる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の同意を得なければならない。ただし、所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（以下「所有者等」という。）が指定の申請をし、又は所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による指定（無形の文化財に係るものに限る。）をするときは、当該無形の文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、あらかじめ第14条に規定する鈴鹿市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

つては、関係者の所有権、その他の財産権を尊重しなければならない。

(鈴鹿市文化財調査会)

第4条 文化財に関する諮問機関として、鈴鹿市文化財調査会（以下「調査会」という。）を置く。

5 市長は、第1項の規定による指定又は第3項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該市指定文化財の所有者等（保持団体にあつては、その代表者）に通知しなければならない。ただし、当該所有者等が判明しない場合の通知については、この限りでない。

6 市長は、第1項の規定による指定（無形の文化財に係るものに限る。）をした後においても、当該指定をした無形の文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めたときは、そのものを保持者又は保持団体として認定することができる。

7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定による認定について準用する。
（指定等の解除）

第5条 市長は、市指定文化財がその価値を失つたとき、その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市長は、市指定文化財（無形のものに限る。）の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、その保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められるとき、その他特別の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による指定の解除及び前項の規定による認定の解除について準用する。

4 市指定文化財が法又は県条例の規定による指定を受けたときは、当該市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとする。

5 前条第5項の規定は、前項の規定による指定及び認定の解除について準用する。

(管理等の義務)

第6条 市指定文化財の所有者等は、この条例及びこれに基づく規則並びに市長の指示に従い、その管理及び保存に努めなければならない。

(届出)

第7条 市指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 所有者又は権原に基づく占有者に変更があつたとき。

(2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。

(3) 保持団体の代表者を変更し、構成員に異動を生じたとき。

(4) 市指定文化財（無形のものを除く。次号及び第6号において同じ。）の全部

(管理義務)

第5条 第1条の規定により指定された文化財（以下「市指定文化財」という。）の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、その管理、保護に努めなければならない。

(環境の保全)

第6条 教育委員会は、市指定文化財の保存のため必要があると認めたときは、地域を定めて一定の行為を制限又は禁止することができる。

又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(5) 市指定文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

(6) 市指定文化財を修理しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市指定文化財（無形のものに限る。）の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散し、若しくは消滅したときは、当該保持者の相続人又は当該保持団体の代表者であった者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
（管理等に関する指示又は助言）

第8条 市長は、市指定文化財の所有者等に対し、その管理又は保存に関し必要な指示又は助言をすることができる。

（現状変更等の制限）

第9条 市指定文化財（無形のものを除く。）の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更にあつては維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為にあつては影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 市長は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

(公開及び出品)

第10条 市長は、市指定文化財の所有者等に対して、その公開及び出品を勧告することができる。

(補助)

第11条 市長は、市指定文化財の管理又は保存のため多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えられないとき、その他特別の事情があるときは、当該所有者等に対し予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することができる。

(調査及び報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について調査し、当該市指定文化財の所有者等に対し報告を求めることができる。

(権利義務の承継)

第13条 市指定文化財（無形のものを除く。）の所有者の変更があつたときは、新所有者は、当該市指定文化財に関しこの条例に基づいて行う市長の指示、処分その他

(公開及び出品)

第7条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対して、その公開及び出品を勧告することができる。

(補助)

第8条 教育委員会は、市指定文化財の保護活用のため多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えられないとき、その他特別の事情があるときは、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することができる。

の措置による旧所有者の権利義務を承継する。

第3章 鈴鹿市文化財保護審議会

(設置)

第14条 法第190条第2項の規定に基づき、
鈴鹿市文化財保護審議会（以下「審議会」
という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に
掲げる事項について調査審議し、及びその
結果を答申する。

(1) 第4条第1項の規定による指定

(2) 第4条第3項及び第6項の規定によ
る認定

(3) 第5条第1項の規定による指定の解
除

(4) 第5条第2項の規定による認定の解
除

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が
必要と認める事項

2 審議会は、文化財の保存及び活用に関す
る重要事項について市長に建議することが
できる。

(組織)

第16条 審議会は、委員15人以内で組織す
る。

2 委員は、文化財に関して優れた識見を有
する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただ

し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定め、その任期は委員の任期とする。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 委任

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	第9条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>教育委員会が別に定める</u> 。
---	---

(佐佐木信綱記念館条例の一部改正)

- 5 佐佐木信綱記念館条例（昭和61年鈴鹿市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(事業) 第4条 記念館は、その目的達成のため、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事業 (参観時間等) 第4条の2 記念館の参観時間は、<u>午前10時から午後4時まで</u>とし、記念館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 2 第6条第1項に規定する資料の特別利用の利用時間は、<u>午前10時から午後4時まで</u>とする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 (休館日) 第4条の3 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と	(事業) 第4条 記念館は、その目的達成のため、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が必要と認める事業 (参観時間等) 第4条の2 記念館の参観時間は、<u>午前9時から午後4時30分まで</u>とし、記念館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 2 第6条第1項に規定する資料の特別利用の利用時間は、<u>午前9時から午後4時30分まで</u>とする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 (休館日) 第4条の3 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に

認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館にすることができる。 (1) 月曜日、<u>火曜日及び第3水曜日</u>。ただし、<u>月曜日</u>が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときを除く。 (2) 略 (<u>施設等</u>の使用の許可) 第5条 資料館の講座室又は和室及びそれらの附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>市長</u>は、前項の許可に当たり管理運営上必要な条件を付することができる。 (資料の特別利用の許可) 第6条 調査研究のため、資料の閲覧、撮影、模写等（以下「<u>特別利用</u>」という。）をしようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 2 略 (許可の基準) 第7条 <u>市長</u>は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>施設等の使用</u>を許可しないものとする。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が使用を不相当と認めたとき。 2 前項の規定は、前条第1項の許可につい	必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館にすることができる。 (1) 月曜日<u>及び第3火曜日</u>。ただし、<u>その日</u>が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、<u>その翌日</u> (2) 略 (使用の許可) 第5条 資料館の講座室又は和室及びそれらの附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に当たり管理運営上必要な条件を付することができる。 (資料の特別利用の許可) 第6条 調査研究のため、資料の閲覧、撮影、模写等（以下「<u>資料の特別利用</u>」という。）をしようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 2 略 (許可の基準) 第7条 <u>教育委員会</u>は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>当該施設等の使用</u>（以下「<u>使用</u>」という。）を許可しないものとする。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が使用を不相当と認めたとき。 2 前項の規定は、前条第1項の許可につい
---	---

て準用する。この場合において、前項中「施設等の使用」とあるのは「資料の特別利用」と、同項第2号中「施設等」とあるのは「資料」と、同項第5号中「使用」とあるのは「特別利用」と読み替えるものとする。

(参観の制限)

第8条 市長は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の参観を制限することができる。

(1) 略

(2) この条例若しくはこれに基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(使用料)

第9条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、前項の使用料を減免することができる。

3 略

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

て準用する。この場合において、前項第2号中「施設等」とあるのは「資料」と、同項第5号中「教育委員会が使用」とあるのは、「教育委員会が資料の特別利用」と読み替えるものとする。

(参観の制限)

第8条 教育委員会は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の参観を制限することができる。

(1) 略

(2) この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(使用料)

第9条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めたときは、前項の使用料を減免することができる。

3 略

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件又は目的に違反したとき。

(3)・(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）について準用する。この場合において、前項中「使用者」とあるのは「利用者」と、「施設等の使用」とあるのは「資料の特別利用」と、同項第2号及び第3号中「使用」とあるのは「特別利用」と、同項第4号中「第7条第1項各号」とあるのは「第7条第2項の規定において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

（原状回復の義務）

第13条 使用者又は利用者は、施設等の使用若しくは資料の特別利用を終了したとき又は第11条第1項（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、直ちに当該施設等又は当該資料を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。

(1) 使用者がこの条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 使用者が使用の許可の条件又は目的に違反したとき。

(3)・(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の規定は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）について準用する。この場合において、前項中「使用者」とあるのは「第6条第1項の許可を受けた者」と、「使用の」とあるのは「資料の特別利用の」と、「使用を」とあるのは「資料の特別利用を」と、同項第4号中「第7条第1項各号」とあるのは「第7条第2項の規定において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

（原状回復の義務）

第13条 使用者又は利用者は、施設等の使用又は資料の特別利用を終了したとき又は第11条第1項（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による使用又は資料の特別利用の許可の取消し若しくは停止を受けたときは、直ちに当該施設等又は資料を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第14条 参観者、使用者又は利用者は、施設等又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	第14条 参観者、使用者又は利用者は、施設等又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	---

(鈴鹿市ふれあいセンター条例の一部改正)

6 鈴鹿市ふれあいセンター条例（平成6年鈴鹿市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(事業) 第4条 センターは、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認めたこと。 (使用の許可) 第5条 センターを使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 <u>市長</u>は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付することができる。	(事業) 第4条 センターは、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認めたこと。 (使用の許可) 第5条 センターを使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付することができ

(許可の基準) 第6条 <u>市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。</u> (1) 略 (2) 特定の政党<u>又は候補者</u>の利害に関する事業を行うと認めたとき。 (3)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が使用を不適當と認めたとき。	る。 (許可の基準) 第6条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。</u> (1) 略 (2) 特定の政党、<u>候補者</u>の利害に関する事業を行うと認めたとき。 (3)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が使用を不適當と認めたとき。
(利用の制限) 第7条 <u>市長は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を制限することができる。</u> (1)・(2) 略	(利用の制限) 第7条 <u>教育委員会は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を制限することができる。</u> (1)・(2) 略
(使用料) 第8条 <u>第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</u> 2 <u>市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただ	(使用料) 第8条 <u>第5条第1項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</u> 2 <u>教育委員会は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただ

し、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センターの使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 略

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

(特別設備の設置等の制限)

第11条 使用者が、センターに特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者又は利用者は、センターの使用若しくは利用を終了したとき又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、直ちに当該施設又は当該設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者又は利用者は、センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、

し、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 使用の許可条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

(特別設備の設置等の制限)

第11条 使用者が、センターに特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者又は利用者は、センターの使用若しくは利用を終了したとき又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに当該施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者又は利用者は、センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたと

その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	きは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。
--	--

(鈴鹿市考古博物館条例の一部改正)

7 鈴鹿市考古博物館条例（平成10年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(事業) 第4条 博物館は、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) 博物館資料に関する専門的<u>及び技術的な</u>調査研究を行うこと。 (5)～(7) 略 (8) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事業 (入館の制限) 第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退館を命ずることができる。 (1)～(3) 略 (施設の使用<u>の許可等</u>) 第6条 <u>博物館の講堂</u>又は会議室を使用しよ	(事業) 第4条 博物館は、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) 博物館資料に関する専門的、<u>技術的な</u>調査研究を行うこと。 (5)～(7) 略 (8) 前各号に掲げるもののほか、<u>鈴鹿市教育委員会（以下「委員会」という。）</u>が必要と認める事業 (入館の制限) 第5条 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退館を命ずることができる。 (1)～(3) 略 (施設の使用<u>又は特別利用の許可</u>) 第6条 <u>講堂</u>又は会議室を使用しようとする

うとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 学術研究等のために博物館資料の模写、模型、撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 3 市長は、前2項の許可に博物館の管理運営上必要な条件を付することができる。
（許可の取消し等）

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

（1）・（2） 略

- 2 市長は、前条第1項又は第2項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。

（1）・（2） 略

- （3） この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（4） 略

- 3 前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止によって前条第1項又は第2項の許可を受けた者に損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

（観覧料等の免除）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は使用料を免除すること

者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 2 学術研究等のために博物館資料の模写、模型、撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 3 委員会は、前2項の許可に博物館の管理運営上必要な条件を付することができる。
（許可の取消し等）

第7条 委員会は、前条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

（1）・（2） 略

- 2 委員会は、前条第1項又は第2項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用若しくは特別利用を停止することができる。

（1）・（2） 略

- （3） この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

（4） 略

- 3 前項の規定による許可の取消し又は使用若しくは特別利用の停止によって前条第1項又は第2項の許可を受けた者に損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

（観覧料等の免除）

第10条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は使用料を免除すること

ができる。 (資料の貸出し) 第11条 博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が調査研究又は教育の普及の<u>ために</u>使用され、かつ、<u>市長</u>が取扱い上の安全性が確保されると認めたときは、貸し出すことができる。 (損害賠償の義務) 第12条 博物館を利用する者又は前条の<u>規定により</u>博物館資料の貸出しを受けた者は、博物館の施設若しくは設備又は博物館資料を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	とができる。 (資料の貸出し) 第11条 博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が調査研究又は教育の普及の<u>ため</u>使用され、かつ、<u>委員会</u>が取扱い上の安全性が確保されると認めたときは、貸し出すことができる。 (損害賠償) 第12条 博物館を利用する者又は前条の博物館資料の貸出しを受けた者は、博物館の施設若しくは設備又は博物館資料を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	--

(鈴鹿市資料館条例の一部改正)

8 鈴鹿市資料館条例（平成17年鈴鹿市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「郷土資料」という。）の保存及び活用を図り、<u>もって</u>市民の文化の向上	(設置) 第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「郷土資料」という。）の保存及び活用を図り、市民の文化の向上に資す

に資するため、鈴鹿市資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（事業）

第3条 資料館は、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）～（4） 略

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（参観時間）

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、参観時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

（1）・（2） 略

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（参観の制限）

第6条 市長は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の参観を制限することができる。

（1）～（4） 略

（5） この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

るため、鈴鹿市資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（事業）

第3条 資料館は、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）～（4） 略

（5） 前各号に掲げるもののほか、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

（参観時間）

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、参観時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

（1）・（2） 略

（3） 展示の変更期間又は資料の整理期間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（参観の制限）

第6条 教育委員会は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の参観を制限することができる。

（1）～（4） 略

（5） この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が参観を不相当と認めたとき。 (閲覧又は利用の許可) 第7条 郷土資料の閲覧又は利用をしようとするものは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>市長</u>は、前項の許可に関し、管理運営上必要な条件を付することができる。 (許可の取消し等) 第8条 <u>市長</u>は、<u>前条第1項</u>の許可を受けたものが<u>次の各号</u>のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は<u>その効力</u>を停止することができる。 (1)・(2) 略 (3) この条例又はこれに基づく<u>規則</u>に違反したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障を<u>来す</u>おそれのあるとき。 2 前項の規定による許可の取消し又は<u>その効力</u>の停止によって<u>前条第1項</u>の許可を受けたものに損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。 (資料の貸出し) 第9条 郷土資料の貸出しは、行わない。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 (損害賠償の義務) 第10条 郷土資料又は施設若しくは設備を汚損し、損傷し、又は滅失したものは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しな	(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が参観を不相当と認めたとき。 (閲覧又は利用の許可) 第7条 郷土資料の閲覧又は利用をしようとするものは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に関し、管理運営上必要な条件を付することができる。 (許可の取消し等) 第8条 <u>教育委員会</u>は、<u>前条</u>の許可を受けたものが、<u>次の各号</u>のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は<u>閲覧若しくは利用</u>を停止することができる。 (1)・(2) 略 (3) この条例又はこれに基づく<u>教育委員会規則</u>に違反したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障を<u>きたす</u>おそれのあるとき。 2 前項の規定による許可の取消し又は<u>閲覧若しくは利用</u>の停止によって<u>前条</u>の許可を受けたものに損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。 (資料の貸出し) 第9条 郷土資料の貸出しは、行わない。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 (損害賠償の義務) 第10条 郷土資料又は施設若しくは設備を汚損し、損傷し、又は滅失したものは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しな
--	--

なければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	なければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
--	--

(鈴鹿市立図書館条例の一部改正)

9 鈴鹿市立図書館条例（平成27年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(名称等) 第2条 略 2 鈴鹿市立図書館に視聴覚室及びロビーを置く。 3 略 4 鈴鹿市立図書館江島分館にギャラリーを置く。 (入館の制限等) 第4条 <u>市長</u>は、図書館に入館する者（第12条において「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>図書館への入館を制限し、若しくは禁止し、又は図書館からの退去を命ずることができる。</u> (1)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が適当でないと認めるとき。	(名称等) 第2条 略 2 鈴鹿市立図書館に<u>会議室</u>、視聴覚室及びロビーを置く。 3 略 4 鈴鹿市立図書館江島分館にギャラリー<u>（和室を含む。以下同じ。）</u>を置く。 (入館の制限) 第4条 <u>鈴鹿市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、図書館に入館する者（第12条において「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>入館を制限することができる。</u> (1)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が適当でないと認めるとき。

2 市長は、図書館の管理運営上支障を来すおそれがあると認めるときは、図書館の資料の閲覧、貸出し等を制限し、又は禁止することができる。

(使用の許可)

第5条 図書館の施設（第2条第2項及び第4項に掲げる施設に限る。次条第2項、第7条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に当たり、必要な条件を付することができる。

3 略

(許可の基準)

第6条 使用の許可の基準は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 鈴鹿市立図書館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で市長が必要と認めた事業

(2) 鈴鹿市立図書館江島分館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で市長が必要と認めた事業

ウ 略

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

(使用の許可)

第5条 図書館の施設（第2条第2項及び第4項に掲げる施設に限る。次条第2項、第7条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり、必要な条件を付することができる。

3 略

(許可の基準)

第6条 使用の許可の基準は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 鈴鹿市立図書館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で教育委員会が必要と認めた事業

(2) 鈴鹿市立図書館江島分館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 略

ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が第4条第1号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当するときは、図書館の施設の使用を許可しないものとする。

(使用料)

第7条 図書館の施設の使用料は、無料とする。ただし、ギャラリーを使用する場合で前条第1項第2号ア及びイに掲げる事業以外の事業を行うために使用するとき、第5条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1)～(3) 略

(損害賠償の義務)

第12条 入館者又は使用者は、図書館の施設又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害相当額を賠償しなければならない。ただ

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が第4条第1号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当するときは、図書館の施設の使用を許可しないものとする。

(使用料)

第7条 図書館の施設の使用料は、無料とする。ただし、ギャラリーを使用する場合で前条第1項第2号アに掲げる事業以外の事業を行うために使用するとき、第5条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1)～(3) 略

(損害賠償の義務)

第12条 入館者又は使用者は、図書館の施設又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害相当額を賠償しなければならない。ただ

し、<u>市長</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (鈴鹿市立図書館協議会) 第13条 略 2～5 略 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	し、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (鈴鹿市立図書館協議会) 第13条 略 2～5 略 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 (委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	--

議案第 2 1 5 1 号

令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価報告書について
議会に提出し、公表する次の議案について、原案のとおり了承する。

令和 6 年 1 0 月 2 2 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価報告書

(別 紙)

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項の規定に基づく令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価報告書について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

専決の承認について

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 1 0 月 2 2 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第7号

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和3年鈴鹿市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額) 第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 養護及び支援員 <u>時間額1,033円</u> (2)～(6) 略	(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額) 第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 養護及び支援員 <u>時間額1,020円</u> (2)～(6) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1号の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由を生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由を生じた報酬については、なお従前の例による。

令和6年10月 教育委員会 定例会

報 告 事 項

令和6年10月22日

鈴鹿市教育委員会

企画展「三重のおかしな須恵器 part 2」開催要項

◆と き

令和6年11月23日（土）から令和7年2月2日（日）まで

休館日：毎週月曜日、第3火曜日（祝休日の場合は開館）

祝休日の翌日（日曜日・祝休日の場合は開館）

年末年始 令和6年12月27日（金）～令和7年1月4日（土）

◆ところ

鈴鹿市考古博物館 特別展示室

◆趣 旨

考古博物館開館からまもない平成13年度に三重県内から出土した須恵器の中から、現在の私たちから見て「不思議な形をした須恵器」、研究者の目から見て「おかしな須恵器」などを「三重のおかしな須恵器」と題した企画展で紹介しました。

その後、市内の岸岡町天王遺跡や平野町平野遺跡などの発掘調査では、土管のようでちょっと違う須恵器、器台に似た変わった形の須恵器、暗文のある須恵器など「おかしな須恵器」が出土しました。このような「おかしな須恵器」の調査事例が増加してきたことから、今回、これらの新資料を含め、三重県内や周辺の地域の「おかしな須恵器」を改めて紹介します。

子どもや考古学に馴染みのない市民の皆さんでも須恵器の「おかしな」ポイントが分かるように詳しく解説しながら、須恵器について理解を深め、考古学に対する関心を高めていただけるような展示とします。

◆主 催 鈴鹿市考古博物館

◆展示構成

◇よくある須恵器 ―基本形―

◇これってなんだろう？

- ・みたことのない形や変わった形
- ・どうしてこの形になった！

◇須恵器の作り方とは違うかも？

- ・埴輪な須恵器
- ・土師器な須恵器

◇大きな須恵器と小さな須恵器

- ・標準サイズと規格外

◆主な展示資料	(出土遺跡)	(所蔵機関)
◇器台形土器・土管状土製品ほか	天王遺跡	鈴鹿市考古博物館
◇脚付壺・子持蓋	伝岸岡町	
◇暗文有台坏	平野遺跡	
◇長胴甕	伝秋永町	鈴鹿市立栄小学校
◇はそう・脚付壺ほか	石薬師東古墳群	三重県埋蔵文化財センター
◇筒形土器	高井 A 遺跡	
◇坏	山奥遺跡	四日市市
◇高坏・台付壺	八重田 16 号墳	松阪市
◇鳥形はそう・二重はそう	神前山 1 号墳	明和町
◇器台形土器	牛牧遺跡	愛知県埋蔵文化財調査センター
		ほか

◆開館時間

9時から17時まで（入館は16時30分まで）

◆観覧料

	常設展共通
一般・学生	200 円
小中学生	100 円

※団体（20 名以上）は各 50 円引き

※障がい者の手帳等をお持ちの方とその介護者 1 名、未就学児、70 歳以上の方は無料
（証明できるものを窓口で提示）

◆関連講演会「三重のおかしな須恵器を読み解く」

日時：令和 6 年 11 月 30 日（土） 13：30 から

講師：渡辺和仁氏（三重県埋蔵文化財センター）

◆会期中のイベント（講演会）

◇博物館入門講座

第 2 回「須恵器を編む 一猿投編年を中心に」

日時：令和 6 年 12 月 7 日（土） 13：30～

講師：大西 遼氏（愛知県陶磁美術館）

◇寺院・官衙シリーズ講演会

第1回「教えて 郎女さん！－奈良時代のキャリアウーマンの暮らし－」

日時：令和7年1月26日（日） 14：00～

講師：佐紀郎女氏（平城宮勤務） （岩戸晶子氏 奈良大学教授）

◆問い合わせ先

鈴鹿市考古博物館 担当 吉田真由美 直通電話 374-1994

令和7年度 鈴鹿市立幼稚園入園予定者数

園 名	R6.9.20時点			R6.10.1時点			学級数 (予定)	学級 増減	備考
	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児			
国府	7	8	16	8	8	16	3	0	
旭が丘	23	32	36	20	32	36	4	+1	
飯野		5	10		5	10	1	-1	
玉垣	26	23	26	20	23	26	3	0	
神戸		6	11		6	11	1	-1	
年齢別合計	56	74	99	48	74	99	12	-1	
合 計	229			221					

令和5年度
教育委員会活動の点検・評価報告書（案）

令和6年10月
鈴鹿市教育委員会

目 次

1 はじめに

(1) 制度の趣旨	1
(2) 本市の教育行政の方向性	2
(3) 点検・評価の対象	3
(4) 実施フロー	3
(5) 担当所属、教育委員会委員、教育長による点検・評価の実施方法 ..	3
(6) 学識経験者の知見の活用	4
(7) 報告書の議会への提出と公表	4
(8) 令和5年度教育委員会活動の点検・評価の総括	4
(9) 令和5年度 点検・評価項目一覧	7

2 担当所属、教育委員会委員、教育長による点検・評価

【1 グローバルな視点で主体的に学び、社会に発信する子ども】

(1) 1-1 英語教育	9
(2) 1-2 ICTを活用した教育	11
(3) 1-6 アクティブ・ラーニングを導入した教育活動	13

【2 基礎・基本を身に付け、自ら表現する子ども】

(4) 2-1 キャリア教育	15
(5) 2-4 外国人児童生徒などへの日本語教育	17

【3 豊かな感性をもち、自律した子ども】

(6) 3-1 道徳教育	19
(7) 3-2 情報モラル教育	21

【4 健康への意識を高め、健やかな体をもつ子ども】

(8) 4-1 体力・運動能力の向上	23
--------------------------	----

【5 命を尊重し、人の多様性を認め合える子ども】

(9) 5-1 人権教育	25
(10) 5-2 特別支援教育	27
(11) 5-5 不登校対策	29

【6 学校、家庭とともに子どもを育む地域】

(12)	6－2	幼稚園・小学校・中学校の一貫した学びの充実	31
------	-----	-----------------------	----

【7 子どもが楽しく安心して学べる環境】

(13)	7－1	人的環境の整備	33
(14)	7－2	施設等の環境整備	35
(15)	7－3	就学が困難な子どもへの支援	36

※各基本事業の番号について、特に重点を置いて取り組む15項目のみを掲載しているため、
連番になっていません。

3 学識経験者の知見の活用

(1)	須曾野仁志氏からの意見	38
(2)	瀬戸美奈子氏からの意見	47

1 はじめに

(1) 制度の趣旨

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び教育委員会事務局が、広範かつ専門的に教育行政事務を執行するものです。

このため、事前に教育委員会が立てた基本方針に沿って、それぞれの教育行政事務が執行されているかどうかについて、教育委員会委員と教育長自らが、教育的視点から点検及び評価を行い、その教育的効果について検証するとともに、地域住民に対する説明責任を果たし、その活動を充実させていくことが求められています。

このことから「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」において、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されています。

そこで、本市教育委員会では、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、令和5年度の教育行政事務について「教育委員会活動の点検・評価」（以下、「点検・評価」とします。）を実施し、報告書にまとめました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（２）本市の教育行政の方向性

本市教育委員会は、『自己実現と人との協働により、豊かな未来を創る力を備えた鈴鹿の子ども』をめざす子どもの姿とし、鈴鹿の未来を担う子どもたちの教育を、家庭、地域、学校、関係機関などの強い絆と、それぞれの役割のもとで推進することをめざします。

『鈴鹿を愛し、子どもの学びと安全・安心を支え、絆で育む鈴鹿の教育』を基本理念として、「めざす子どもの姿」を実現させるため、基本理念のもと３つの基本目標を設定しています。

①『知識基盤社会を生き抜く力を育む教育内容を創造します』

グローバル化、ＩＣＴ（情報通信技術）による情報化がめざましく進んでいることから、情報の溢れる社会を生き抜く力を育成するための教育内容を創造し展開します。

②『家庭や地域とともにある学校づくりを推進します』

教職員や保護者をはじめ、子どもたちの身近に暮らす人々が教育活動に参画し、多様性や社会性のある学校づくりを進めます。

③『社会の変化や技術革新に対応した教育環境を整備します』

常に変化する社会情勢を見据え、国の動向を注視しつつ、教育課程の編成や最新の教育機器の活用などについて、計画的に取り組を進めます。

これらの３つの基本目標を具現化していくため、子どもや地域のあるべき姿として７つの基本的方向を設定しました。

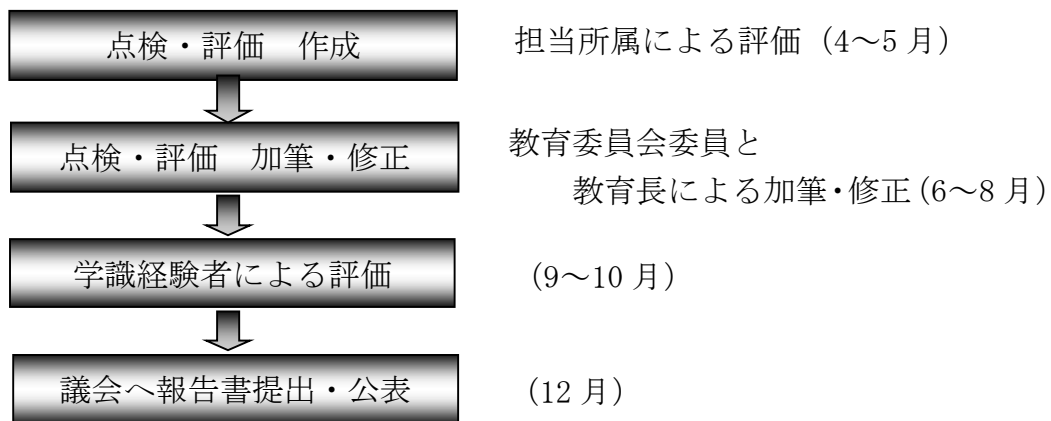
- （１）グローバルな視点で主体的に学び、社会に発信する子ども
- （２）基礎・基本を身に付け、自ら表現する子ども
- （３）豊かな感性をもち、自律した子ども
- （４）健康への意識を高め、健やかな体をもつ子ども
- （５）命を尊重し、人の多様性を認め合える子ども
- （６）学校、家庭とともに子どもを育む地域
- （７）子どもが楽しく安心して学べる環境

（３）点検・評価の対象

この点検・評価は、単年度のPDCAサイクルに沿って実施する観点から、鈴鹿市教育振興基本計画の施策の基本的な方向ごとの基本事業の取組の中でも、特に重点を置いて取り組む15項目に関して、実施しました。

（４）実施フロー

点検・評価については、概ね下図のフローにより実施しました。



（５）担当所属、教育委員会委員、教育長による点検・評価の実施方法

①「総合評価」

実績値、達成度などに加え、令和５年度の事業の進捗状況などから評価した総合評価を以下のとおり記載しました。

●総合評価

- A：順調に進んでいる
- B：まずまず進んでいる
- C：あまり進んでいない
- D：進んでいない

②「１ 指標に対する活動」

該当年度の活動内容について記載しました。

③「２ 目標達成度に関する分析評価」

単年度の目標達成状況について、それぞれの基本事業において設定した目標値（指標）に対する令和５年度の実績値及び達成度を記載しました。

④「3 課題認識」・「4 今後の方向性」

「1 指標に対する活動」、「2 目標達成度に関する分析評価」を踏まえた課題認識、今後の方向性を記載しました。

(6) 学識経験者の知見の活用

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方から意見を求めました。

名 前	所 属 等
須曾野 仁志	三重大学大学院教育学研究科 教授 元鈴鹿市教育振興基本計画審議会会長
瀬戸 美奈子	三重大学 教育学部 教授 元鈴鹿市教育振興基本計画審議会副会長

(7) 報告書の議会への提出と公表

点検・評価報告書を12月に市議会へ提出するとともに、教育委員会ウェブサイトにて公表します。

(8) 令和5年度教育委員会活動の点検・評価の総括

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に引き下げられ、コロナ禍以前の教育活動が再開されました。学校生活では、児童生徒のコミュニケーションが円滑になり、対話的な学びや体験活動の充実が図られるようになりました。

令和5年度は、「鈴鹿市教育振興基本計画」の最終年度となるため、本市教育委員会が打ち出している重点課題（「学力向上」・「長期欠席対策」・「ICTの活用」・「地域連携」）に力点を置きつつ、目標達成に向けて、教育施策を進めてまいりました。

令和2年度から令和5年度を計画期間とする「鈴鹿市教育振興基本計画」では、31の基本事業を定め、「4年間で重点を置く取組内容」として、15の取組内容を設定し、点検・評価の対象としています。

次の表は、令和4年度と令和5年度の15の取組内容にかかる総合評価をまとめたものです。

No	基本事業	取組内容	令和4年度 総合評価	令和5年度 総合評価
1	1－1 英語教育	小中学校の系統的な英語教育の推進	A	A
2	1－2 ICTを活用した教育	ICT活用による授業の質の向上、ICT活用の支援体制づくり	B	B
3	1－6 アクティブ・ラーニングを導入した教育活動を導入した教育活動	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業展開	B	B
4	2－1 キャリア教育	教育活動全体における計画的な取組	B	B
5	2－4 外国人児童生徒などへの日本語教育	特別な教育課程による日本語指導の充実	B	B
6	3－1 道徳教育	学校教育活動全体を通じた道徳教育の推進	B	A
7	3－2 情報モラル教育	授業における情報モラル教育の推進	B	B
8	4－1 体力・運動能力の向上	体力向上に向けた授業の改善	B	A
9	5－1 人権教育	学校・幼稚園における人権教育の推進	A	B
10	5－2 特別支援教育	途切れのない支援体制づくり	B	B
11	5－5 不登校対策	学校支援体制づくり	B	B
12	6－2 幼稚園・小学校・中学校の一貫した学びの充実	中学校区における一貫した教育の推進体制づくり	A	A
13	7－1 人的環境の整備	介助員などの適切な配置	B	B
14	7－2 施設等の環境整備	トイレの洋式化の推進	A	B
15	7－3 就学が困難な子どもへの支援	就学援助・特別支援就学奨励費制度の実施	A	A

総合評価の評価凡例：A 順調に進んでいる

B まずまず進んでいる

C あまり進んでいない

D 進んでいない

令和５年度に評価Ａであった取組内容は次の５項目で、令和４年度と同数でした。

- ・ １－１ 英語教育
- ・ ３－１ 道徳教育
- ・ ４－１ 体力・運動能力の向上
- ・ ６－２ 幼稚園・小学校・中学校の一貫した学びの充実
- ・ ７－３ 就学が困難な子どもへの支援

この中で最も成果が顕著なものとして、「幼稚園・小学校・中学校の一貫した学びの充実」（達成度 117.9％）が挙げられます。

本市の重点課題である「地域連携」の具体的な取組として、校区の課題等に指導主事等が各中学校区の担当者として、共に取組を進めてきたことや、管理職のみならず、各部会のリーダー同士が定期的に集まり、情報共有や統一した取組を行うなど、特に中学校区における幼稚園・小学校・中学校の連携強化を図ってきたことが、着実な成果に繋がったと言えます。

一方、令和４年度と比較して次の２項目が評価を下げています。

- ・ ５－１ 人権教育
- ・ ７－２ 施設等の環境整備

人権教育については、昨年度発生した県内の教育公務員による差別事案の発生を受け、今一度、本市においても、児童生徒に指導する教職員自身が正しい知識や実践力を身に付けるなどの研鑽に努め、児童生徒と共にいじめをはじめとする差別解消に向けて取組を進める必要があります。

子どもたちの学びの場である学校施設については、トイレの洋式化をはじめ、安全・安心な教育環境を確保しつつ、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を推進していく必要があります。

コロナ禍を経て、この４年間で、教育を取り巻く環境は大きく変化しました。公教育である学校教育は学力を育てるだけでなく、他者と関わり合いながら、共に学び、人間性を涵養していく重要な役割を果たしています。

変化の激しい時代、子どもたちが生涯にわたって、能動的に学び続けることができるよう、自立した学習者として子どもたちを育んでいきたいと考えます。

(9) 令和5年度 点検・評価項目一覧

No.	基本事業	取組内容	指標	令和5年度実績値	令和5年度目標値	達成度	総合評価	担当課
1	1－1 英語教育	小中学校の系統的な英語教育の推進	中学校の英語科の授業において、外国語指導助手を活用した話す・書くなどのパフォーマンステストを実施した回数【英語教育実施状況調査】	216回	200回	108.0%	A	教育指導課
2	1－2 ICTを活用した教育	・ICT活用による授業の質の向上 ・ICT活用の支援体制づくり	児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を授業で活用した学校の割合（ほぼ毎日）【学校質問紙※1】	80.0%	100.0%	80.0%	B	教育指導課 教育政策課
3	1－6 アクティブ・ラーニングを導入した教育活動	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業展開	自ら課題を設定し、解決に向けて話し合いやまとめ、表現などの学習活動を取り入れた学校の割合【学校質問紙ほか】	87.5%	100.0%	87.5%	B	教育指導課
4	2－1 キャリア教育	教育活動全体における計画的な取組	「すずか夢工房」を実施した学校の割合	77.5%	87.5%	88.6%	B	教育指導課
5	2－4 外国人児童生徒などへの日本語教育	特別の教育課程による日本語指導の充実	外国人児童生徒などが在籍している学校において日本語指導に係る研修会を実施した学校の割合	81.6%	100.0%	81.6%	B	教育支援課
6	3－1 道德教育	学校教育活動全体を通じた道德教育の推進	道德科において児童生徒が自ら考え、話し合う指導をした学校の割合【学校質問紙】	100.0%	100.0%	100.0%	A	教育指導課
7	3－2 情報モラル教育	授業における情報モラル教育の推進	携帯電話・インターネットの正しい使い方教室を行った学校数	29校	36校	80.6%	B	教育支援課
8	4－1 体力・運動能力の向上	体力向上に向けた授業の改善	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力測定を全学年・全種目で実施した学校の割合	100.0%	90.0%	111.1%	A	教育指導課
9	5－1 人権教育	学校・幼稚園における人権教育の推進	児童生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組を実施した学校の割合	95.0%	100.0%	95.0%	B	教育支援課
10	5－2 特別支援教育	途切れない支援体制づくり	通常の学級に在籍する児童生徒で、個別の支援が必要な児童生徒の「個別の教育支援計画」作成率【三重県調査】	95.6%	100.0%	95.6%	B	教育指導課
11	5－5 不登校対策	学校支援体制づくり	学校生活の中で、児童生徒一人ひとりのよい点や可能性を見つけ、評価する（褒めるなど）取組を積極的に行った学校の割合【学校質問紙】	75.0%	62.5%	120.0%	B	教育支援課
12	6－2 幼稚園・小学校・中学校の一貫した学びの充実	中学校区における一貫した教育の推進体制づくり	教科の指導内容や指導方法について、近隣の校種の違う学校と連携している学校の割合（月に1回以上）【学校質問紙ほか】	82.5%	70.0%	117.9%	A	教育指導課
13	7－1 人的環境の整備	介助員などの適切な配置	介助員一人当たりに対する特別支援学級の児童生徒数	5.0人	4.2人	81.0%	B	学校教育課
14	7－2 施設等の環境整備	トイレの洋式化の推進	小中学校のトイレの洋式化率	45.4%	46.0%	98.7%	B	教育政策課
15	7－3 就学が困難な子どもへの支援	就学援助・特別支援就学奨励費制度の実施	就学援助制度についての広報などによる周知回数	7回	7回	100.0%	A	学校教育課

評価凡例：A 順調に進んでいる
B まずまず進んでいる
C あまり進んでいない
D 進んでいない

2 担当所属、教育委員会委員、教育長による点検・評価

施策の基本的方向	1 グローバルな視点で主体的に学び、社会に発信する子ども	総合評価 A 順調に進んでいる
基本事業	1-1 英語教育	
指標	中学校の英語科の授業において、外国語指導助手※1を活用した話す・書くなどのパフォーマンステスト※2を実施した回数【英語教育実施状況調査】	

1 指標に対する活動		担当課																
活動内容①	小中学校の系統的な英語教育の推進		教育指導課															
主な事業費		●国際化教育推進費	37,412千円															
活動状況と成果	●「聞くこと」「話すこと」の学習を小中学校で円滑に接続するとともに、「書くこと」「読むこと」についても、指導内容の連携を図るため、令和5年度は、天栄、鼓ヶ浦中学校区で、中学校英語科教員による小学校5・6年生外国語科への乗り入れ授業※3を実施した。 ●小中学校教員を対象にした担当者会や外部講師（愛知教育大学名誉教授高橋美由紀氏）を招いた研修会などで、授業改善の方向性や具体的な実践例などを共有し、外国語指導助手の有効な活用及び言語活動を中心とした授業づくりに係る研修が進んだ。 ●英語パフォーマンス力向上プロジェクト〔Talk Time Project（トーク・タイム・プロジェクト）〕を活用し、生徒の主に「聞くこと」「話すこと」に係る力の定着状況を把握することにより、言語活動を充実させる授業改善につなげることができた。																	
2 目標達成度に関する分析評価		（※R2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により未測定）																
達成度	108.0%	<table><caption>実績値・目標値の推移</caption><thead><tr><th>年度</th><th>実績値 (回)</th><th>目標値 (回)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>-</td><td>128</td></tr><tr><td>R3</td><td>189</td><td>132</td></tr><tr><td>R4</td><td>193</td><td>195</td></tr><tr><td>R5</td><td>216</td><td>200</td></tr></tbody></table>		年度	実績値 (回)	目標値 (回)	R2	-	128	R3	189	132	R4	193	195	R5	216	200
年度	実績値 (回)	目標値 (回)																
R2	-	128																
R3	189	132																
R4	193	195																
R5	216	200																
実績値	216 回																	
目標値	200 回																	
目標値設定根拠	●令和3年度は学習指導要領改訂に伴い、指導領域（「話すこと」（やり取り））が増えたため、実績値が目標値を大幅に上回った。そのことにより、今後もパフォーマンステストの実施は充実すると見込まれるため、令和4年度目標値を195回、令和5年度は200回へと変更した。 ●令和3年度から実施している本市独自の英語パフォーマンス力向上プロジェクト〔Talk Time Project（トーク・タイム・プロジェクト）〕に係る教材の活用が、実績値向上の背景にあると考えられる。 ●令和2年度までは、「聞くこと」「話すこと」を想定したインタビュー形式の独自教材を活用してきたが、学習指導要領の改訂に伴い、令和3年度からは「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能を総合的に育成できる教材に改良して実施してきたことにより、年間を通じて、英語パフォーマンステストを実施する機会が増えた。 ●英語パフォーマンステストを充実させることにより、実際のコミュニケーションに即した言語活動を通して、総合的な英語力の向上が期待できる。 ●教材改良等に伴い、全学年がどの時期でも活用できる内容にしたことにより、各校の生徒の実態に合わせて英語パフォーマンステストを実施する機会が増えた。 ●英語パフォーマンス力向上プロジェクト〔Talk Time Project（トーク・タイム・プロジェクト）〕に係る教材は、改良を重ねて内容を充実していくため、さらに活用が進むことが期待できる。																	

3 課題認識	
●	令和5年度全国学力・学習状況調査において、中学校英語の平均正答率は、全国を3.6ポイント下回った。
●	令和5年度英語教育実施状況調査において、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上を達成した中学生の割合は、全国を23.5ポイント下回っている。
●	小中学校において、学習者用デジタル教科書と従来の紙教科書の併用や、学校外とのオンラインによる遠隔交流など、実践的な取組の推進が必要である。
●	英語教育における小学校から中学校への円滑な接続のためには、小学校の学習内容を中学校教員が十分理解し、系統立てて指導を行う必要がある。
●	言語活動が充実した授業実践のため、外国語指導助手の資質向上及び効果的な配置・活用の検討が課題である。
●	児童生徒の英語学習に対する動機付けや、達成状況を把握するために、CAN-DOリスト（目標到達度）を有効活用し、言語活動を充実した授業改善を進める必要がある。
4 今後の方向性	
●	指導主事が各校の授業を参観して実態を把握し、担当者や研修を通じて課題の共有や、課題解決に向けた授業改善の取組等の周知及び授業改善に向けた指導助言を行う。
●	合川小学校で長年取り組んできた英語教育は、令和8年度に開校予定の「新たな小学校」における特色ある取組のひとつとして、引き続き取り組んでいく。天名小学校及び郡山小学校においても、国際化教育指導員を配置し、低学年から英語に親しむ活動を創出する。
●	中学校の担当者に対しては、公開授業や教科部会、研修会等を通して小学校の英語指導についても理解を深めることができるよう働きかける。
●	言語活動を中心とした授業改善の研修を実施し、学習指導要領で示されている「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能について総合的な育成をめざす。
●	CAN-DOリスト（目標到達度）を活用し、学年ごとの達成状況を把握するとともに、指導計画及び指導内容について効果検証を行う。
●	令和6年度から本格導入された英語の学習者用デジタル教科書のこれまでの実証事業における活用率が低いことを踏まえ、担当者会の内容に取り上げたり、研修講座の内容に含めたりするなどして、効果的な活用を推進する。
●	MEXCBT※4（文部科学省CBT※5システム）に搭載されている「話すこと」「書くこと」を中心としたCBT問題に取り組むことにより、個別最適な学びを通じた英語力の強化をめざす。
●	英検IBA※6（日本英語検定協会による外部試験）を実施することにより、生徒の英語力の客観的な把握、教員の指導イメージの醸成、教員と生徒間における学習到達目標の共有などを通して、英語の授業改善を推進する。

〔用語解説〕		
※1	外国語指導助手	外国語を指導する教員を補佐し、主に外国語の会話の指導にあたる外国人補助員。
※2	パフォーマンステスト	外国語の知識やスキルを使ったコミュニケーション力を測るテストのこと。
※3	乗り入れ授業	中学校教員が小学校の授業に加わり、学習支援を行う。
※4	MEXCBT (メクビット)	文部科学省が開発・展開を進めている、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習等ができる公的なシステムのこと。
※5	CBT	Computer Based Testing。従来の紙と鉛筆を使った試験とは異なり、受験者がコンピュータを使用して解答する試験のこと。
※6	英検IBA	日本英語検定協会が実施する、学習指導要領に沿った形式で客観的に英語力を測定することができる試験。結果は、技能別のスコアや英検級レベル等で示されるが、実際の英語検定級の取得とはならない。

施策の 基本的方向	1 グローバルな視点で主体的に学び、社会に発信する子ども	総合評価 B まずまず進んでいる
基本事業	1-2 ICTを活用した教育	
指標	児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を授業で活用した学校の割合（ほぼ毎日）【学校質問紙※1】	

1 指標に対する活動			担当課															
活動内容①	ICT活用による授業の質の向上		教育指導課															
	主な事業費	特になし	—															
活動状況と成果	●令和5年度は、端末活用頻度ではなくその質を高めることで、授業改善及び家庭学習と授業を結びつける取組を行った。具体的には、情報担当指導主事が全小中学校を訪問し、主に学校長及び情報教育推進担当者との面談を行い、端末活用に係る実践状況や困り感等を聞き取り、改善に向けて指導助言を行った。また、ICT教育に係る校区連携の充実を図るために、中学校区単位で情報教育推進リーダーを設け、中学校区内の小中連携を図りながら、ICTを有効活用した授業改善や、家庭学習の充実等の取組を進めた。その結果、各校の実態に応じた多様な取組が実践された。 ●ICT教育先進地視察の情報提供を積極的に行った結果、実際に授業を参観することにより、端末を授業改善のツールとして活用し、子どもたちが主体的に学ぶ授業に取り組もうとする教員が増加した。また、長期研修員の研究・実践及び情報発信に伴い、端末活用による家庭学習の多様化が見られた。																	
活動内容②	ICT活用の支援体制づくり		教育政策課															
	主な事業費	●教育情報化推進費 ●GIGAスクール構想推進費	563,065千円															
活動状況と成果	●教育ICT環境の運用保守を行い、円滑に利用できる環境を維持した。 ・ICT基盤 ・大型提示装置 ・統合型校務支援システム ・授業・学習支援システム ・指導者用デジタル教科書 ・学校ホームページシステム ・ICT支援員 ・学校図書館システム ●児童生徒1人1台端末環境をサポートするため、システム等の運用保守を行い、円滑に利用できる環境を維持した。 ・1人1台端末用ヘルプデスク ・校内Wi-Fi ・Webフィルタリングシステム																	
2 目標達成度に関する分析評価			(※R2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により未測定)															
達成度	80.0%	<table><thead><tr><th>年度</th><th>実績値 (%)</th><th>目標値 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>-</td><td>77.5%</td></tr><tr><td>R3</td><td>100.0%</td><td>85.0%</td></tr><tr><td>R4</td><td>60.0%</td><td>80.0%</td></tr><tr><td>R5</td><td>80.0%</td><td>100.0%</td></tr></tbody></table>		年度	実績値 (%)	目標値 (%)	R2	-	77.5%	R3	100.0%	85.0%	R4	60.0%	80.0%	R5	80.0%	100.0%
年度	実績値 (%)			目標値 (%)														
R2	-			77.5%														
R3	100.0%	85.0%																
R4	60.0%	80.0%																
R5	80.0%	100.0%																
実績値	80.0% (32校)																	
目標値	100.0% (40校)																	

目標値 設定根拠	●令和3年度までの指標「授業で大型提示装置（プロジェクター、電子黒板等）などのICTを活用した学校の割合（週1回以上）【学校質問紙】」における、令和元年度の目標値が70%であった。年間7.5%増を目標とすることで、令和5年度の目標値である100%を達成する設定を行った。しかし、令和3年度の達成度が117.6%であったため、令和4年度以降の指標を「児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を授業で活用した学校の割合（ほぼ毎日）【学校質問紙】」に変更し、令和4年度の目標値を80.0%、令和5年度の目標値を100%とした。
●目標値には届かなかったが、昨年度より実績値が増加している。1人1台端末を日常的に活用するイメージを共有する取組が引き続き必要である。 ●目標値に近づけるためには、教員間、学校間で活用頻度に差が出ないよう、端末活用の質を高め、端末を授業改善のツールとして活用できる方策を検討することが有効だと考えられる。	
3 課題認識	
●1人1台端末活用については、担任と担任外、教科間、教員の年代間、学校間で、依然として二極化が見られるため、端末活用が進みにくい学校や教員の状況を把握し、引き続き指導助言をしていく必要がある。 ●学習者用デジタル教科書については、令和6年度に小学校5年生から中学校3年生までの英語で本格導入される。実証実験期間の成果と課題を踏まえて、より効果的・有効的な活用について研究実践を行う必要がある。併せて、指導者用デジタル教科書の有効活用を推進する。 ●一部の学校で1人1台端末を活用した協働的な学びや、授業と連続する家庭学習に取り組まれるようになってきたことを踏まえ、この取組を一部に留めず、学年間、学校内、中学校区内の取組へと展開させ、市内の取組として広げる必要がある。 ●日本語指導が必要な外国人児童生徒等や学校や教室に入りにくく学習の遅れも懸念される不登校児童生徒、集中しにくいなどの特性により特別な支援を必要とする児童生徒に対するICTを効果的に活用した支援等について、事例共有を図り、取り組む必要がある。	
4 今後の方向性	
●各中学校区で情報教育推進リーダーを中心にICT教育を推進するシステムを確立し、学校間によるICT教育の格差を是正する。 ●ICTを活用した「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を図るために、授業改善についてイメージできるように、各校における1人1台端末を活用した、子どもが主体的に学ぶ授業づくりをテーマにしたミニ自主研修会を企画運営する。 ●ICT活用指導力チェックシート（教職員対象）及び情報活用能力チェックシート（児童生徒対象）の活用を推進する。 ●ICT教育先進地視察に係る情報提供をより積極的に行うとともに、市内におけるICT教育に係る公開授業への参加を促進する。 ●外国人児童生徒等についてはデジタル教科書及び教材のルビ機能や読み上げ機能の活用、不登校児童生徒についてはビデオ会議アプリでのオンライン授業や学習支援アプリを使ったドリル学習、特別な支援を必要とする児童生徒についてはデジタル教科書及び教材の拡大機能や豊富な動画資料等の活用など、効果的なICT活用の実践事例を発信する。 ●教職員のICT活用指導力向上に向けて、研修講座を企画するとともに、ICTシェアサイト※2及び教育指導課研究グループだより等により、実践事例の共有を図り、情報発信に努める。 ●ICTシェアサイト内にある「働き方改革コーナー」「デジタル教材バンク」の充実を図るなどして、各校の実態に応じたデジタルによる校務の効率化に取り組む。	
〔用語解説〕	
※1	学校質問紙 全国学力・学習状況調査、または全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、学校に対し実施される指導方法に関する取組や教育条件の整備状況などに関するアンケート調査。
※2	ICTシェアサイト ICT教育に関わる情報を、市内教職員に共有するためのサイト（令和3年7月に新設）。教職員の端末から閲覧することができる。

施策の 基本的方向	1 グローバルな視点で主体的に学び、社会に発信する子ども	総合評価 B まずまず進んでいる
基本事業	1-6 アクティブ・ラーニングを導入した教育活動	
指標	自ら課題を設定し、解決に向けて話し合いやまとめ、表現などの学習活動を取り入れた学校の割合【学校質問紙ほか】	

1 指標に対する活動		担当課															
活動内容①	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業展開	教育指導課															
主な事業費		●教育委員会事務局運営費 ●教育研究推進支援事業費 629千円															
活動状況と成果	●全国学力・学習状況調査の各校の分析等をもとに、各校の課題を明らかにし、指導主事が校内研修等で各校を訪問した際に、ICTの効果的な活用も含めた具体的な授業改善などについて、指導・助言を行った。 ●1学期から夏季休業中にかけて、鈴鹿市独自の「授業力UP5★」をもとにした授業づくりについて、5教科の教員研修を企画・実施した。 ●令和5年度の鈴鹿市教育研究会委託発表(若松小学校、一ノ宮小学校、白鳥中学校)の取組により、アクティブ・ラーニング※1を意識した授業改善が進んだ。特に白鳥中学校では、各教科において、1人1台端末を活用した協働的な学習に積極的に取り組んでいた。 ●全小中学校が、カリキュラム・マネジメント※2による教科等横断的な学習課程の編成に取り組むことによって、各教科等の指導や学校行事と、安全・環境・食育・図書館活用・情報教育・キャリア教育等との関わりの中で、アクティブ・ラーニングによる学習の機会の充実に努めた。																
2 目標達成度に関する分析評価		(※R2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により未測定)															
達成度	87.5%	<table><thead><tr><th>年度</th><th>実績値 (%)</th><th>目標値 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>-</td><td>92.5%</td></tr><tr><td>R3</td><td>95.0%</td><td>95.0%</td></tr><tr><td>R4</td><td>85.0%</td><td>97.5%</td></tr><tr><td>R5</td><td>87.5%</td><td>100.0%</td></tr></tbody></table>	年度	実績値 (%)	目標値 (%)	R2	-	92.5%	R3	95.0%	95.0%	R4	85.0%	97.5%	R5	87.5%	100.0%
年度	実績値 (%)		目標値 (%)														
R2	-		92.5%														
R3	95.0%		95.0%														
R4	85.0%	97.5%															
R5	87.5%	100.0%															
実績値	87.5% (35校)																
目標値	100% (40校)																
目標値 設定根拠	●令和元年度は90%であった。令和5年度の目標値100%に向け、年間2.5%増を目標と設定している。 ●平成31年（令和元年）度から、全国学力・学習状況調査の学校質問紙で指標となる質問が変更されたため、市独自のアンケートにおいて指標となる質問を実施した。（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため休校措置があり、全国学力・学習状況調査が実施されなかった） ●令和4年度から、全国学力・学習状況調査で同質問が設けられている。 ●令和5年度は、実績値が87.5%となり、令和4年度より2.5ポイント（1校）上昇した。令和5年度には、新型コロナウイルス感染症が法律上の5類感染症に移行したことにより、通常の教育活動に徐々に取り組まれるようになり、授業改善を推進する条件が整ったといえる。																

3 課題認識

●これまで一定の成果を上げてきた日本型学校教育の良さを継承しながらも、これからのVUCAの時代を生き抜くために、自ら学ぶことができる「自律した学習者」の育成が求められている。この社会の変化を教員も認識し、教員が主導する授業から、子どもが主体的に学び取る授業へと、アクティブ・ラーニングの考え方を取り入れた授業の実現をめざして、教員の授業観の転換及び授業力向上が必要である。

●「めあて」と「振り返り」は定着してきたが、児童生徒が「何を学習し、何が分かったのか、何ができるようになったのか」等を、自分自身で確認する「振り返り」の質的向上は引き続き取り組むべき課題である。

●カリキュラム・マネジメントにより、教科等横断的な視点で、協働しながら主体的に学ぶ学習活動を推進することが必要である。

4 今後の方向性

●「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、言語活動を充実させる取組や、1人1台端末を活用した個々の考えの共有、共同編集を用いた協働学習など、教員が授業改善に取り組めるよう各学校での取組を進める。

●教科等横断的な学習を推進するため、教員が各校におけるカリキュラム・マネジメント資料を常時活用して、教員が実践しながら随時修正を加えていくなど、効果的な見直し方法について教育指導課から発信する。

●学習指導要領が目指す資質・能力の育成に向けて、教育指導課が作成している「授業力UP5★」の見直しを行う。子ども主体の授業づくりに向けて、一層の啓発を行い、授業改善のための5つの視点（「資質・能力」「めあて」「学習活動」「まとめ・振り返り」「端末活用」）の浸透を図る。指導主事の各校訪問時の指導・助言も同様の視点から行う。

●「振り返り」の質的向上に向けては、「新たな気づきや課題」「これまで学んだこととの照らし合わせ」「他者の言動からの学び」「学びの方法や工夫」等、指導の目的や意図に応じて、振り返りの視点を児童生徒にも意識させ、次の学習につながるようにする。

〔用語解説〕

※1	アクティブ・ラーニング	教員からの一方的な講義で知識を覚えるのではなく、児童生徒が主体的に参加し、仲間と深く考えながら課題を解決する力を養うことを目的とした授業手法。
※2	カリキュラム・マネジメント	教育課程を複数教科にわたって編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的に推進していくこと。

施策の 基本的方向	2 基礎・基本を身に付け、自ら表現する子ども	総合評価 B まずまず進んでいる
基本事業	2-1 キャリア教育	
指標	「すずか夢工房」を実施した学校の割合	

1 指標に対する活動		担当課															
活動内容①	教育活動全体における計画的な取組																
教育指導課																	
主な事業費		●すずか夢工房事業費 ●生徒指導活動費等/チャレンジ14事業費															
		964千円															
活動状況と成果	●地域で活躍している様々な分野の「達人」を招いて出前講座を開催する「すずか夢工房」の取組を通して、子どもたちがその生き方等を学ぶ機会を支援した。 ●中学校における職場体験学習（チャレンジ14）は4年ぶりに全10中学校で実施することができ（昨年度は3年ぶりに実施したが、5校の実施にとどまった。）、全校で3日以上以上の体験をすることができた。今もなお、感染症の影響により、事業所探しに苦慮しているが、地域の企業の協力を得て職業の体験をしたり、オンライン工場見学をしたり、ロータリークラブによる出前講座や、すずか夢工房を活用したりする等、各校で工夫しながらキャリア教育※1を実施することができた。																
2 目標達成度に関する分析評価																	
達成度	88.6%	<table><thead><tr><th>年度</th><th>実績値 (%)</th><th>目標値 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>57.1%</td><td>72.5%</td></tr><tr><td>R3</td><td>67.5%</td><td>77.5%</td></tr><tr><td>R4</td><td>67.5%</td><td>82.5%</td></tr><tr><td>R5</td><td>77.5%</td><td>87.5%</td></tr></tbody></table>	年度	実績値 (%)	目標値 (%)	R2	57.1%	72.5%	R3	67.5%	77.5%	R4	67.5%	82.5%	R5	77.5%	87.5%
年度	実績値 (%)		目標値 (%)														
R2	57.1%		72.5%														
R3	67.5%		77.5%														
R4	67.5%	82.5%															
R5	77.5%	87.5%															
実績値	77.5% (31校)																
目標値	87.5% (35校)																
目標値設定根拠	●令和元年度の実施校が27校であったため、毎年2校ずつの増をめざして設定した。																
●新規講師の登録や、年間を通して、各校への説明を行ったり、実施形態や内容についての調整を図ったりしたことにより、活用の促進が図られたと思われる。目標値には及ばなかったが、実施した学校の割合とともに、実施回数についても増加した（68回→85回）。																	
●職場体験学習（チャレンジ14）の取組に係るキャリア教育の際、「すずか夢工房」の活用を促進した。																	
3 課題認識																	
●「すずか夢工房」の実施校数は増加傾向にあるが、活用している学校や教員には依然として偏りがある。登録講師による講座の様子を共有するなどして、教育課程に位置付けたキャリア教育の重要性とともに、具体的な活用事例を職場体験学習（チャレンジ14）担当者等周知していく必要がある。																	
●中学校の職場体験学習（チャレンジ14）は例年通りに実施できるようになったが、キャリア教育の一貫であるという認識をさらに高め、効果的な取組につなげられるよう、今後もキャリア教育の在り方について教員に周知していく必要がある。																	

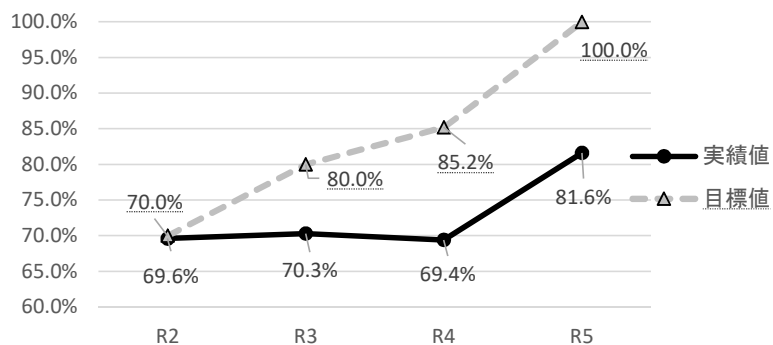
4 今後の方向性
●令和6年度から、事業名を「未来応援人」に変更し、新たなジャンルや活動等の追加、新規講師の登録促進を行うこと等により、キャリア教育を含め、子どもたちにとってより効果的な学びの場となるようにする。それとともに、活用頻度が低い学校園には個別に呼びかけるなどして、各校園における活用促進を図る。 ●中学校での「未来応援人」活用に向けて、「鈴鹿商工会議所の企業見学会」「ロータリークラブによる出前講座」と共に活用を促していく。 ●キャリア教育担当に取組のポイントや実践校の取組を周知するため、職場体験学習（チャレンジ14）担当者会を今後も継続して実施し、具体的な活用事例の紹介とともに、各校の担当で話し合いながら取組を進められるようにする。

〔用語解説〕		
※1	キャリア教育	学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けさせる教育。特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて行う。

施策の基本的方向	2 基礎・基本を身に付け、自ら表現する子ども	
基本事業	2-4 外国人児童生徒などへの日本語教育	総合評価 B まずまず進んでいる
指標	外国人児童生徒等が在籍している学校において日本語指導に係る研修会を実施した学校の割合	

1 指標に対する活動		担当課
活動内容①	教育活動全体における計画的な取組	教育支援課
主な事業費	●外国人児童生徒サポート事業／適応支援事業費 ●外国人児童生徒サポート事業／受入促進事業費 ●外国人児童生徒サポート事業／就学支援事業費	13,626千円
活動状況と成果	●令和5年度は早稲田大学大学院日本語教育研究科と研修を進めて16年目を迎え、昨年度設定した目標を基に取組を実施した。 ●日本語教育支援プロジェクト会議※1を年2回開催し、日本語教育の推進計画や進捗状況、成果と課題、今後の方向性などについて協議し、市全体で取組を進めた。 ●日本語教育ネットワーク会議を年間5回開催し、「特別の教育課程」に対応した日本語指導体制、授業実践研究や教材開発に取り組んだ。日本語教育経験者が中心となって学校間の交流を行ったことで、各校の担当者の指導の参考になったとの声があった。 ●多文化共生教育実践EXPOを開催し、実践の共有や日本語指導担当教員の指導力向上を図った。参加者52人で市内の学校の実践報告を交流したことで、市全体の意識向上につながった。 ●進路・就学保障の取組として開催した中学校の外国人生徒等対象の進路ガイダンスには、31人の生徒とその保護者45人が参加した。また、小学校入学予定の外国人幼児等対象に開催した就学ガイダンスには、7人の幼児とその保護者9人が参加した。令和5年度の高校進学率は、90%であった。 ●日本語教育コーディネーターの学校訪問等により、外国人児童生徒等の適応状況や学習状況の把握等を行うことで、日本語指導の充実を図ることができた。 ●外国人教育指導助手8人を小中学校14校に配置し、適応支援や保護者支援を行った。 ●来日間もない外国人生徒等を対象とした日本語初期支援のための就学支援教室「コトノハ」を開設、年間を通じ50人が通級し、日本語習得や就学・進学に向けた支援を実施した。 ●学校の要請や外国人児童生徒等の状況に応じて、8人の日本語指導講師や4人の外国人児童生徒支援員等を派遣することで、急な転編入や多言語に対応した支援を行った。母語のわかる支援員等を派遣したことで、外国人児童生徒等の困り感に寄り添った支援をすることができた。また、保護者への通訳・翻訳サポートにより、安心して日本の学校に通わせられることにつながっている。	

2 目標達成度に関する分析評価	
達成度	81.6%
実績値	81.6% (31校)
目標値	100% (38校)
目標値設定根拠	●令和2年度目標値を70%とし、毎年度10%ずつ上げ、令和5年度に100%となるよう設定した。 ●令和3年度の実績値により、令和4年度の目標値を下方修正したが、最終年の令和5年度は100%をめざし、暫定の目標値とした。



●「外国人児童生徒等が在籍している学校」の中で、日本語指導に係る研修会を実施した学校の割合を指標とした。令和5年度はコロナ禍が明け、研修の実施率が81.6%（外国人児童生徒等が在籍している市内小中学校38校中31校）と、令和4年度に比べ大幅に増加した。引き続き、JSLバンドスケール※2による日本語能力の把握やそれに基づく日本語指導の方法についてのスキルアップの必要性を各学校に伝えとともに、校内支援体制の見直しやわかりやすい授業づくりなどについて研修していく意義を、すべての学校に啓発していく必要がある。

3 課題認識

●本市の公立小中学校には、日本語指導が必要な児童生徒等が多く在籍し、多国籍化・多言語化が進む中、一定水準の日本語教育の維持向上と日本語教育指導者の育成が引き続き求められている。

●外国人児童生徒等の受入体制や初期支援体制が、すべての学校において整備され円滑に運用される必要がある。

●外国人児童生徒等及びその保護者に対し、日本の学校生活や授業内容、卒業後の進路決定等の必要な情報を、随時提供・説明していく必要がある。

●外国人児童生徒等の増加に伴い通訳・翻訳等の業務量や派遣要請が増加している。外国人児童生徒等への支援を維持するため、多言語化に対応する人材確保等を行う必要がある。

4 今後の方向性

●外国人児童生徒等が在籍している学校の国際教室担当者の専門性を高めるため、日本語教育担当者ネットワーク会議等において、日本語指導について、情報共有を図り、指導力や資質の向上に努めていく。

●国際教室担当者が身につけたノウハウや実践力を校内で共有し、在籍している外国人児童生徒等の実態に応じた効果的な日本語指導や多文化共生について話し合い、実践力向上につなげる。

●JSLバンドスケールにより、外国人児童生徒等の日本語能力を的確に把握するとともに、わかりやすい授業づくりを目指し、学習指導要領に基づいた主体的・対話的で深い学びの創造、キャリア教育・進路保障の視点を取り入れた実践ができるよう担当者の指導力向上に努める。

●日本語教育支援プロジェクト会議において、参加モデル校が国際教室担当者と在籍学級担当者（担任）で効果的な日本語支援の視点について情報を共有し、在籍学級で外国人児童生徒等への支援や手立てを取り入れた授業実践を行う。日本語教育支援プロジェクト会議ではその検証を行うとともに、効果的な実践や手立てをハンドブックにまとめ、全ての小中学校に発信し、市内一定水準の日本語指導ができる体制を構築する。

●日本語教育支援プロジェクト会議がまとめたハンドブックを活用し、市内全ての学校においても、在籍学級で外国人児童生徒等に効果的な指導ができる教員の育成を目指す。

●「日本語教育ガイドライン」を基に、外国人児童生徒等の円滑な受入と就学支援教室「コトノハ」での初期支援を行う。

●外国人児童生徒等の保護者への進路に関わる情報提供や説明会を充実させ、就学支援につなげる。

●過去の翻訳データベース化や市民対話課と連携した通訳機能付きタブレットなど、ICT機器を活用し、翻訳に係る時間の削減や、通訳等の効率化を図ることで、児童生徒に関わる時間を確保し、外国人児童生徒等への支援を充実させる。

〔用語解説〕

※ 1	日本語教育支援プロジェクト会議	鈴鹿市の日本語教育推進について、実践的な研究・課題解決を図るため、外国人児童生徒の在籍が多く、日本語教育のノウハウが一定累積されている小中学校3校を、実践モデル校に指定し、課題に対して先進的な実践研究を行う。会議の参加者は、教育委員会とモデル校の校長、モデル校以外で日本語教育の実践豊富な学校の日本語教育担当が参加する。1年間の実践研究の後、成果や課題を、校園長会等を通じて市内の学校に還元する。
※ 2	JSLバンドスケール	早稲田大学大学院の川上郁雄教授により開発された日本語を第一言語としない子どもたち（JSL児童生徒）の日本語能力を把握するために開発された測定基準。

施策の 基本的方向	3 豊かな感性をもち、自律した子ども	
基本事業	3-1 道徳教育	総合評価 A 順調に進んでいる
指標	道徳科において児童生徒が自ら考え、話し合う指導をした学校の割合【学校質問紙】	

1 指標に対する活動			担当課															
活動内容①	学校教育活動全体を通じた道徳教育の推進		教育指導課															
	主な事業費	特になし	—															
活動状況と成果	●年間3回、道徳教育担当者会を開催した。令和5年度は、2回目の道徳教育担当者会を県教育委員会が主催する研修と兼ねたことから、県教育委員会職員が実際に授業実践を行い、その授業を参観することができた。「考え、議論する道徳」の授業を行うための、発問や言葉がけについて参加者が協議を重ね、授業改善につなげることができた。 ●小中学校では、全ての学校教育活動と道徳教育との関連を示した全体計画を作成するとともに、道徳科の授業において、いつ、どの内容項目をどの教材を使ってどのように指導するかという1年間の指導の見通しを示した年間指導計画を作成し、授業を行った。 ●各小中学校の道徳教育推進教師が、県主催の研修会にも自主的に参加するなど、担当者会や研修会を通して得られた授業実践例等を各学校で還流する仕組みづくりを構築することができた。																	
2 目標達成度に関する分析評価		（※R2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により未測定）																
達成度	100.0%	<table><caption>目標達成度に関する分析評価データ</caption><thead><tr><th>年度</th><th>実績値 (%)</th><th>目標値 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>-</td><td>92.5%</td></tr><tr><td>R3</td><td>97.5%</td><td>95.0%</td></tr><tr><td>R4</td><td>92.5%</td><td>97.5%</td></tr><tr><td>R5</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr></tbody></table>		年度	実績値 (%)	目標値 (%)	R2	-	92.5%	R3	97.5%	95.0%	R4	92.5%	97.5%	R5	100.0%	100.0%
年度	実績値 (%)	目標値 (%)																
R2	-	92.5%																
R3	97.5%	95.0%																
R4	92.5%	97.5%																
R5	100.0%	100.0%																
実績値	100.0% (40校)																	
目標値	100.0% (40校)																	
目標値 設定根拠	●令和元年の87.5%は前期の指標（「私たちの道徳」を月1回以上活用している学校の割合）に対する実績値である。後期は指標が変わったため、令和3年度は95.0%とした。授業改善を進めて前年度比約3%増とし、令和5年度には100%を達成する目標値を設定した。 ●道徳教育担当者会の際、継続的に「考え、議論する道徳」を実践するための授業改善の方策等について発信したことにより、教員の意識として、児童生徒が自ら考えたり、話し合ったりすることで深める授業づくりをしようとする動きが広がったと考えられる。																	

3 課題認識

●児童生徒が自ら考え、話し合う授業づくりは多くの学校で実施できているが、全教員が、「自ら考え、話し合う授業」を実施できているとはいえない。子どもたちが主体的に考え、話し合うことで、自己の考えを深められる授業を全教員で展開する必要がある。

●市内どの学校やどの教員でも、「考え、議論する道德」の授業での学びを要として、教育活動全体を通して児童生徒が確実に道德性を養うことができるよう、指導力の向上が必要である。

●考え、話し合う授業の活性化のため、端末を活用して児童生徒の意見を即時に共有するなど、1人1台端末等のICTを効果的に活用した授業実践を推進しているが、教員間で取組状況の差があるのが現状である。

●児童生徒の道德性の育成については、授業中の発言や振り返りシートの記述内容だけで判断するのではなく、学習した内容が児童生徒の日常生活に生かされているかどうか、という視点をもつことが重要である。

4 今後の方向性

●道德教育を充実させ、教員間の取組状況の差を解消するために、次の4点に取り組む。

- ・「考え、議論する道德」の授業の在り方を具体的な実践をとおして、各校に紹介する。
- ・各校の道德教育推進教師を中心に、1人1台端末も活用した各校における実践を推進する。
- ・学期に数回、道德科の授業を指導主事が参観することにより、実態に応じた指導助言を行う。
- ・道德教育における1人1台端末を活用した学習方法（デジタル教材の朗読機能の活用、家庭であらかじめ登場人物やあらすじを端末上でまとめて内容を把握しておく、端末を使って賛成、反対などの立場を可視化する等）の効果的な活用方法について、担当者会で紹介したり、指導主事が参観時に指導助言を行ったり、ICTシェアサイト等を活用したりしながら実践の共有を図る。

●学習した内容が児童生徒の日常生活に生かされているかどうか判断するためにも、児童生徒の日記や生活ノートなどで自分のよさや可能性に気付くなど自分自身について考えさせることや、児童生徒間トラブルなどが起きた時にどのように対応したか等、日常生活での言動を丁寧に捉えることの大切さを発信する。

施策の 基本的方向	3 豊かな感性をもち、自律した子ども	総合評価 B まずまず進んでいる
基本事業	3-2 情報モラル教育	
指標	携帯電話・インターネットの正しい使い方教室を行った学校数	

1 指標に対する活動		担当課															
活動内容①	授業における情報モラル※1教育の推進	教育支援課															
主な事業費		特になし															
活動状況と成果	●授業における情報モラル教育…道徳科の教科書には、小学校1年生から中学校3年生までの全ての教科書に「情報モラル」を内容項目とした教材が掲載されており、発達段階に応じて、系統的な指導を行っている。 ●教育支援課などの出前講座として、学校に講師を派遣し、携帯電話・スマートフォン、タブレットを利用したインターネットやSNSの正しい使い方教室を29校で実施した。 ●インターネット上のいじめの未然防止に向け、家庭におけるルール作りの重要性の理解促進のために、児童・生徒や保護者への啓発に取り組んだ。 ●教育支援課が主催する講座だけでなく、三重県や関係機関、企業等が実施する講座も含め、各校が積極的に子どもや保護者、教職員に学習会や研修会を実施することで、インターネットやSNSに関するトラブルの未然防止に少しずつ効果が表れている。																
2 目標達成度に関する分析評価																	
達成度	80.6%	<table><thead><tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>28校</td><td>31校</td></tr><tr><td>R3</td><td>29校</td><td>34校</td></tr><tr><td>R4</td><td>31校</td><td>35校</td></tr><tr><td>R5</td><td>29校</td><td>36校</td></tr></tbody></table>	年度	実績値	目標値	R2	28校	31校	R3	29校	34校	R4	31校	35校	R5	29校	36校
年度	実績値		目標値														
R2	28校		31校														
R3	29校		34校														
R4	31校	35校															
R5	29校	36校															
実績値	29 校																
目標値	36 校																
目標値 設定根拠	●コロナ禍の令和2～4年度は、出前講座等を中止する学校があり、実施実績が伸びず、目標達成に至らなかった。また、近年は教育支援課以外が主催する講座を受講する学校も数校あり、それらは実績値に含めないため、令和5年度の目標を、全体の90%にあたる36校での実施を目指し設定した。 ●令和5年度の目標値36校に対して、実施値が29校と令和4年度より減少した理由は、教育支援課以外が主催する未然防止講座等を受講する学校や教科書や本課の提供する教材等を活用し授業を行う学校が増加し（11校）、それらを講座の実績値から除いたためである。 ●教育支援課職員や、警察、企業などの専門的な知識を持った講師を招いて、使い方教室を実施することは、急速に進展するSNS※2などのインターネット上のツールを通じたコミュニケーションにおいて発生するトラブルやいじめ、犯罪の防止に有効である。																

3 課題認識 ● SNS等の利用によるコミュニケーション方法の多様化など、児童生徒をとりまく環境の変化に応じて、校内ルール等が児童生徒の実態に即したものであるか、随時見直しや検討が必要である。 ● 1人1台端末の日常的な持ち帰りが始まり、学校や家庭でのルール作りはもちろん大切ではあるが、インターネット上のコミュニケーションについては、周囲の目が行き届かない環境での利用になることが多いため、情報モラルに関して、児童生徒一人ひとりの意識向上と、保護者へのより一層の啓発が必要不可欠である。 ● 通信ネットワーク技術や環境は日々進化しており、その活用方法等も急速に広がっている。子どもたちが簡単に犯罪や犯罪に準じる行為に巻き込まれるケースも増えてきており、警察等他の関係機関と密接に連携を図りながら、最新のツールやアプリの情報及び利用内容や子どもたちの使用状況等の把握を行っていかなくてはならない。
4 今後の方向性 ● 児童生徒の実態を把握するため三重県教育委員会や警察、企業などとの連携を密にし、教育支援課が主催する「インターネットやSNSの正しい使い方教室」の内容に活かしていく。 ● 教育支援課主催の未然防止講座だけでなく、様々な関係機関と連携し、様々な関係機関が実施する講座等も小中学校に紹介しながら、より一層情報モラル教育の充実と拡大を図っていく。 ● 児童生徒一人ひとりの情報モラルの向上を図るため、人権教育を中心に、道徳科や国語科、社会科などの教科の中で、児童生徒の発達段階に応じて、複数回指導するなど、情報モラルについての学習を効果的かつ積極的に推進していく。 ● 警察や企業等、関係機関との連携及び情報共有を積極的に行い、最新のネットワーク技術やツール、アプリの情報及び内容の把握に努め、実態に即した出前講座の内容に改善していく。 ● 家庭で使用する端末やスマートフォンから、子どもたちが家庭に居ながら簡単に、犯罪や犯罪に準じる行為に巻き込まれるケースが増えてきている。今後、より一層、インターネットや端末活用に関する危険性の理解を促す保護者への啓発活動、家庭での端末使用に関する管理・ルール作りが必要となってくる。そのために、国や県からの通知の周知を図ったり、市のウェブサイト等で情報発信をしていく。

〔用語解説〕		
※1	情報モラル	情報社会において、適切な活動を行うための基になる考え方と態度。
※2	SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。WEB上で社会的なつながりを作り出せるサービスのこと。

施策の 基本的方向	4 健康への意識を高め、健やかな体をもつ子ども	総合評価 A 順調に進んでいる
基本事業	4-1 体力・運動能力の向上	
指標	全国体力・運動能力、運動習慣等調査※1の体力測定を全学年・全種目で実施した学校の割合	

1 指標に対する活動			担当課															
活動内容①	体力向上に向けた授業の改善		教育指導課															
	主な事業費	●部活動振興事業費	10,464千円															
活動状況と成果	●教育委員会事務局からの発信により、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の対象学年である小5・中2だけでなく、市内全ての学校において、全学年・全種目で体力測定を実施することができた。その結果、小学校においては男子2種目女子2種目が、中学校においては男子1種目女子4種目が全国平均を上回るという調査結果が得られた。 ●全校体制で全種目に取り組むことで、児童生徒が調査種目に慣れ親しむことができるとともに、教員の測定スキル向上にもつながった。																	
2 目標達成度に関する分析評価		（※R2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により未測定）																
達成度	111.1%	<table><caption>目標達成率の推移</caption><thead><tr><th>年度</th><th>実績値 (%)</th><th>目標値 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>67.5</td><td>85.0</td></tr><tr><td>R3</td><td>85.0</td><td>87.5</td></tr><tr><td>R4</td><td>90.0</td><td>90.0</td></tr><tr><td>R5</td><td>100.0</td><td>90.0</td></tr></tbody></table>		年度	実績値 (%)	目標値 (%)	R2	67.5	85.0	R3	85.0	87.5	R4	90.0	90.0	R5	100.0	90.0
年度	実績値 (%)			目標値 (%)														
R2	67.5			85.0														
R3	85.0	87.5																
R4	90.0	90.0																
R5	100.0	90.0																
実績値	100.0% (40校)																	
目標値	90.0% (36校)																	
目標値 設定根拠	●令和元年度の市内小中学校（40校）における、体力テストの全学年・全種目実施の割合は82.5%（33校）であった。大規模校での実施は、施設面で難しいこともあるため、令和5年度の目標値を90%（36校）に設定。したがって、年ベースで2.5%の増加（1校）をめざすこととなり、令和4年度、令和5年度ともに90.0%が目標値となっている。																	
●教育委員会事務局からの発信により、体力測定を継続実施することで、体力面における経年的な課題の把握や指導の重点が焦点化され授業改善へつながるといった点を各校が認識し、市内全ての学校において、全学年・全種目で体力測定を実施することができた。																		

3 課題認識		
●全国体力・運動能力、運動習慣等調査の対象学年である小5・中2における調査結果を10段階で得点化した体力合計点について、小学校の男子以外は下降傾向となっており、特に、小学校の女子においては、全国との差が広がっている。 ●小学校、中学校ともに、筋力の弱さが本市の課題である。小学校では、50m走や立ち幅とびに見られるように脚力の弱さが顕著であり、中学校では握力や上体おこしなど、上半身の筋力が課題となっている。また、小学校男子では、ソフトボール投げも課題であり、筋力だけでなく、投げるという基本動作が十分身についていないと考えられる。 ●全国体力・運動能力、運動習慣等調査の質問紙調査において、授業中に「目標を意識して学習すること」や「友達と助け合ったり、教え合ったりして学習すること」、「授業の最後にその授業で学習したことを振り返ること」についての質問に対し、中学校男子を除いて、児童生徒の肯定的回答の割合が全国を下回っており、めあてや振り返り、協働的な学習についての授業改善が必要である。		
4 今後の方向性		
●全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力測定を全学年・全種目で実施する意義を引き続き周知啓発する。 ●全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力測定において、各校で正しく実技を実施し正確に測定するために作成した、測定方法及び測定時のワンポイントアドバイスをまとめた動画資料について、さらに活用を促進する。 ●本市の教委ポータルサイトに掲載してあるスポーツ庁や文部科学省、三重県教育委員会事務局作成の指導資料等を活用しながら、体育・保健体育科の授業改善を図っていく。 ●体力の向上については、幼児期からの様々な運動経験や小中学校での系統的な指導が重要であることから、研修会等の機会を生かして各校園での効果的な実践を共有することにより、市全体の体力向上の取組に係る底上げを図っていく。 ●鈴鹿市運動部活動指針※2に基づき、部活動を通じて体力向上を図り、熱中症対策など健康に留意した運動習慣について啓発を行っていくとともに、部活動の在り方（部活動指導員の活用、部活動の地域移行等）についても引き続き検討を行っていく。 ●部活動の顧問教員だけでなく、部活動指導員や外部指導員に対しても、鈴鹿市運動部活動指針の周知・理解を進めることで、生徒の部活動への意欲向上を図っていく。 ●体力向上を図るには、生活習慣の見直しも必要であり、家庭の協力が必要となるため、日常的な運動習慣や規則正しい生活習慣など、家庭で取り組むことができる内容の啓発を行う。		

〔用語解説〕		
※1	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	文部科学省が平成20年度から年に1回実施している体力に関する調査。対象は、小学校5年生と中学校2年生。握力、50m走などの実技調査に併せ、運動習慣・生活習慣・食習慣などに関する質問紙調査が行われる。
※2	鈴鹿市運動部活動指針	運動部活動の在り方に関する調査研究報告書(平成25年5月27日運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議作成 文部科学省発表)を基に、鈴鹿市として、部活動の意義や指導者の在り方、安全上の配慮や体罰の禁止などについて示した指針(令和2年3月一部改訂)。

施策の 基本的方向	5 命を尊重し、人の多様性を認め合える子ども	
基本事業	5 - 1 人権教育	総合評価 B まずまず進んでいる
指標	児童生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組を実施した学校の割合	

1 指標に対する活動			担当課															
活動内容①	学校・幼稚園における人権教育の推進		教育支援課															
	主な事業費	●学校人権教育費/人権教育研究推進事業費	373千円															
活動状況と成果	●市内全10中学校区で、小学校6年生と中学生を対象に、子どもが主体的に自らの体験や考えを発表する「出会い・発見」の場を設け、いじめや差別をなくそうとする人権尊重の精神を高め合う子ども人権フォーラム※1を開催した。 ●各小中学校では、子ども人権フォーラムの様子や成果を学校通信等で発信した。 ●人権作文では、小学校から233点、中学校から157点の作文の応募があった。また、人権ポスターでは、小学校から343点、中学校から127点の作品の応募があった。 ●中学校区の人権教育カリキュラム※2に基づき、市内全10中学校区で14回の公開研究授業を行うとともに、人権教育カリキュラムに子ども人権フォーラムを位置づけた。また、子ども人権フォーラムにおいては、児童生徒が主体的に、いじめや差別をなくすための実践行動につながる話し合いをすることができた。																	
2 目標達成度に関する分析評価																		
達成度	95.0%	<table><caption>目標達成度に関する分析評価のデータ</caption><thead><tr><th>年度</th><th>実績値 (%)</th><th>目標値 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>62.5%</td><td>70.0%</td></tr><tr><td>R3</td><td>77.5%</td><td>80.0%</td></tr><tr><td>R4</td><td>95.0%</td><td>90.0%</td></tr><tr><td>R5</td><td>95.0%</td><td>100.0%</td></tr></tbody></table>		年度	実績値 (%)	目標値 (%)	R2	62.5%	70.0%	R3	77.5%	80.0%	R4	95.0%	90.0%	R5	95.0%	100.0%
年度	実績値 (%)			目標値 (%)														
R2	62.5%			70.0%														
R3	77.5%	80.0%																
R4	95.0%	90.0%																
R5	95.0%	100.0%																
実績値	95.0% (38校)																	
目標値	100.0% (40校)																	
目標値設定根拠	●令和2年度の目標値28校より各年度4校ずつ増やしていき、令和5年度には市内小中学校40校で児童生徒が主体的に行ったいじめ防止の取組報告があるよう目標設定した。 ●4月、11月のいじめ防止強化月間において、各校で児童生徒が主体的に行ったいじめ防止の取組報告が令和5年度は38校あったため、95%（40校中38校）の達成状況となっている。今後も継続して児童会、生徒会活動や委員会活動を通じて、いじめ防止の取組の拡充を目指す。																	
●いじめの防止には、当事者である児童生徒が主体的にその解消に向けて考えたり、取り組んだりすることが欠かせない。具体的な方法としては、子どもが自らの権利を守り主張することができる「子ども人権フォーラムすずか」の実施や、いじめや差別解消に向けた啓発活動として人権作文や人権ポスターに取り組むことは、児童生徒が人権問題解消に向けて主体的に関わろうとする意欲やスキルを身に付けることができる有効性の高い取組である。 ●令和2年度のいじめ防止の取組報告を受け、各校で児童生徒が主体的に活動することに重点を置いた取組の重要性を担当者会などで繰り返し啓発してきたこともあり、達成率が令和3年度の96.9%（目標値32校に対して31校実施）から令和4年度は105.6%（目標値36校に対して38校実施）に上がった。令和5年度は前年度同様の38校実施で取組率95%となっており、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組の具体例の発信を継続的に行いたい。																		

3 課題認識 ●昨年発生した県内の教育公務員による差別事案を受け、本市においても今一度、個々の教職員が自らの人権感覚を見直し、差別解消に向けて正しい知識や実践力を身に付けるなど不断の研鑽に励む必要がある。 ●児童生徒にとって最も身近な人権課題であるいじめの解消に向けて主体的に取り組むことは、6つの人権問題※3の解決に向けて主体的に解決しようとする意欲を育むことにつながる。その為、全ての教育活動を通じて、各中学校区の人権教育カリキュラムや各校の人権教育の推進計画に基づき、計画的・継続的に人権学習に取り組む必要がある。 ●子どもたちが、自分も他者も大切にし、互いの人権を守るための人権感覚や実践行動力を身に付けるためには、学校、家庭、地域と本市人権政策課などの関係機関との連携が必要である。 ●児童生徒が主体的に取り組む人権学習を推進していくため、それをサポートする人材を職員の研修会等を通じて育成する必要がある。
4 今後の方向性 ●いじめ問題の解決をはじめ6つの人権問題の解決に向けた取組が図られたかを、中学校区人権教育推進連絡協議会等で検証し、継続的な見直しを図る。 ●担当者会等において、児童生徒がいじめの解消に向けて主体的に活動することに重点を置いた取組の重要性を啓発し、児童生徒が主体的に行ういじめ防止の取組を推進する。 ●「子ども人権フォーラムすずか」等で子どもたちが主体的に参加する人権学習や、子どもたちが主体となっていじめをなくす取組を、積極的に家庭・地域へ情報発信するとともに、関係機関等との連携強化を図る。 ●子どもは社会の重要な構成員であるという認識のもと、子ども自身が「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を学ぶ機会として、「子ども人権フォーラムすずか」への取組を年間学習計画等に位置付けて実施する。 ●人権教育アドバイザーを活用するなど、人権教育の拠点施設である鈴鹿市人権教育センターの機能を充実させ、学校の人権教育に係る授業や子どもが主体となる取組の支援を推進する。 ●人権教育研修講座の開催、chromebook内「人権教育サイト」を活用した資料・実践例等の提供等を通して人材育成を図る。

〔用語解説〕		
※1	子ども人権フォーラム	中学校区の人権教育の推進を目的とし、中学校区ごとに小学6年生と中学生を対象として行っているいじめや差別をなくすための話し合い活動。
※2	人権教育カリキュラム	学校の教育活動の中で、人権教育を総合的・系統的に進めるため編成したカリキュラム。
※3	6つの人権問題	「部落問題」「障がい者の人権」「外国人の人権」「子どもの人権」「女性の人権」「様々な人権」の6つの人権問題。いじめは「子どもの人権」に係る問題である。

施策の 基本的方向	5 命を尊重し、人の多様性を認め合える子ども	総合評価 B まずまず進んでいる
基本事業	5-2 特別支援教育	
指標	通常の学級に在籍する児童生徒で、個別の支援が必要な児童生徒の「個別の教育支援計画」作成率【三重県調査】	

1

指標に対する活動

担当課

活動内容①

途切れのない支援体制づくり

教育指導課

主な事業費

●教育活動費等／特別支援教育事業

377千円

活動状況と成果

●指導力向上のため、教員研修として、すずこスクエア※1の参観を奨励した。

●特別支援教育プロジェクト会議において、通級指導教室※2の運営における成果と課題及び中学校の特別支援学級における課題等について検討した。

●特別支援教育コーディネーター※3会議を開催し、役割や具体的な仕事内容及び引継ぎ支援会議について確認した。また、令和4年度から私立就学前施設にも中学校区の交流への参加を依頼し、校区連携を推進している。主に小学校1年生・中学校1年生の事例検討により、特別な支援を必要とする児童生徒への有効な支援を明らかにし、各校での取組につなげた。

●教員の資質向上のため、通級指導教室の公開授業、年3回の通級指導教室担当者会、特別支援教育コーディネーター会議での通級指導教室の実践紹介等を行った。

●通級指導教室の新設が増加しており、円滑な運営を行うことをめざして、「発達障がい等通級指導教室（小学校）新設マニュアル」を作成した。このことにより、業務内容や指導内容の共有が可能となり、全ての教室で質の高い指導を行えるようになった。

●神戸小学校、創徳中学校をモデル校として、通級できない児童生徒への巡回指導※4を行い、児童生徒が特別な支援を受けられる環境を整備した。また、通級指導教室担当教員によるアウトリーチ※5を行い、在籍校との連携を密にした。このことにより、指導を希望する児童生徒への迅速な対応や、設置校と在籍校との連携強化につながった。

●県立特別支援学校と連携し、同校の教員に小中学校の訪問を依頼し、担任等が指導や支援の方法について助言を受けた。具体的に適切な関わり方について学び、支援に生かす機会となった。また、年間を通して指導主事が児童生徒を観察し、支援方法について担任に提案した。

●学校における安全・安心な医療的ケア実施体制の充実をめざし、鈴鹿市医療的ケア運営協議会を開催し、「鈴鹿市立学校における医療的ケア実施に関するガイドライン」を策定した。これにより、医療、保育、教育のさらなる連携を図ることができた。

●教員の研修の機会が増加し、特別支援教育の推進につながった。

2

目標達成度に関する分析評価

達成度

95.6%

実績値

95.6%

目標値

100.0%

年度	実績値 (%)	目標値 (%)
R2	89.0%	95.0%
R3	97.0%	97.5%
R4	98.5%	100.0%
R5	95.6%	100.0%

目標値設定根拠

●平成30年度に通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒の内「個別の教育支援計画」が作成されている児童生徒の割合は92.5%であった。「個別の教育支援計画」の積極的な活用を推進することにより、「個別の教育支援計画」の作成率を前年度比約2%増となることを目標とした。（令和元年度は92.5%と仮定）

●実績値が下がったことについては、多様な考えを持つ家庭が増加し、個別の支援計画を作成することへの理解を得ることが困難なケースが増加したことが、要因と考えられる。
3 課題認識 ●特別支援学級在籍児童生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援が必要な児童生徒を含めて、子ども一人ひとりの深い理解に基づいた授業改善のため、ユニバーサルデザイン※7の考え方を取り入れるなど、さらに指導力の向上を図る必要がある。 ●通級指導教室への理解が十分でないことや、多忙化により他校に参観に行きにくい等の理由のため、通級指導教室公開授業を参観する教員が少なく、通級指導教室で行われている専門的な指導や支援方法について、通常学級での指導に十分生かしきれていない現状がある。すずっこスクエアの見学の機会が十分でなかった。 ●組織的に保幼小中の連携に取り組んでいる学校をさらに増やしていく必要がある。 ●「発達障がい等通級指導教室（中学校）新設マニュアル」を作成する必要がある。 ●特別支援学級において、セルフコントロールが苦手な児童生徒が増加している。 ●すずっこファイルの作成の意義の理解、浸透を図る必要がある。
4 今後の方向性 ●特別支援教育の取組を学校で組織的に機能させるために、特別支援教育コーディネーターの資質向上を図る。 ●引き続き校長会や特別支援教育コーディネーター会議で通級指導教室公開授業への参加を依頼することで、通級指導教室における指導や支援方法について周知を図る。指導主事が授業の見学を行い、好事例の還元を行う。児童生徒が特別な支援を受けられる環境をさらに整備できるように、巡回指導、アウトリーチのさらなる推進を図る。 ●通級指導教室の円滑な運営をめざし、「発達障がい等通級指導教室（中学校）新設マニュアル」を作成する。 ●子ども家庭支援課や特別支援学校と連携し、全ての教職員を対象とした特別支援教育に係る研修を充実させ、教職員の資質向上を図るとともに、校長会や特別支援教育コーディネーター会議等の場を活用しすずっこファイルの更なる周知・活用を進める。 ●指導力向上のため、教員研修として、すずっこスクエアの参観を奨励するとともに、参観機会を増やす。 ●年間を通して指導主事が児童生徒を観察し、支援方法について担任に提案する。その際、セルフコントロールでできる方法を身に付けることの大切さ、支援方法等について、指導・助言する。

〔用語解説〕		
※1	すずっこスクエア	集団への馴染みにくさや苦手さなど、何らかの課題や心配をもつ子どもとその保護者を対象とした本市独自の相談機関体制。
※2	通級指導教室	通常学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して、一部の授業について、当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導を行う場。鈴鹿市には、現在、言語通級指導教室、発達障がい等通級指導教室が設置されている。
※3	特別支援教育コーディネーター	各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者。
※4	巡回指導	通級指導教室担当者が対象の児童生徒の在籍する学校へ巡回して指導を行うこと。
※5	アウトリーチ	通級指導教室担当者が通級による指導を受ける児童生徒の在籍校を訪問し、情報収集を行ったり、担任との連携を深めたりすること。
※6	すずっこファイル	子どもの成長記録をつづるとともに、子育ての情報を一冊にまとめておくファイル。子どもの特性や様子を記述したり、健診の様子、医療情報、福祉機関の利用、検査の結果等をまとめたり、はさんだりする。
※7	ユニバーサルデザイン	調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。

施策の 基本的方向	5 命を尊重し、人の多様性を認め合える子ども		総合評価 B まずまず進んでいる
基本事業	5－5 不登校対策		
指標	学校生活の中で、児童生徒一人ひとりのよい点や可能性を見つけ、評価する（褒めるなど）取組を積極的に行った学校の割合【学校質問紙】		

1 指標に対する活動		担当課															
活動内容①	学校支援体制づくり	教育支援課															
主な事業費		●不登校対策推進事業費															
		16,645千円															
活動状況と成果	●不登校※1が懸念される児童生徒が在籍する小学校21校へ、スクールライフサポーター※2を延べ6,582時間、中学校8校へ不登校対策教育支援員※3を延べ1,218時間派遣し、不登校の未然防止と早期発見・早期対応を行った。 ●中学校区の小中学校が早期の段階から不登校の未然防止に取り組む体制づくりに向け、学識経験者による事例検討会などを行い、校内支援体制の構築や不登校児童生徒への効果的な対応方法などを検討した。 ●教育支援センター※4「けやき教室」「さつき教室」に通室する児童生徒の在籍校や保護者と連携を図り、通室児童生徒44名の内28名が学校復帰(部分復帰を含む)を果たした。 ●不登校発生率は、小学校で令和4年度1.81%から令和5年度に2.69%、中学校で令和4年度5.47%から令和5年度に6.47%に増加したが、児童生徒の状況を把握し支援につなげていくために、必要に応じて専門家（SC・SSW等※5・※6）など関係機関が加わり、ケース会議や支援会議を行うなどして、不登校支援に繋げた。 ●令和4年10月から小学校3校、令和5年7月から小学校7校、計10校にほっとルーム※7指導員を派遣し、不登校傾向児童の個々の状況に応じた支援を行っている。「ほっとルーム」という居場所があることや、指導員が個別に支援を行うことで、ほっとルーム利用児童の内48%が設置前より欠席日数が減少している。																
2 目標達成度に関する分析評価		(※R2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により未測定)															
達成度	120.0%	<table><thead><tr><th>年度</th><th>実績値 (%)</th><th>目標値 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>-</td><td>47.5%</td></tr><tr><td>R3</td><td>60.0%</td><td>52.5%</td></tr><tr><td>R4</td><td>50.0%</td><td>61.5%</td></tr><tr><td>R5</td><td>75.0%</td><td>62.5%</td></tr></tbody></table>	年度	実績値 (%)	目標値 (%)	R2	-	47.5%	R3	60.0%	52.5%	R4	50.0%	61.5%	R5	75.0%	62.5%
年度	実績値 (%)		目標値 (%)														
R2	-		47.5%														
R3	60.0%	52.5%															
R4	50.0%	61.5%															
R5	75.0%	62.5%															
実績値	75% (30校)																
目標値	62.5% (25校)																
目標値設定根拠	●不登校の未然防止として、全ての児童生徒の居場所となれる学級づくり、学校づくりに資する目標として設定。令和4年度の目標値は、コロナ禍により行事や活動が縮小され、限られた取組に注力できると考え、評価が上がると予想し、年間9%増と設定した。しかし実際には、行事や取組が減り、十分評価ができなかったとする学校の実績値と乖離してしまった。コロナ禍が収束し、行事や取組が再開される令和5年度の目標値は、元通りの年間5%増の62.5%と設定した。 ●学校質問紙の本質問項目は、子どもの自己肯定感を高め、やる気や主体性を育み、不登校の未然防止策として子どもの居場所となれる学校・学級づくりを図るうえで重要な指標となる。コロナ禍を超え、学校としてより一層、個々の児童生徒のやる気や主体性を育む取組に注目し、組織的・計画的・意図的に教育活動に組み込んだことに加え、児童生徒による1人1台端末の活用が進んだことにより、取組への評価がより詳しく可能になった。こうした結果から目標値を上回ったと考えられる。																

3 課題認識		
●不登校の「未然防止」として、子どもが安心して過ごせ、主体的に授業に参加できる、居場所となれる学級づくり・授業づくりが必要である。 ●欠席が長期化しそうな児童生徒を早期に発見し、早期から対応できる校内体制を確立し、欠席者が長期欠席とならないように取り組む必要がある。 ●早期対応においても、児童生徒の生活状況や個々の特性など、支援に必要な情報を集約することが大切である。 ●不登校は、要因や背景が多様であり、校内で子どもの情報共有を確実に行うとともに状況を分析（アセスメント）し、それを基に、個々の子どもに応じた支援計画や体制につなげる必要がある。 ●不登校の要因が主に保護者や家庭環境とみなされる場合は、積極的にSSWを活用したり、子ども家庭支援課、鈴鹿児童相談所などの関係機関と連携したりする取組が必要である。		
4 今後の方向性		
●「不登校支援初期対応マニュアル」に沿った取組の徹底を図る。 ●不登校支援プロジェクト会議を活用し、市内小中学校が一体となった不登校支援を組織的に行うため、具体的な方策・取組を協議し、発信する。 ●不登校を生まない学級・学校づくりについての教職員研修の充実を図る。 ●小学校へのスクールライフサポーターの派遣、中学校への不登校対策教育支援員の派遣による不登校の未然防止と早期対応の充実を図る。 ●鈴鹿医療科学大学と連携した研修を進めることで、不登校支援担当者の資質向上を図る。 ●教育支援課に配置されている不登校支援アドバイザーを各小中学校に派遣し、支援会議などで不登校支援に関する具体的な指導・助言を行う。 ●「子ども支援シート」を活用し、個々の子どもの情報を集約するとともに、適宜支援会議やケース会議をもち、SCやSSW等専門家を活用して、アセスメントを行う。また、アセスメントを基に、個々の子どもへの具体的な支援計画・体制づくりが行えるよう助言・指導に努める。 ●教育支援センターやフリースクール等の民間施設への通室、ICTを活用した学習支援等、不登校児童生徒の一人ひとりの状況に応じた多様な学びの機会確保について、学校や関係機関等と連携して取り組む。 ●校長会や教頭会において、不登校支援に関して取り組むべき内容の周知を継続的に行う。 ●不登校支援担当者には、担当者会やミーティングにおいて、各学校で組織的に不登校支援を推進していくことを指導する。		

〔用語解説〕		
※1	不登校	年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、または、したくともできない状況。
※2	スクールライフサポーター	小学校の不登校傾向にある児童の心の悩みや不安、ストレスを和らげるなどの支援やかかわりを通して、不登校の初期対応のため、登校や学校生活支援を行う地域人材を活用した支援者。
※3	不登校対策教育支援員	教員経験者等を該当する中学校に派遣し、中学校における不登校の未然防止・早期対応、及び、不登校生徒の社会的自立に向けた教育環境整備を行う。
※4	教育支援センター	市内2カ所で教育委員会が設置・運営する不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた指導・支援を行う教室(けやき教室、さつき教室)。令和6年度より「適応指導教室」から「教育支援センター」に名称変更。
※5	SC(スクールカウンセラー)	カウンセリングや臨床心理学の専門的な理論・技術を身に付けた専門家。
※6	SSW(スクールソーシャルワーカー)	教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家。
※7	ほっとルーム	長期欠席（不登校を含む）の未然防止及び個別の支援が必要と考えられる児童への支援を行うため、小学校に設置された校内サポート教室。

施策の 基本的方向	6 学校、家庭とともに子どもを育む地域	総合評価 A 順調に進んでいる
基本事業	6-2 幼稚園・小学校・中学校の一貫した学びの充実	
指標	教科の指導内容や指導方法について、近隣の校種の違う学校と連携している学校の割合（月に1回以上）【学校質問紙ほか】	

1 指標に対する活動		担当課
活動内容①	中学校区における一貫した教育の推進体制づくり	教育指導課
主な事業費		特になし
活動状況と成果	●指導主事等を各中学校区の担当者として配置し、各幼稚園・小中学校への視察や校区校園長会への参加等を通して、連携の状況を把握し助言するなど、中学校区における連携の強化を図った。また、中学校区を超えた連携をめざし、事務局の担当者会では、各担当者が中学校区毎の取組や好事例を出し合い共有した。 ●8月初旬の幼小中連携ウィークは、全ての中学校区で実施されている。学力向上、ICT活用、不登校対策、人権教育等、各中学校区で年間を通して行っている取組について、分科会等において、情報共有しながら、研修を進めた。 ●各中学校区では、小中学校が連携して、家庭学習の手引き等を作成するなど、家庭学習の一層の充実を図ることで、児童生徒の学力向上につなげる取組を行った。	
2 目標達成度に関する分析評価		(※R2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により未測定)
達成度	117.9%	
実績値	82.5% (33校)	
目標値	70.0% (28校)	
目標値設定根拠	●令和元年度（前期）末時点の現状値が25%であったため、令和2年度を32.5%として、令和5年度50%を目標値と設定した。 ●令和4年度実績値が52.5%を達成したため、令和5年度目標値を70.0%に修正した。	
●校園長会だけでなく、各種担当者会等、それぞれの現状や課題に合った会議をもったり、話し合いを進めたりするなど、各中学校区が主体となり取組を進める気運が醸成されてきている。 ●指導主事等を各中学校区の担当者として配置し、連携の状況を把握したり、助言を行ったり、他校区の取組を紹介したりすることが、取組の充実や連携の強化につながったと思われる。		
3 課題認識		
●公開授業や研修会等、中学校区の教職員同士の交流の機会の確保や研修体制づくり等を、今後も継続して、より一層推進していく必要がある。 ●管理職の連携だけでなく、担当者同士の情報交換及び課題の共有により、特に1人1台端末の活用も含めた学力向上、不登校対策、非認知能力の育成等、中学校区が連携して、地域の実態に応じた共通の取組を推進していく必要がある。		

4 今後の方向性	
●中学校区校長会をはじめ、各種担当者会の継続開催や、担当者同士の積極的な交流や研修推進により、連携の内容をより充実させる。 ●中学校区において、公開授業の開催や積極的な参加等により、授業力の向上に取り組む。 ●幼稚園においては、「幼保小の架け橋プログラム※1」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）※2」等の観点を踏まえ、学びをつなぐ取組を進める。 ●教職員同士の交流・研修だけでなく、中学校から小学校への乗り入れ授業の実施や児童と園児との交流等、子どもたちにかかわる実際の活動を通して、連携強化を図る。	

〔用語解説〕		
※1	幼保小の架け橋プログラム	文部科学省が推進しているプログラム。5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」として、この時期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で、全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざすもの。
※2	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）	幼児期にふさわしい遊びや生活をとおして、健康な心と体、自立心、協同性などの資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿のこと。

施策の 基本的方向	7 子どもが楽しく安心して学べる環境	
基本事業	7-1 人的環境の整備	総合評価 B まずまず進んでいる
指標	介助員一人当たりに対する特別支援学級の児童生徒数	

1 指標に対する活動		担当課															
活動内容①	介助員などの適切な配置	学校教育課															
主な事業費		●学びサポート環境づくり事業費（小学校、中学校）															
		222,857千円															
活動状況と成果	●令和5年度は特別支援学級に在籍する児童生徒に介助員143人(小105人、中38人)の配置を行った。令和4年度は介助員が120人（小92人、中28人）の配置であったため23人の増員となった。また、令和5年度は通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対応する支援員25人(小22人、中3人)の配置を行った。令和4年度は支援員が23人（小21人、中2人）の配置であったため2人の増員となった。さらに、令和5年度は、医療行為が必要な児童生徒が3人で、看護師3人（小3人、中0人）の配置を行った。令和4年度は、医療行為が必要な児童生徒が4人で、看護師が4人（小3人、中1人）の配置であったため、1人の減員となった。 ●非常勤講師として、特別支援教育対応のために25人(小18人、中7人)を配置し、児童生徒への個別指導や、特別支援教育コーディネーターの活動時間の充実を図った。また、少人数指導・教科担任制対応のために46人(小32人、中14人)の配置を行い、学力保障及び向上に向けた習熟度別学習や、教科指導の専門性をもった教員による授業等に取り組んだ。																
2 目標達成度に関する分析評価																	
達成度	81.0%	<table><caption>目標達成度に関する分析評価のデータ</caption><thead><tr><th>年度</th><th>実績値 (人)</th><th>目標値 (人)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>5.2</td><td>4.5</td></tr><tr><td>R3</td><td>5.5</td><td>4.4</td></tr><tr><td>R4</td><td>5.3</td><td>4.3</td></tr><tr><td>R5</td><td>5.0</td><td>4.2</td></tr></tbody></table>	年度	実績値 (人)	目標値 (人)	R2	5.2	4.5	R3	5.5	4.4	R4	5.3	4.3	R5	5.0	4.2
年度	実績値 (人)		目標値 (人)														
R2	5.2		4.5														
R3	5.5		4.4														
R4	5.3	4.3															
R5	5.0	4.2															
実績値	5.0 人																
目標値	4.2 人																
目標値設定根拠	●介助員の適切な配置に伴う介助員一人当たりに対する児童生徒数（特別支援学級に在籍する児童生徒÷介助員数）をもとに設定 ※ R5（4.2人）を目標値として、R2（4.5人）から各年0.1人ずつ目標値に近づけるように設定したことから、R5は4.2人とした。 ●介助員は、令和4年度から23人増員し、143人(小105人、中38人)を配置したが、特別支援学級に在籍する児童生徒が令和4年度から57人増加し、720人となったことから、令和5年度の介助員一人当たりに対する特別支援学級に在籍する児童生徒数は5.0人となった。																

3 課題認識

●児童生徒数は、平成25年度以降減少しており、今後も減少することが予想される。しかし、特別支援学級在籍児童生徒が平成27年度以降増加し、平成27年度と比較すると450人増加している。また、平成31年度から5歳児健診と健診後フォローが本格的に実施され、早期から子どもの特性に応じた支援が行われるようになり、保護者の特別支援教育への理解が深まったことが、特別支援学級在籍児童生徒の大幅な増加につながったと考えられる。また、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒も年々増加しており、さらなる個別の支援に対応する介助員や支援員等の配置が求められている。

4 今後の方向性

●特別支援学級在籍児童生徒を支援するための介助員、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒のための支援員については、各学校の状況と、今後の児童生徒数の推移を踏まえた配置を行う。また、医療行為が必要な児童生徒のための看護師については、保護者等からの配置要望を踏まえた配置を行う。また、少人数指導対応や教科担任制対応、特別支援教育対応の非常勤講師の配置についても、各学校の状況を勘案するとともに、児童生徒の学力保障、個に応じたきめ細かな指導の実現に向けた適正な配置を行う。

施策の 基本的方向	7 子どもが楽しく安心して学べる環境	総合評価 B まずまず進んでいる
基本事業	7-2 施設等の環境整備	
指標	小中学校のトイレの洋式化率	

1 指標に対する活動			担当課															
活動内容①	トイレの洋式化の推進		教育政策課															
	主な事業費	●学校施設長寿命化改良・大規模改造事業費	540,928千円															
活動状況と成果	●学校トイレの洋式化改修工事（1校） 白子小学校校舎長寿命化改修（西館校舎）																	
2 目標達成度に関する分析評価																		
達成度	98.7%	<table><thead><tr><th>年度</th><th>実績値 (%)</th><th>目標値 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>37.5%</td><td>33.0%</td></tr><tr><td>R3</td><td>43.8%</td><td>43.0%</td></tr><tr><td>R4</td><td>44.9%</td><td>44.0%</td></tr><tr><td>R5</td><td>45.4%</td><td>46.0%</td></tr></tbody></table>		年度	実績値 (%)	目標値 (%)	R2	37.5%	33.0%	R3	43.8%	43.0%	R4	44.9%	44.0%	R5	45.4%	46.0%
年度	実績値 (%)			目標値 (%)														
R2	37.5%			33.0%														
R3	43.8%			43.0%														
R4	44.9%	44.0%																
R5	45.4%	46.0%																
実績値	45.4%																	
目標値	46.0%																	
目標値 設定根拠	●鈴鹿市公共建築物個別施設計画に基づき、全小中学校の大便器に占める洋式便器の割合をトイレの洋式化率として算出している。																	
●白子中学校西館校舎の改修工事が令和5年度に完了できなかったため、令和6年度に目標値を達成する見込みである。																		
3 課題認識																		
●トイレ改修工事は長期休業期間を中心に行うものの、働き方改革の影響により長期休業期間中での工事完了は困難であるため、学校教育活動に配慮しながら安全に工事を進める必要がある。																		
●工事期間中、児童生徒及び教職員が不便を感じることをないように、できる限り快適な仮設トイレ環境を提供できるよう努める必要がある。																		
4 今後の方向性																		
●トイレ改修は、学校施設の環境が向上し、児童生徒の心身の健康や衛生面での環境改善につながっており、鈴鹿市公共建築物個別施設計画に基づく長寿命化改修事業及び改築事業を計画的に実施していくことにより、引き続き、トイレの洋式化を推進する。																		
●児童生徒と工事関係者の動線を分離し工事を進め、仮設トイレは簡易水洗とし快適なトイレ環境が提供できるよう努める。																		

施策の 基本的方向	7 子どもが楽しく安心して学べる環境	総合評価 A 順調に進んでいる
基本事業	7-3 就学が困難な子どもへの支援	
指標	就学援助※1制度についての広報などによる周知回数	

1 指標に対する活動			担当課
活動内容①	就学援助・特別支援教育就学奨励費※2制度の実施		学校教育課
	主な事業費	●就学援助費（小学校、中学校） ●特別支援教育就学奨励費（小学校、中学校）	176,275千円
活動状況と成果	●就学援助制度について、ウェブサイトにおいて制度の案内を掲載しているほか、広報すずかへの掲載(8月、2月)、ラジオ広報の活用、保護者への案内文書の配布、学校での説明会等により周知を図った。また、外国人児童生徒の保護者に、外国語の翻訳をした案内文書を配布した。 ●入学前の保護者の負担を軽減するため、新小学校1年生及び新中学校1年生に対して就学援助学用品費入学前支給を行った。 ●就学援助認定者は、令和4年度2,103人に対して、令和5年度は2,067人と減少している。 ●特別支援教育就学奨励費認定者は、令和4年度396人に対して、令和5年度は421人と増加している。		
2 目標達成度に関する分析評価			
達成度	100.0%		
実績値	7 回		
目標値	7 回		
目標値設定根拠	●支援が必要な児童生徒とその保護者に向けた適切な時期における周知活動の必要性から、前年度の実績維持として設定		
●計画どおり周知を行い、目標値を達成することができた。			
3 課題認識			
●就学援助制度は、経済的に困窮している児童生徒とその保護者を支援するための重要な制度である。真に支援が必要な保護者に向けて広報に努めると共に、保護者、地域、学校、教育委員会が連携を図る必要がある。 ●全体の児童生徒数は減少しており、就学援助認定者数も減少傾向にあるが、国の基準単価の見直しによる増額が考えられる。 ●特別支援教育就学奨励費認定者は、年々増加しており、事業費が増大していくことが懸念される。			
4 今後の方向性			
●就学援助制度について引き続き同制度の周知を行い、義務教育への就学を支援していく。 ●生活保護基準の改定に応じ、認定基準の見直しを検討していく。 ●今後も庁内の関係部局との情報連携を行い、適切な支援を行う。			

〔用語解説〕		
※1	就学援助	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費など、就学に必要な経費の一部を援助すること。
※2	特別支援教育 就学奨励費	障がいのある子どもたちが小中学校の特別支援学級などで学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国や地方公共団体が補助する費用。

3 学識経験者の知見の活用

(1) 須曾野 仁志氏からの意見

はじめに

3年以上の間、新型コロナウイルス感染が大きな社会問題でしたが、ようやく以前のような学校生活に戻りつつあります。しかし、まだ「コロナに感染した」という学校関係者の話は聞くこともあり、インフルエンザも含め、感染症に関する教育や防止の取組は大変重要となっています。

2020 年度から本格的に始まった小学校での外国語授業・活動、小・中学校での G I G A スクール構想での 1 人 1 台学習端末の学習利用、プログラミング学習の実現、アクティブ・ラーニング等、児童生徒の新しい学習は進んでいますが、「それらの取組への教育効果を様々な角度から質的に検証することが必要である」と日頃感じています。また、子どもたちの指導・支援を担当する教員不足や働き方改革など、教育行政や学校現場では大きな課題となっています。

鈴鹿市教育委員会の活動の点検・評価に平成 28 年以来、毎年携わらせていただきました。今回の令和 5 年度の評価では、重点を置く取組内容として、15 の取組内容を設定し点検・評価の対象としていますが、それぞれの取組内容について、「総合評価」として、A：順調に進んでいる、B：まずまず進んでいる、C：あまり進んでいない、D：進んでいない、が記載されています。指標に対する活動や目標達成度に関する分析評価を読ませていただきましたが、それぞれの総合評価は妥当なものとなっています。以下、それぞれの内容について、令和 5 年度に取り組まれた取組についてコメントします。（「です」「ます」調ではなく「である」調で述べていきます。）

【1 グローバルな視点で主体的に学び、社会に発信する子ども】

1-1 英語教育

指標は「中学校の英語科の授業において、外国語指導助手を活用した話す・書くなどのパフォーマンステストを実施した回数」である。前年の令和 4 年度が目標値 195 回、実績値 193 回、達成度 99.0%でありほぼ目標が達成されていたが、令和 5 年度では目標値 200 回、実績値 216 回、達成度 108.0%であり、目標を大幅に上回った結果は大変高く評価できる。本市独自の英語パフォーマンス力向上プロジェクト〔Talk Time Project（トーク・タイム・プロジェクト）〕に係る教材の活用が、実績値向上の背景にあると考えられる。外国語である英語の学習では、「聞くこと」「話すこと」だけでは不十分であり、「読むこと」「書くこと」を加えた 4 技能を総合的に育成できる教材に改良していくことが重要である。

中学校英語科教員による小学校５・６年生外国語科への乗り入れ授業は、令和５年度には、天栄、鼓ヶ浦中学校区で実施された。令和４年度は、創徳、千代崎、大木各中学校区であり、新たな２中学校区で授業を実施したことは評価できる。この取組は、各中学校区で４年に１度というより、毎年または２年に１度実施することで、４技能の学習を小中学校で円滑に接続させ、指導内容について連携を図ることが期待される。中学校英語教員と小学校英語担当教員両方にとって本取組のメリットはかなりあると考えられる。特に、中学校教員が小学校の学習内容を十分理解し、系統立てて指導を行う上で重要である。

課題認識にある「令和５年度全国学力・学習状況調査において、中学校英語の平均正答率は、全国を３.６ポイント下回った。」「令和５年度英語教育実施状況調査において、中学校卒業段階でＣＥＦＲのＡ１レベル相当以上を達成した中学生の割合は、全国を２３.５ポイント下回っている。」という点が大変気になる。具体的に、学習状況調査等で、どのような問題で誤答が多かったかを分析し、生徒が習得できていないところを授業で取り上げる等、指導の改善に努めてほしい。

また、「小中学校において、学習者用デジタル教科書と従来の紙教科書の併用や、学校外とのオンラインによる遠隔交流など、実践的な取組の推進が必要である。」と課題に指摘されているが、正にそのとおりである。市全体で具体的な取組を期待する。

今後の方向性として、「合川小学校で長年取り組んできた英語教育は、令和８年度に開校予定の「新たな小学校」における特色ある取組のひとつとして、引き続き取り組んでいく。天名小学校及び郡山小学校においても、国際化教育指導員を配置し、低学年から英語に親しむ活動を創出する。」とあるが、全学年で英語に親しむ活動は今後ますます重要となると考えられる。その中で、効果的な端末活用、デジタル教科書の活用、遠隔授業などの取組を進め、少人数の良さを活かした指導の工夫や成果を市内の教員へ発信してほしい。

１－２ ＩＣＴを活用した教育

指標は「児童生徒一人一人に配備されたＰＣ・タブレットなどのＩＣＴ機器を授業で活用した学校の割合（ほぼ毎日）」であるが、令和５年度では目標値１００.０％、実績値８０.０％、達成度８０.０％であった。目標には届かなかったが、８割の学校で児童生徒一人一人がＰＣ・タブレットを学習に活用できるようになったことは評価できる。本評価者（須曾野）は、三重県内で他の市町の小中学校での授業を参観することが多いが、県内では児童生徒が授業での学習用ＰＣ・タブレットを積極的に活用している場面が多く見られるようになった。次年度は、ぜひ１００％を目指してほしい。１００％にしていくには、紙と鉛筆のように、ＰＣ・タブレットを活用し効果的・効率的・魅力的に活用できる授業づくりや学習環境に学校と市全体で組織的に取り組む必要がある。

活動状況と成果に書かれているように、端末活用頻度ではなく、児童生徒の学びの質を高めることが重要である。「具体的には、情報担当指導主事が全小中学校を訪問し、主に学校長及び情報教育推進担当者との面談を行い、端末活用に係る実践状況や困り感等を聞き

取り、改善に向けて指導助言を行った。」とあるが、市教委が実践状況を具体的に把握し、学校現場での困り感を理解することは重要である。担当指導主事が全小中学校を訪問・助言したことや、中学校区単位で情報教育推進リーダーを設け、中学校区内の小中連携を図りながらICTを有効活用した授業改善や、家庭学習の充実等の取組を進めたことは大きな成果である。

1-6 アクティブ・ラーニングを導入した教育活動

指標「自ら課題を設定し、解決に向けて話し合いやまとめ、表現などの学習活動を取り入れた学校の割合」で、目標値 100.0%、実績値 87.5%であった。前年度実績値 85.0%から 2.5%上がっているが、目標値には届かなかった。我が国で、受け身的な一斉指導型授業を改善するため、アクティブ・ラーニングが注目され、数年が経過した。しかし、コロナ禍があり、児童生徒同士が向かい合うペア学習やグループ学習が減少したことや、教員や教育関係者がそれに取り組む関心が薄れてきていることが考えられる。また、知識やスキルはペーパーテストで評価しやすいが、アクティブ・ラーニングで取り組んだ話し合いやまとめ、そして表現学習活動は点数で評価しにくい面がある。それらの点を課題とし、次年度には、質の高いアクティブ・ラーニングの実践や支援に取り組んでほしい。

令和5年度の鈴鹿市教育研究会委託発表でアクティブ・ラーニングを意識した授業改善が進んだという報告がある。特に白鳥中学校では、各教科において、1人1台端末を活用した協働的な学習に積極的に取り組んだことはすばらしい成果である。

アクティブ・ラーニングでは、教科等を横断的にカリキュラム編成することが重要であり、近年ではSTEAMやSTEMの視点でカリキュラム・マネジメントを進めることが注目されている。全小中学校が、今後も、各教科等の指導や学校行事と、安全・環境・食育・図書館活用・情報教育・キャリア教育等との関わりの中で、アクティブ・ラーニングによる学習の機会の充実に努めてほしい。

アクティブ・ラーニングで身に付いた力は、情報化が進むスマートな社会（つまり「Society5.0」）の中で、ますます重要になると考えられる。児童生徒が個別に1人1台端末を活用し、個々の考えを共有する学習や、グループでの共同編集や作品制作に取り組む協働学習をできるところから進めてほしい。

【2 基礎・基本を身に付け、自ら表現する子ども】

2-1 キャリア教育

地域で活躍している様々な分野の「達人」を招いて出前講座を開催する「すずか夢工房」を実施した学校の割合を指標としているが、令和5年度は目標値 87.5%であったが、実績値が 77.5%であった。実施講座数は 85 回と増加しており、中学校における職場体験学習（チャレンジ 14）は 4 年ぶりに全 10 中学校で実施し、全校で 3 日以上の実験をすることができ

た。感染症の影響がまだ続き、事業所探しに苦慮している現状があるが、地域の企業の協力を得て職業の体験をする、オンライン工場見学をする等、各校で工夫しながらキャリア教育を実施することができたことは高く評価できる。

今後の方向性として、「令和6年度から、事業名を「未来応援人」に変更し、新たなジャンルや活動等の追加、新規講師の登録促進を行うこと等により、キャリア教育を含め、子どもたちにとってより効果的な学びの場となるようにする。」とあるが、これまでの「すずか夢工房」を活用している学校や教職員に偏りがあることが課題であり、その活用頻度が低い学校園には個別に呼びかけ、各校園における活用促進を図ることが重要である。

2-4 外国人児童生徒などへの日本語教育

指標は「外国人児童生徒等が在籍している学校において日本語指導に係る研修会を実施した学校の割合」で、目標値100.0%に対し実績値81.6%であった。前年度の実績値が69.4%からかなり数値が上がっている。活動状況と成果として、早稲田大学大学院日本語教育研究科と研修、日本語教育支援プロジェクト会議年2回開催、日本語教育ネットワーク会議年間5回開催、多文化共生教育実践E X P O開催、中学校3年生の外国人生徒対象とした進路ガイダンス等、具体的に9つの取組があげられており、具体的な外国人児童生徒への学習支援が行われていたことは高く評価できる。

課題認識として「本市の公立小中学校には、日本語指導が必要な児童生徒等が多く在籍し、多国籍化・多言語化が進む中、一定水準の日本語教育の維持向上と日本語教育指導者の育成が引き続き求められている。」「外国人児童生徒等の受入体制や初期支援体制が、すべての学校において整備され円滑に運用される必要がある。」「外国人児童生徒等及びその保護者に対し、日本の学校生活や授業内容、卒業後の進路決定等の必要な情報を、随時提供・説明していく必要がある。」とあるが、それらは正にそのとおりである。

今後の方向性として、「過去の翻訳データベース化や市民対話課と連携した通訳機能付きタブレットなど、I C T機器を活用し、翻訳に係る時間の削減や、通訳等の効率化を図ることで、児童生徒に関わる時間を確保し、外国人児童生徒等への支援を充実させる。」とあるが、外国人児童生徒等の増加に伴い、通訳・翻訳等の業務量や派遣要請が増加しており、その取組や支援の充実が必要である。多国籍化・多言語化が進む中で、I C T機器や専用アプリケーションの活用については、実用レベルになってきた機器による翻訳や音声発話の機能を使う取組を具体的に進めてほしい。

【3 豊かな感性をもち、自律した子ども】

3-1 道德教育

指標は「道德科において児童生徒が自ら考え、話し合う指導をした学校の割合」であり、目標値100.0%で実績値も100.0%であった。100%達成は非常に素晴らしいことである。

年間3回、道徳教育担当者会を開催し、「考え、議論する道徳」の授業を行うための、発問や言葉がけについて参加者が協議を重ね、授業改善につなげることができたことは高く評価できる。

課題認識で、「児童生徒が自ら考え、話し合う授業づくりは多くの学校で実施できているが、全教員が、「自ら考え、話し合う授業」を実施できているとはいえない。子どもたちが主体的に考え、話し合うことで、自己の考えを深められる授業を全教員で展開する必要がある。」とあるが、道徳教育では、豊かな心や生き方の学習が課題であり、学びの質が問われる。教育活動全体を通して、児童生徒が道徳性を養うことができるように、学習過程の工夫や1人1台端末を用いた意見交流等、指導力の向上が必要である。

道徳科において、教員が一方的に価値観を押し付ける授業だけになってはならない。指標にもあるとおり、児童生徒が自ら考え、話し合う学習が大事で、人間としての生き方を学ぶことが重要である。今後、各学校での実践を交流し、さらによりよい授業づくりや実践を目指してほしい。

3-2 情報モラル教育

指標が「携帯電話・インターネットの正しい使い方教室を行った学校数」であり、目標値が36校であったが29校の実績値であり、達成度が80.6%であった。前年度と比べ、実績値も達成度も減少したので気になるが、近年は教育支援課以外が主催する情報モラルに関わる講座を受講する学校も数校あるようで、児童生徒が多面的に学ぶ必要があり、様々な講座を実績値に組み入れてもよいのではないかな。

今後の方向性として、「児童生徒一人ひとりの情報モラルの向上を図るため、人権教育を中心に、道徳科や国語科、社会科などの教科の中で、児童生徒の発達段階に応じて、一回の指導で終わることなく繰り返し指導するなど、情報モラルについての学習を効果的かつ積極的に推進していく。」とあるが、複数回繰り返し指導したり、学習効果の高い学習は大変重要である。現在は、生成型AIの利活用が社会課題となっており、その正しい使い方を学ぶことは以前より増大しているので、情報モラル教育の一つとして、教員研修に取り組むことが大事である。

【4 健康への意識を高め、健やかな体をもつ子ども】

4-1 体力・運動能力の向上

指標は「全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力測定を全学年・全種目で実施した学校の割合」であり、目標値90.0%、実績値は100.0%であった。100%を達成したことや、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の対象学年（小5・中2）だけでなく、市内全ての学校・学年で実施したことは高く評価できる。その結果、小学校においては男子2種目女子2種目が、中学校においては男子1種目女子4種目が全国平均を上回るという調査結果となった。

課題認識に「小学校、中学校ともに、筋力の弱さが本市の課題である。小学校では、50m走や立ち幅とびに見られるように脚力の弱さが顕著であり、中学校では握力や上体おこしなど、上半身の筋力が課題となっている。また、小学校男子では、ソフトボール投げも課題であり、筋力だけでなく、投げるという基本動作が十分身についていないと考えられる。」と、筋力や脚力の弱さが挙げられており、体力の向上については、幼児期からの様々な運動経験が大切である。小中学校で系統的な指導を行い、市全体の体力向上の取組に係る底上げを図ってほしい。

鈴鹿市運動部活動指針に基づき、部活動を通じて体力向上を図ることも重要である。特に中学校での部活動の在り方で顧問教員の仕事負担が全国的に課題となっており、部活動指導員の活用、部活動の地域移行等についても引き続き検討が必要である。

【5 命を尊重し、人の多様性を認め合える子ども】

5-1 人権教育

指標は「児童生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組を実施した学校の割合」で、目標値 100.0%、実績値 95.0%で、達成率 95.0%であった。実績値 95.0%は前年と同様で、各校で児童生徒が主体的に行ったいじめ防止の取組報告が令和5年度は38校あったため、95%（40校中38校）の達成状況となった。いじめ防止に向けた取組は大変重要なことであり、全校であらゆる教育活動で実施していると思われるが、重要なのは「児童生徒が主体となったいじめ防止」である。当事者である児童生徒が、他人事ではなく自分のこととして、主体的にその解消に向け、考えたり、行動できるようにすることが必要である。

その具体的な活動状況や成果として、「市内全10中学校区で、小学校6年生と中学生を対象とした人権尊重の精神を高め合う子ども人権フォーラムの開催」「各小中学校で子ども人権フォーラムの様子や成果を学校通信等で発信」「人権作文に、小学校から233点、中学校から157点の作文の応募。人権ポスターでは、小学校から343点、中学校から127点の作品の応募」「中学校区の人権教育カリキュラムに基づいた、市内全10中学校区で14回の公開研究授業実施」とあり、今後も市教委でこれらのすばらしい取組を積極的に推進し、各学校での取組や児童生徒の活動を支援することが必要である。

5-2 特別支援教育

指標は「通常の学級に在籍する児童生徒で、個別の支援が必要な児童生徒の『個別の教育支援計画』作成率」であり、目標値 100.0%、実績値 95.6%であった。前年度の実績値 98.5%が下がった点が気になるが、その理由については、「多様な考えを持つ家庭が増加し、個別の支援計画を作成することへの理解を得ることが困難なケースが増加したことが、要因と考えられる。」と分析されており、実績値が減少したことは仕方ないと思える。

活動状況と成果として9点が挙げられている。「教員研修としてのすずっこスクエアの参

観奨励」「特別支援教育プロジェクト会議での通級指導教室や特別支援学級における課題等検討」「特別支援教育コーディネーター会議で役割や具体的な仕事内容及び引継ぎ支援」「通級指導教室の増設による『発達障がい等通級指導教室（小学校）新設マニュアル』を作成」等、特別支援教育についての取組が様々実施されたことは高く評価できる。

課題認識に、「特別支援学級在籍児童生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援が必要な児童生徒を含めて、子ども一人ひとりの深い理解に基づいた授業改善のため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるなど、さらに指導力の向上を図る必要がある。」とあるが、子ども一人ひとりの深い理解、ユニバーサルデザインの考え方と導入がこれからの取組のキーワードである。また、「通級指導教室への理解が十分でないことや、多忙化により他校に参観に行きにくい等の理由のため、通級指導教室公開授業を参観する教員が少なく、通級指導教室で行われている専門的な指導や支援方法について、通常学級での指導に十分生かされていない現状がある。すずっこスクエアの見学の機会が十分でなかった。」ということもそのとおりであり、この点は、授業改善、保幼小中の連携、他機関（県立特別支援学校、子ども育成課など）との連携を進め、担当指導主事を中心に市教委が今後の方向性に書かれたことを推進してほしい。

5-5 不登校対策

指標として、「学校生活の中で、児童生徒一人ひとりのよい点や可能性を見つけ、評価する（褒めるなど）取組を積極的に行った学校の割合」と設定し、目標値 62.5%、実績値 75.0%で、達成率 120.0%であった。前年度は、目標値 61.5%、実績値 50.0%であったのですが、実績値が 50.0%から 75.0%と大幅にアップしたことは大変高く評価できる。前年度の反省が生かされていると考えられる。

市内での不登校発生率は、過去の資料を読み返すと、小学校で令和2年度 0.73%→令和3年度 1.41%→令和4年度 1.81%→令和5年度 2.69%、中学校では令和2年度 2.4%→令和3年度 3.95%→令和4年度 5.47%→令和5年度 6.47%であり、過去4年間増加している。前年度までの評価書では、不登校アドバイザーらの担当者が学校とともに、児童生徒の欠席やその理由を分析・精査し、「病気」「その他」を積極的に「不登校」とカウントしたことで数値が上がったと報告されているが、中学校が6%を越え、大変気になる数字である。これまでも多くの教委担当者や教員等が欠席の要因や背景を分析・精査し、一人ひとりに適した不登校支援を行ってきたが、さらにこの取組を充実し、分析・精査した結果を取組に活かし、取組の改善を継続してほしい。

今後の方向性に書かれているとおり、「不登校支援初期対応マニュアル」に沿った取組、不登校支援アドバイザーを各小中学校に派遣する、鈴鹿医療科学大学と連携した研修を進める等、具体的な様々な取組を継続してほしい。特に、GIGAスクール構想での1人1台タブレット端末の利用が進んでいるので、ICTを活用した学習支援等に力を入れてほしい。

【6 学校、家庭とともに子どもを育む地域】

6－2 幼稚園・小学校・中学校の一貫した学びの充実

指標は「教科の指導内容や指導方法について、近隣の校種の違う学校と連携している学校の割合（月に1回以上）」であり、目標値 70.0%、実績値 82.5%で、達成率 117.9%であった。前年度の実績値が 52.5%であったので、実績値が 30ポイント上昇したのは大変高く評価できる。取組の中で、8月初旬に、幼小中連携ウィークが全ての中学校区で実施されており、学力向上、ICT活用、不登校対策、人権教育等で、年間を通して行っている取組について、分科会等において、情報共有しながら、研修を進めていることは優れた取組である。

今後の方向性に、「教職員同士の交流・研修だけでなく、中学校から小学校への乗り入れ授業の実施や児童と園児との交流等、子どもたちにかかわる実際の活動を通して、連携強化を図る。」とあるが、教職員だけでなく、子どもに関わる活動が重要であり、今後この点の取組を具体的に進めてほしい。

【7 子どもが楽しく安心して学べる環境】

7－1 人的環境の整備

指標は「介助員一人当たりに対する特別支援学級の児童生徒数」で、目標値 4.2 人、実績値 5.0 人、達成度 81.0%であった。令和5年度には、特別支援学級に在籍する児童生徒に介助員 143 人(小 105 人、中 38 人)の配置を行った(令和4年度と比べ介助員は 23 人増員(小 13 人増、中 10 人増))。また、令和5年度は通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対応する支援員 25 人(小 22 人、中 3 人)の配置を行った(令和4年度と比べ支援員が 2 人増員(小 1 人増、中 1 人増))。さらに、令和5年度は、医療行為が必要な児童生徒が 3 人で、看護師 3 人(小 3 人、中 0 人)の配置を行った。課題認識に「平成 31 年度から 5 歳児健診と健診後フォローが本格的に実施され、早期から子どもの特性に応じた支援が行われるようになり、保護者の特別支援教育への理解が深まったことが、特別支援学級在籍児童生徒の大幅な増加につながったと考えられる。また、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒も年々増加しており、さらなる個別の支援に対応する介助員や支援員等の配置が求められている。」とあるが、年々増加する特別支援学級在籍児童生徒のために、介助員を大幅に増やし、目標値 4.2 人には届かないものの、市としては最大限の努力をしていると評価できる。

今後、小・中学校で学ぶ児童生徒数は減少していくと予想されるが、特別支援学級在籍児童生徒や普通学級に在籍する支援の必要な児童生徒は年々増加しているのが現状である。個別の支援が今まで以上に必要とされているので、児童生徒が楽しく安心して学べる環境づくりや新しい取組のために、人的環境の整備・充実を求めたい。

7-2 施設等の環境整備

令和5年度には、学校トイレの洋式化改修工事が1校行われた。指標は「小中学校のトイレの洋式化率」であるが、目標値46.0%、実績値が45.4%であり、達成度は98.7%であった。トイレ改修は、学校施設の環境が向上し、児童生徒の心身の健康や衛生面での環境改善につながっており、感染症対策にも寄与するので、継続してトイレの洋式化に取り組んでほしい。

7-3 就学が困難な子どもへの支援

「就学援助制度についての広報などによる周知回数」の指標は、目標値7回、実績値7回であるが、令和5年度も前年度までと同様に目標を達成できた。

現在、物価高や低賃金で経済的に苦しむ家庭は増えていると考えられる。就学援助制度は、経済的に困窮している児童生徒とその保護者を支援するための重要な制度であり、真に支援が必要な保護者に向け、保護者、地域、学校、教委が連携を図り、今後も幅広い広報に努めてほしい。

おわりに

私（須曾野）の専門は、授業設計（Instructional Design）、ICTの学習利用（その中でも児童生徒による短い動画制作やプログラミング学習）、国際理解教育、教師教育に関することです。授業設計ということでは、教える側からのInstructional Designだけでなく、学ぶ側からのLearning Designが重要となっています。そして、すべての教育活動を質的に高いものにしていくには、学習環境の整備が非常に大事になっています。

私の専門の立場から言うと、令和5年度で「1-2 ICTを活用した教育」「1-6 アクティブ・ラーニングを導入した教育活動」で、前年度に引き続き、評価がBというのはやや残念な結果でした。「1-2 ICTを活用した教育」に関しては、「児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を授業で活用した学校の割合（ほぼ毎日）」と前年度から指標が変更されました。結果は、令和4年度60%から5年度80%でかなり上昇しましたが、目標値の100%は達成されませんでした。この1年間、県内市町の小・中・高等学校等を訪問しましたが、児童生徒が1人1台PC（タブレット）を利用し、生き生きと学ぶ学習風景を数多く参観しました。100%達成はなかなか難しいことではありますが、そのための教員研修や指導主事による学校訪問等を充実させ、次年度以降には、児童生徒がICT機器を効果的にもっと活用し、発達段階に応じて、主体的に、そして対話的に学ぶ学習を幅広く実現・展開してほしいと考えます。今後、鈴鹿市内の学校で、ICTを効果・効率的に学習利用し、鈴鹿と結びつく特色ある魅力ある教育実践が様々に展開され、児童生徒による成果発信がますます増えることを期待しています。

(2) 瀬戸 美奈子氏からの意見

令和5年度教育委員会活動を振り返った時に、目標値の達成度が85%に満たなかった項目は「ICTを活用した教育」「情報モラル教育」「外国人児童生徒などへの日本語教育」「人的環境の整備」であった。「情報モラル教育」以外の3項目は令和4年度においても85%に満たなかったことから、見直しが必要な項目であると考ええる。他の項目については高い達成度であり、項目によっては達成度が100%を超えたものもある。教員不足が社会問題となる中、学校現場の教職員の方々が時間と労力を費やし、日々子どもの未来のために尽力されている姿が浮かび、その労に敬意を表したい。課題となってあがってきた項目は、主にICT機器の授業での活用や、子どもたちにとって身近になったSNS使用も含むモラルの問題、不登校や特別支援教育、外国人児童生徒など支援ニーズの高い児童生徒に対する支援の充実、人的資源の確保である。問題解決に向けて取り組まれていることとは思うが、さらなる取組を望むものである。

1 ICT教育の推進

ICT教育については、1人1台端末の普及から、いかにして学習の充実につなげていくかが課題となっている。他の市町の学校を訪問し、現場の先生や管理職の先生のお話を伺った限りにおいては、積極的にICT機器を活用した授業を推進している学校、限定的な取組にとどまっている学校と二極化している様子がうかがわれる。その中には例えば特別支援教育や外国人児童生徒の支援、不登校児童生徒への支援などに積極的に活用するなど、対象児童生徒を限定し、効果をあげている学校もあるだろう。鈴鹿市においても同様の現状であると推察し、ICT教育への取組が二極化することが全体の数字として改善を示すに至らないのではないだろうか。このような調査においてはやむを得ないことかもしれないが、分析にあたって、前年度、ICT教育の推進に課題がみられた学校を取り上げ、1つ1つの事例として検討することによって成果や解決の糸口が見えてくるのではないかと考える。

その一方でICT機器を授業で活用することが、必ずしも学力向上につながっているわけではない。学習のどのような側面において活用することが効果的なのかを検証しながら、活用頻度ではなく、学習の深化という視点をもって、評価指標そのものも見直していく必要があると考える。

学習以外の部分で、教職員の業務の軽減という観点からICT機器を活用することについては、今後さらに推進していく必要があるであろう。保護者からの欠席連絡、児童生徒の心身の健康状態の把握など、機器を活用することで、個々の児童生徒理解と支援が行いやすくなるという利点もある。ICT機器をいかに活用するかが教育の質向上につながっていくため、その活用について、今後さらに検討し、推進していただきたい、

また情報モラル教育については、SNS利用の問題や、低年齢からのスマホ所持などの課題があることから、早期の取組が求められる。この点においては保護者への啓発活動も欠かせない。スマホ所持の低年齢化を鑑みると、幼稚園段階からの保護者への情報モラル教育の実施も今後推進していくべきであろう。

2 人権教育について

人権教育は、すべての教育活動の礎であり、不登校児童生徒への支援、特別支援教育、外国人児童生徒への支援など支援ニーズの高い児童生徒への支援を考える際に欠かせない視点である。

鈴鹿市の評価指標や取組として、いじめ防止を目標にした実践が報告されている。多様性の受容という観点から、ここにさらにLGBTQの問題もぜひ取り上げていただきたい。LGBTQの問題を抱えた子どもが、学校の中での教師の言動、あるいはクラスの友人からの言動によって、傷つき、登校しにくさや自己否定の感情を抱きやすいことはアンケート調査からも報告されている（「LGBTQの子ども・若年調査 2022」認定NPO法人ReBit）。子どもたちへの教育だけでなく、教職員に対してもLGBTQの児童生徒の理解を推進する研修を行うこと、目に見える差別の問題だけではなく、マイクロアグレッションといった意識していない言動に現われる差別の問題についても研修の中でとりあげることをまず行っていく必要がある。そのことがすべての子どもが安心して学校に通える環境を整え、居場所となる学校づくりにつながっていくといえる。

3 外国人児童生徒などへの日本語教育

鈴鹿市では早くから大学と連携しながら、外国人児童生徒の日本語教育に取り組み、一定の成果をあげてきた。今後、日本語教育から、外国人児童生徒のキャリア支援、外国人児童生徒の発達支援につなげていくことで、より一人ひとりに応じた支援が可能となり、学校適応を促進すると考える。日本語能力を基盤に社会的自立につなげていくという視点から見直し、取組をさらに充実させていくことを期待している。

また外国人児童生徒の発達支援については、児童生徒が抱える問題が、日本語能力や文化的な違いに基づくものなのか、その子どもの発達特性に基づくものなのかの判断が難しい。さらに関係機関や病院につなぎ、検査等を受ける場合の医療通訳の数もまだ十分とは言えない状況である。まずは、外国人児童生徒の発達支援について、国際教室担当者を中心とした学校現場で支援にあたっている先生方が研修を受け、さらなる専門性を身につける機会を設定すべきだと考える。また発達の問題に関する保護者の理解も社会的背景が異なるとなかなか困難な場合がある。また、子どもが発達の課題を抱える場合に福祉的な支援につなげていけるように、保護者に対して理解を促すような啓発活動や講演会といった研修の機会を提供していくこともぜひ検討いただきたい。

4 特別支援教育

特別支援教育については、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒の個別の教育支援計画の作成率が100%に到達しないという状況が続いている。保護者も多様な価値観を抱いており、理解を得ることが難しい場合もあることについては理解できる。

このような多様な保護者が存在する現状を鑑みると、ケースによっては保護者も含めて、その家族全体をどのように支援するかという取組が今後ますます求められるだろう。教育機関だけでなく、医療、福祉といった適切な機関につないでいき、多職種連携を推進していくために、教職員、教育行政に関わる方々が福祉的視点を持つことが重要である。社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設され、各市町でその具体的な取組が始まっている。この取組について、教育現場での理解はまだ十分ではなく、教育と福祉が異なった立場から一つの家族を支援しているケースも見受けられる。学校現場にはスクールソーシャルワーカーが配置され、その方たちをコーディネーターとして福祉的支援につなげる成果が見られるようになった現在だからこそ、ここを一つの好機として、より積極的な推進が期待される。スクールカウンセラーが先生方に、子どもたちのニーズに応じた支援の在り方についてコンサルテーションするのと同様に、スクールソーシャルワーカーが福祉的な資源の活用について教職員にコンサルテーションを行う機会が増えることによって、子どもたちへのより豊かな支援が可能となるであろう。

令和5年度の鈴鹿市教育委員会活動を検討していくと、教員の仕事が教科指導、学級経営、生徒指導と様々な部分において、より高い専門性が求められている現状が浮かび上がってくる。学校の教員がジェネラリストであると同時にスペシャリストでもある中で、その専門性をどのように育てていくかが大きな課題であり、どの取組においても考えるべき問題である。教職員不足の中、現場で日々奮闘する教職員を支える教育行政であってほしいと強く望むものである。

令和6年度 全国学力・学習状況調査

— 鈴鹿市の結果概要 —



令和6年10月

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課

目次

1	調査の目的	1
2	調査対象・実施校数・実施児童生徒数（本市）	1
3	調査日・内容	1
4	調査結果の概要	
（1）	本年度の平均正答率	2
（2）	経年変化	3
5	教科に関する調査の結果	
（1）	小学校 国語	5
（2）	小学校 算数	6
（3）	中学校 国語	7
（4）	中学校 数学	8
6	各教科に関する質問紙調査の結果	
（1）	小学校国語に関する質問紙調査の結果	9
（2）	小学校算数に関する質問紙調査の結果	10
（3）	中学校国語に関する質問紙調査の結果	11
（4）	中学校数学に関する質問紙調査の結果	12
7	鈴鹿市の重点取組等に関する児童生徒質問紙調査の結果	
（1）	主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況	16
（2）	I C Tを活用した学習状況	22
（3）	家庭学習に関する取組状況	27
（4）	非認知能力等に関する状況	29

1 調査の目的

- 1 全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図ることを目的として実施される。
- 2 市内すべての学校において、児童生徒の学力や学習状況をより客観的に把握し、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善・充実等に役立てる。

2 調査対象・実施校数・実施児童生徒数（本市）

調査対象	調査（教科） 実施校数	実施児童生徒数	
		国語	算数・数学
小学校6年生	30校	1,504人	1,509人
中学校3年生	10校	1,535人	1,532人

3 調査日・内容

＜調査日＞ 令和6年4月18日（木）

＜調査内容＞

- ・ 教科に関する調査（国語、算数・数学）

出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則として、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりになっている。

	国語		算数	
小学校	◎言葉の特徴や使い方に関する事項	4問	◎数と計算	6問
	◎情報の扱い方に関する事項	1問	◎図形	4問
	◎我が国の言語文化に関する事項	1問	◎変化と関係	3問
	◎話すこと・聞くこと	3問	◎データの活用	4問
	◎書くこと	2問		
	◎読むこと	3問		
中学校	国語		数学	
	◎言葉の特徴や使い方に関する事項	3問	◎数と式	5問
	◎情報の扱い方に関する事項	2問	◎図形	3問
	◎我が国の言語文化に関する事項	1問	◎関数	4問
	◎話すこと・聞くこと	3問	◎データの活用	4問
	◎書くこと	2問		
	◎読むこと	4問		

- ・ 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

児童生徒に対する調査	学校に対する調査
学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査	指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査

4 調査結果の概要

(1) 本年度の平均正答率

表1 令和6年度 平均正答率（小6） (%)

小6	国語	算数
鈴鹿市	68	63
三重県（公立）	67	62
全国（公立）	67.7	63.4

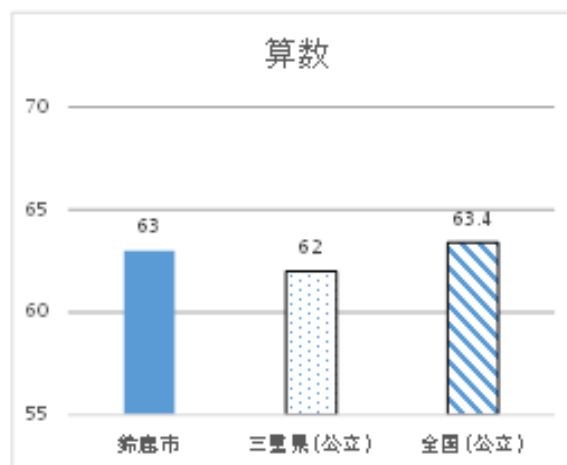
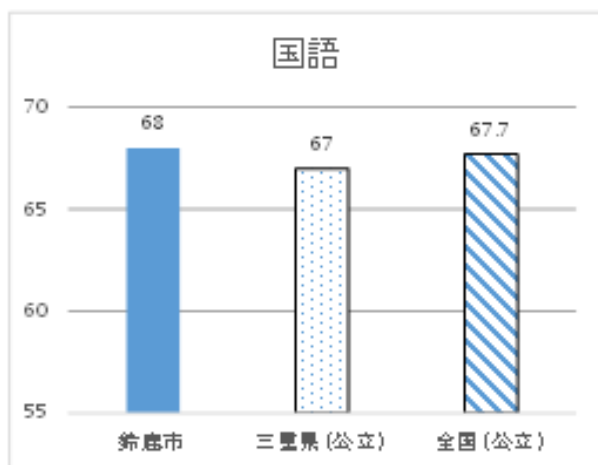
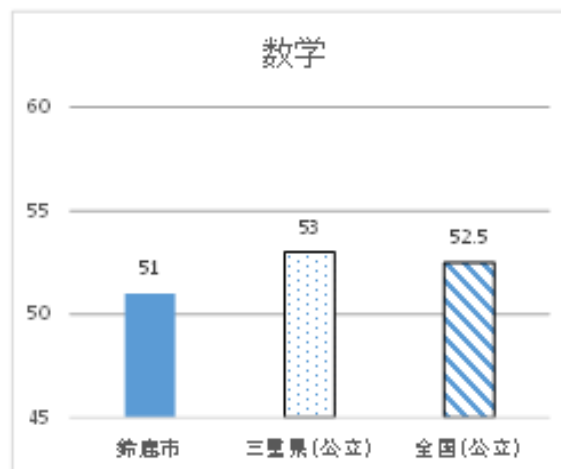
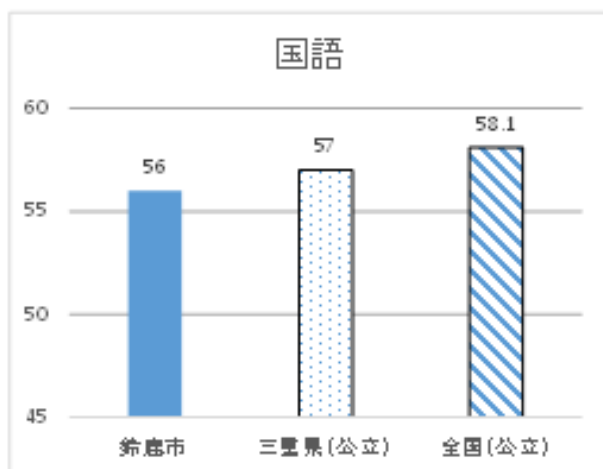


表2 令和6年度 平均正答率（中3） (%)

中3	国語	数学
鈴鹿市	56	51
三重県（公立）	57	53
全国（公立）	58.1	52.5



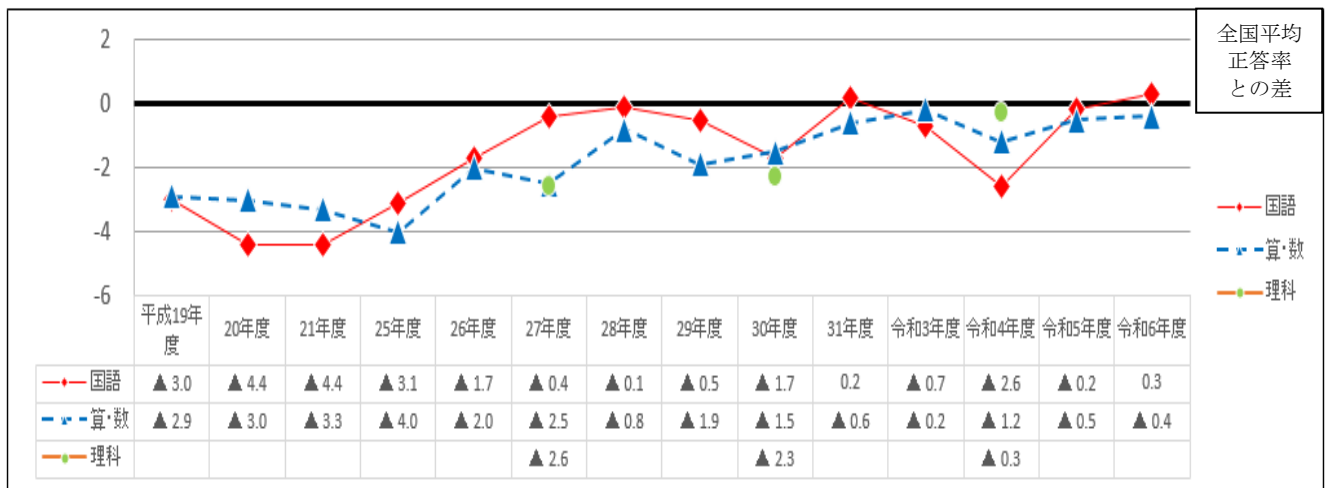
(2) 経年変化

- ・ 小学校の国語は、全国平均を5年ぶりに上回った。
- ・ 小学校の算数は、全国平均をわずかに下回ったものの、前年度よりも改善し全国平均正答率との差が縮まった。
- ・ 中学校は、2教科ともに全国平均を下回ったものの、前年度よりも改善し全国平均正答率との差が縮まった。
- ・ 小中ともに、全国平均正答率との差が縮まり、改善傾向にある。

表3 過去5か年の鈴鹿市と全国の平均正答率（小6）（％）

小学校	平成31年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	本市	全国	本市	全国	本市	全国	本市	全国	本市	全国
国語	64	63.8	64	64.7	63	65.6	67	67.2	68	67.7
算数	66	66.6	70	70.2	62	63.2	62	62.5	63	63.4
理科	—	—	—	—	63	63.3	—	—	—	—

図1 鈴鹿市と全国平均正答率との差の経年変化（小6）



※平成19年度から平成30年度まではB問題の結果を反映

※平成22年度、24年度は抽出調査のため記載なし

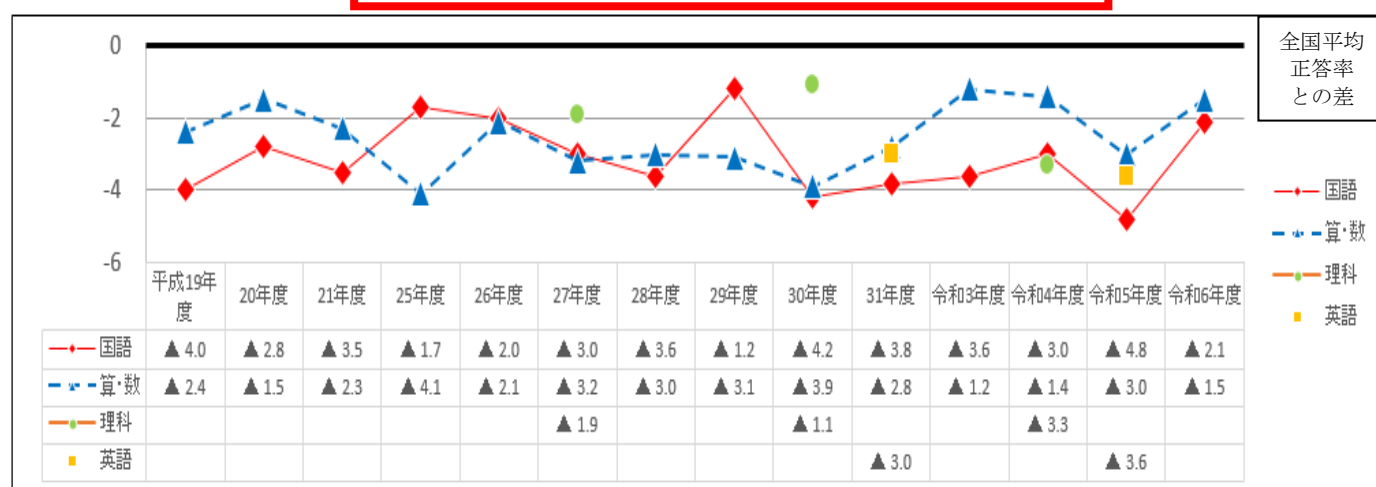
※平成23年度は、東日本大震災の影響により実施見送り

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施見送り

表 4 過去 5 か年の鈴鹿市と全国の平均正答率（中 3）（％）

中学校	平成 3 1 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	本市	全国	本市	全国	本市	全国	本市	全国	本市	全国
国語	69	72.8	61	64.6	66	69.0	65	69.8	56	58.1
数学	57	59.8	56	57.2	50	51.4	48	51.0	51	52.5
理科	—	—	—	—	46	49.3	—	—	—	—
英語	53	56.0	—	—	—	—	42	45.6	—	—

図 2 鈴鹿市と全国平均正答率との差の経年変化（中 3）



※平成 1 9 年度から平成 3 0 年度までは B 問題の結果を反映

※平成 2 2 年度、2 4 年度は抽出調査のため記載なし

※平成 2 3 年度は、東日本大震災の影響により実施見送り

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施見送り

5 教科に関する調査の結果

(1) 小学校 国語

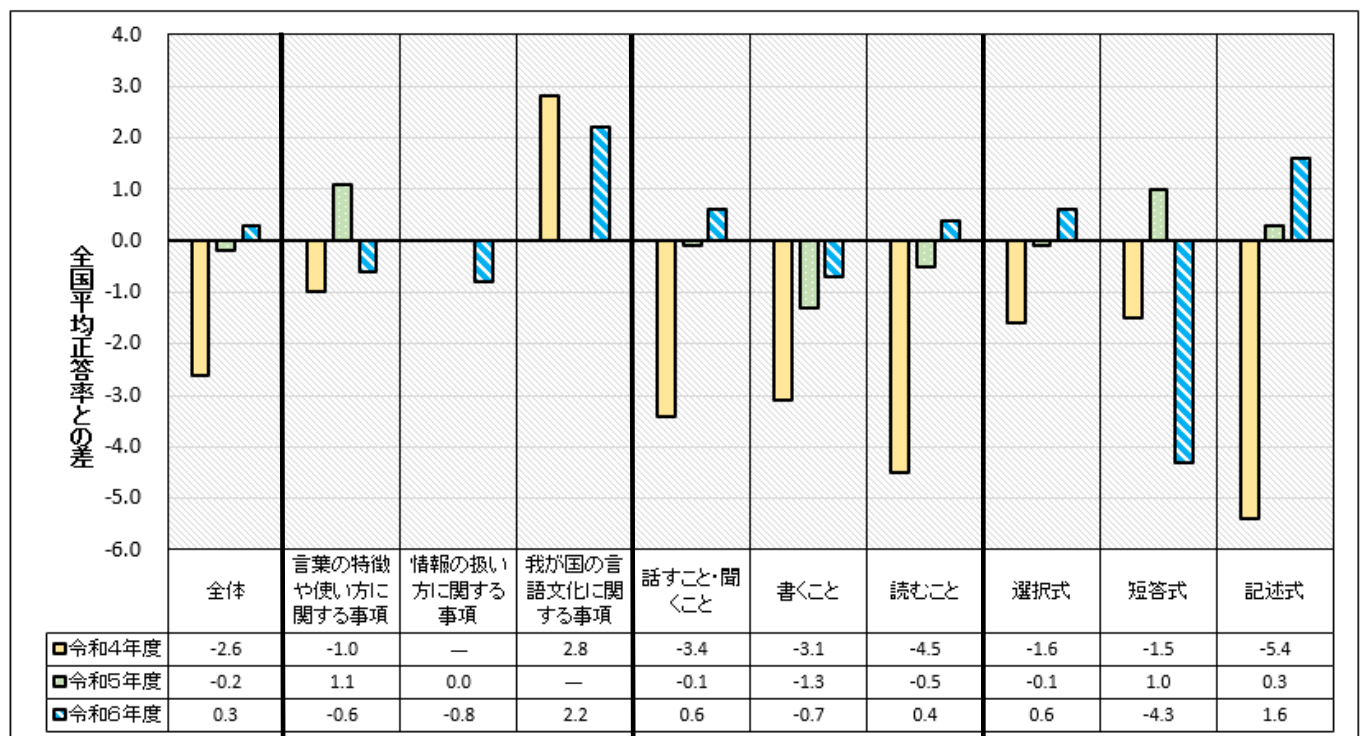
※全国平均正答率との比較について

- 「我が国の言語文化に関する事項」「話すこと・聞くこと」「読むこと」は、全国平均正答率を上回った。
- 令和5年度と比較すると、特に「読むこと」に関する領域が改善されている。
- 「記述式」の問題の平均正答率が、2年連続で全国平均正答率を上回った。
- 「短答式」の問題が、全国との差が最も開いている。

表5 小学校国語における鈴鹿市と全国の平均正答率の差（領域・問題形式別）（％）

小学校国語		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		鈴鹿市	全国	差	鈴鹿市	全国	差	鈴鹿市	全国	差
	全体	63	65.6	-2.6	67	67.2	-0.2	68	67.7	0.3
学習指導要領の領域等	言葉の特徴や使いに関する事項	68.0	69.0	-1.0	72.3	71.2	1.1	63.8	64.4	-0.6
	情報の扱い方に関する事項	—	—	—	63.4	63.4	0.0	86.1	86.9	-0.8
	我が国の言語文化に関する事項	80.7	77.9	2.8	—	—	—	76.8	74.6	2.2
	話すこと・聞くこと	62.8	66.2	-3.4	72.5	72.6	-0.1	60.4	59.8	0.6
	書くこと	45.4	48.5	-3.1	25.4	26.7	-1.3	67.7	68.4	-0.7
	読むこと	62.1	66.6	-4.5	70.7	71.2	-0.5	71.1	70.7	0.4
問題形式	選択式	70.2	71.8	-1.6	73.5	73.6	-0.1	70.5	69.9	0.6
	短答式	62.1	63.6	-1.5	63.7	62.7	1.0	55.4	59.7	-4.3
	記述式	45.9	51.3	-5.4	51.4	51.1	0.3	66.2	64.6	1.6

図3 小学校 国語（R4～R6 経年変化）



(2) 小学校 算数

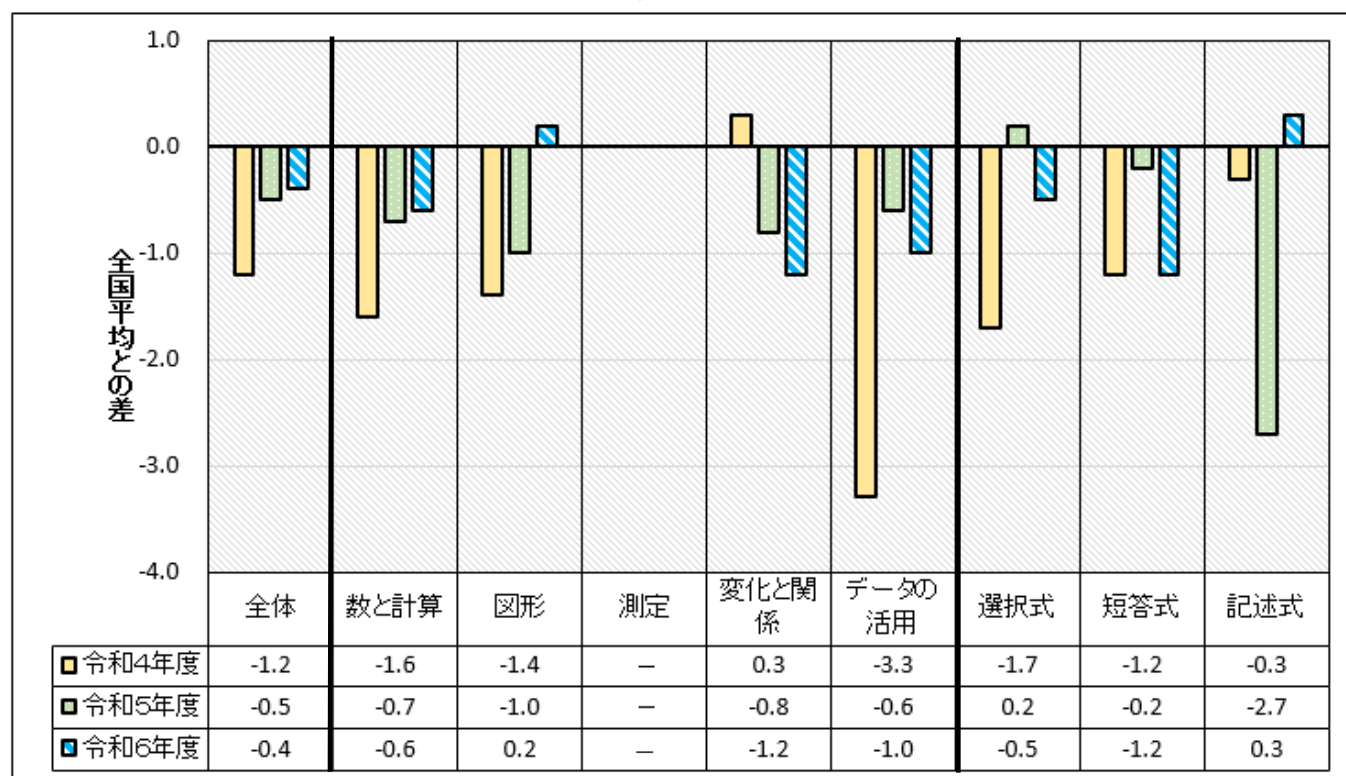
※全国平均正答率との比較について

- 経年課題であった「図形」領域では、全国平均正答率を上回り、年々改善されている。
- 「記述式」の問題の平均正答率が調査開始以降、初めて全国平均正答率を上回った。
- 問題形式においては、「短答式」の問題が全国平均正答率との差が最も広がっている。

表6 小学校算数における鈴鹿市と全国の平均正答率の差（領域・問題形式別）（％）

小学校算数		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		鈴鹿市	全国	差	鈴鹿市	全国	差	鈴鹿市	全国	差
	全体	62	63.2	-1.2	62	62.5	-0.5	63	63.4	-0.4
学習指導要領の領域等	数と計算	68.2	69.8	-1.6	66.6	67.3	-0.7	65.4	66.0	-0.6
	図形	62.6	64.0	-1.4	47.2	48.2	-1.0	66.5	66.3	0.2
	測定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	変化と関係	51.6	51.3	0.3	70.1	70.9	-0.8	50.5	51.7	-1.2
	データの活用	65.4	68.7	-3.3	64.9	65.5	-0.6	60.8	61.8	-1.0
問題形式	選択式	50.1	51.8	-1.7	57.9	57.7	0.2	74.8	75.3	-0.5
	短答式	75.3	76.5	-1.2	74.5	74.7	-0.2	60.8	62.0	-1.2
	記述式	59.9	60.2	-0.3	44.6	47.3	-2.7	51.3	51.0	0.3

図4 小学校 算数（R4～R6 経年変化）



(3) 中学校 国語

※全国平均正答率との比較について

○ 「言葉の特徴や使い方に関する事項」以外の領域では、令和5年度と比較すると改善されている。

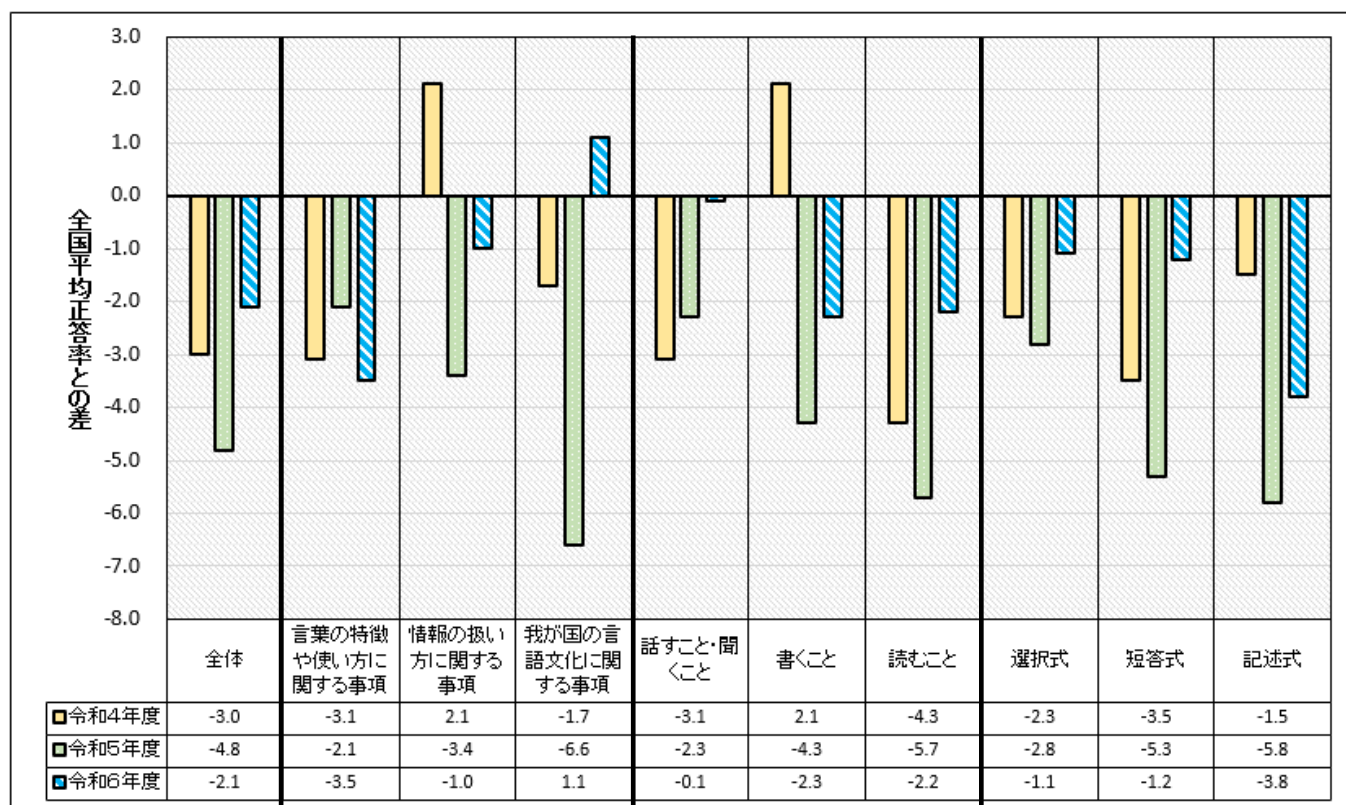
○ 「我が国の言語文化に関する事項」は、平均正答率が全国平均正答率を上回った。

● 経年課題となっている「書くこと」「読むこと」の領域では、改善が見られたものの、依然、全国平均正答率を2ポイント以上下回っている。

表7 中学校国語における鈴鹿市と全国の平均正答率の差（領域・問題形式別）（％）

中学校国語		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		鈴鹿市	全国	差	鈴鹿市	全国	差	鈴鹿市	全国	差
全体		66	69.0	-3.0	65	69.8	-4.8	56	58.1	-2.1
学習指導要領の領域等	言葉の特徴や使い方に関する事項	69.1	72.2	-3.1	65.4	67.5	-2.1	55.7	59.2	-3.5
	情報の扱い方に関する事項	48.6	46.5	2.1	60.0	63.4	-3.4	58.6	59.6	-1.0
	我が国の言語文化に関する事項	68.5	70.2	-1.7	68.1	74.7	-6.6	76.7	75.6	1.1
	話すこと・聞くこと	60.8	63.9	-3.1	79.9	82.2	-2.3	58.7	58.8	-0.1
	書くこと	48.6	46.5	2.1	58.9	63.2	-4.3	63.0	65.3	-2.3
	読むこと	63.6	67.9	-4.3	58.0	63.7	-5.7	45.7	47.9	-2.2
問題形式	選択式	71.4	73.7	-2.3	70.3	73.1	-2.8	59.9	61.0	-1.1
	短答式	66.8	70.3	-3.5	60.3	65.6	-5.3	60.6	61.8	-1.2
	記述式	55.9	57.4	-1.5	62.2	68.0	-5.8	41.7	45.5	-3.8

図5 中学校 国語（R4～R6 経年変化）



(4) 中学校 数学

※全国平均正答率との比較について

○ 令和5年度と比較するとすべての領域において、全国平均正答率との差が縮まり、改善された。

○ 「データの活用」は、平均正答率が全国平均正答率を大きく上回った。

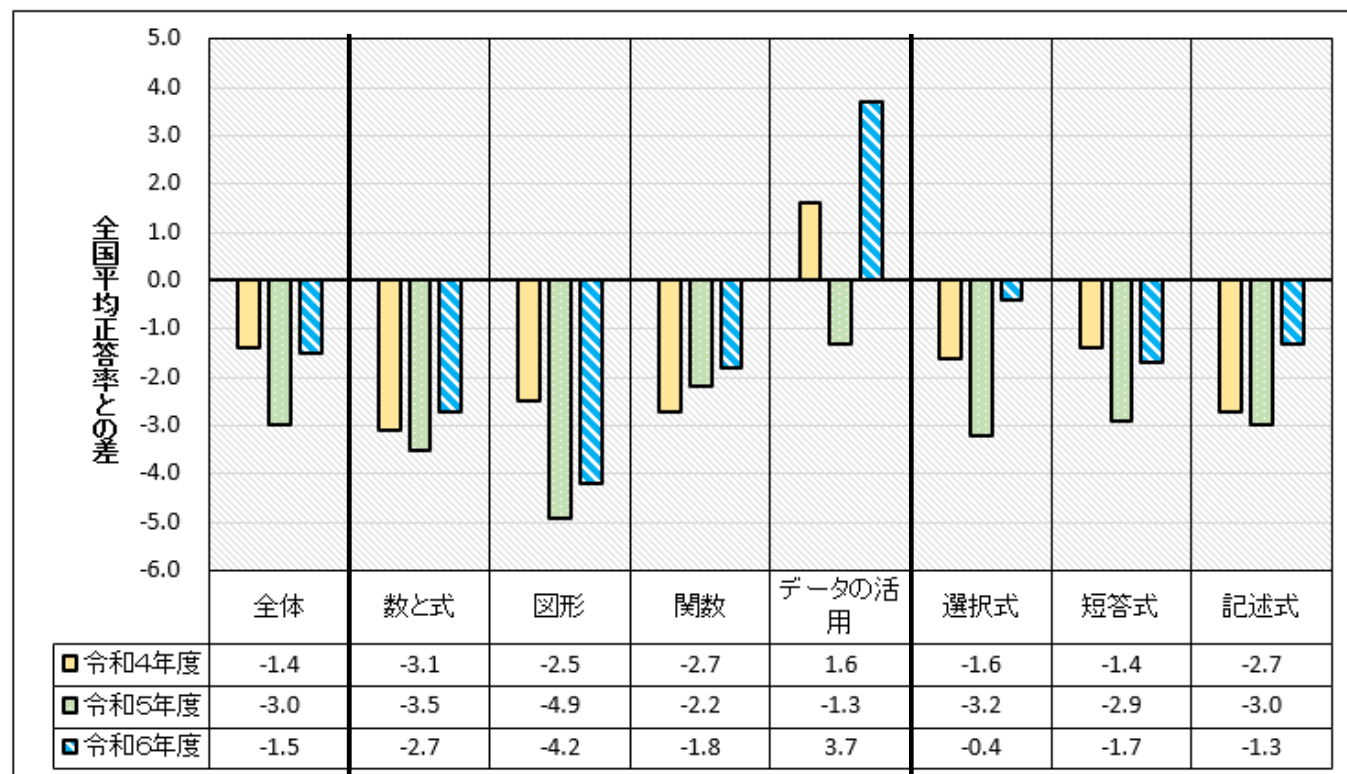
● 「図形」領域は、全国平均正答率との差が最も大きい。

● 問題形式においては、「短答式」の問題が全国平均正答率との差が最も広がっている。

表8 中学校数学における鈴鹿市と全国平均正答率の差（領域・問題形式別）（％）

中学校数学		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		鈴鹿市	全国	差	鈴鹿市	全国	差	鈴鹿市	全国	差
	全体	50	51.4	-1.4	48	51.0	-3.0	51	52.5	-1.5
学習指導要領の領域等	数と式	54.3	57.4	-3.1	59.5	63.0	-3.5	48.4	51.1	-2.7
	図形	41.1	43.6	-2.5	28.3	33.2	-4.9	36.1	40.3	-4.2
	関数	40.9	43.6	-2.7	49.0	51.2	-2.2	58.9	60.7	-1.8
	データの活用	58.7	57.1	1.6	47.2	48.5	-1.3	59.2	55.5	3.7
問題形式	選択式	51.0	52.6	-1.6	42.1	45.3	-3.2	58.1	58.5	-0.4
	短答式	64.3	65.7	-1.4	59.7	62.6	-2.9	65.3	67.0	-1.7
	記述式	33.5	36.2	-2.7	38.6	41.6	-3.0	28.0	29.3	-1.3

図6 中学校 数学（R4～R6 経年変化）



6 各教科に関する質問紙調査の結果

本稿の見方

- * 質問文は、令和6年度調査を掲載している。なお、令和4年度、令和5年度とわずかに文言が異なる質問については、同質問と捉え、データを記載している。
- * 肯定的回答とは、選択肢のうち「当てはまる」と「どちらかといえば当てはまる」（又は、それに類する選択肢）と回答したそれぞれの割合の合計を示す。
- * 児童・生徒質問紙と学校質問紙の結果を照合し、校種・教科別に課題を記載している。

(1) 小学校国語に関する質問紙調査の結果

児童質問紙

表9 児童の「国語の学習に対する関心・意欲・態度等」に関する質問における肯定的回答の割合（％）

R6 質問 番号	質 問	R4 鈴鹿市	R5 鈴鹿市	R6 鈴鹿市	R6 全国 (公立)	R6 全国 平均 との差
42	国語の勉強は好きですか	54.2	54.0	56.2	62.0	▲5.8
43	国語の勉強は大切だと思いますか	92.9	92.4	93.2	94.5	▲1.3
44	国語の授業の内容はよく分かりますか	80.4	83.1	82.5	86.3	▲3.8
45	国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか	90.5	89.8	91.0	93.2	▲2.2
46	国語の授業で、違う点や似ている点を意識したり、図で示したりしながら、情報を整理していますか【新規】	—	—	75.9	78.3	▲2.4
47	国語の授業で、目的に応じて、話すために集めた材料を、いくつかのまとまりに分けたり結び付けたりしながら、伝える内容を考えていますか【新規】	—	—	75.7	80.0	▲4.3
48	国語の授業で、目的に応じて、簡単に書いたり詳しく書いたりするなど、自分の考えが伝わるように工夫して文章を書いていますか【新規】	—	—	79.3	83.2	▲3.9
49	国語の授業で、物語を読むときに、登場人物の性格や特徴、物語全体を具体的にイメージし、どのような表現で描かれているのかに着目していますか	—	78.1	82.2	84.4	▲2.2

表10 児童の「調査問題（国語）の解答状況」に関する質問における割合（％）

R6 質問 番号	質 問	R4 鈴鹿市	R5 鈴鹿市	R6 鈴鹿市	R5 全国 (公立)	R5 全国 平均 との差
国1	解答を文章で書く問題がありました。それらの問題についてどのように解答しましたか（※「全ての書く問題で最後まで解答を書こうと努力した」と回答）	74.8	79.6	80.4	79.1	+1.3

学校質問紙

表 1 1 「国語科の指導方法」に関する質問における肯定的回答の割合（％）

R6 質問 番号	質 問	R4 鈴鹿市	R5 鈴鹿市	R6 鈴鹿市	R6 全国 (公立)	R6 全国 平均 との差
41	前年度までに、情報と情報との関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方を理解し使うことができるような指導を行いましたか【新規】	—	—	96.7	90.0	+6.7
42	前年度までに、目的や意図、場面の状況に応じて、集めた材料を分類したり関係付けたりして、話す内容を検討することができるような指導を行いましたか【新規】	—	—	96.7	92.6	+4.1
43	前年度までに、目的や意図に応じて簡単に書いたり詳しく書いたりするなど、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫して文章を書くことができるような指導を行いましたか【新規】	—	—	93.3	94.9	▲1.6
44	前年度までに、登場人物の人物像や物語の全体像を具体的に想像し、表現の効果を考えて読むことができるような授業を行いましたか	100.0	100.0	96.7	96.9	▲0.2

(2)小学校算数に関する質問紙調査の結果

児童質問紙

表 1 2 児童の「算数の学習に対する関心・意欲・態度等」に関する質問における肯定的回答の割合（％）

R6 質問 番号	質 問	R4 鈴鹿市	R5 鈴鹿市	R6 鈴鹿市	R6 全国 (公立)	R6 全国 平均 との差
50	算数の勉強は好きですか	61.7	59.6	63.6	61.0	+2.6
51	算数の勉強は大切だと思いますか	93.9	93.4	94.9	94.6	+0.3
52	算数の授業の内容はよく分かりますか	80.4	78.2	83.6	82.1	+1.5
53	算数の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか	93.4	92.5	93.5	94.1	▲0.6
54	算数の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できないか考えますか	68.3	—	78.7	77.9	+0.8
55	算数の問題の解き方がわからないときは、あきらめずにいろいろな方法を考えますか	79.0	—	83.3	83.3	0.0
56	算数の問題が解けたとき、別の解き方を考えようとしていますか【新規】	—	—	64.1	63.6	+0.5
57	算数の授業で学習したことを、今後の学習で活用しようとしていますか【新規】	—	—	82.5	84.6	▲2.1

表 1 3 児童の「調査問題（算数）の解答状況」に関する質問における肯定的回答の割合（％）

R6 質問 番号	質 問	R4 鈴鹿市	R5 鈴鹿市	R6 鈴鹿市	R5 全国 （公立）	R5 全国 平均 との差
算 1	言葉や数、式を使って、わけや求め方などを書く問題がありましたが、それらの問題についてどのように解答しましたか（※「全ての書く問題で最後まで解答を書こうと努力した」と回答）	82.0	77.6	80.2	78.7	+1.5

学校質問紙

表 1 4 「算数科の指導方法」に関する質問における肯定的回答の割合（％）

R6 質問 番号	質 問	R4 鈴鹿市	R5 鈴鹿市	R6 鈴鹿市	R6 全国 （公立）	R6 全国 平均 との差
45	前年度までに、実生活における事象との関連を図った授業を行いましたか	96.7	100.0	93.4	92.3	+1.1
46	前年度までに、具体的な物を操作するなどの体験を伴う学習を通して、数量や図形についての実感を伴った理解をする活動を行いましたか	93.4	96.7	96.6	94.6	+2.0
47	前年度までに、問題の答えを求めさせるだけでなく、どのように考え、その答えになったのかなどについて、児童に筋道を立てて説明させるような授業を行いましたか【新規】	—	—	96.7	96.2	+0.5
48	前年度までに、児童がどのようなことにつまずくのかを想定した指導を行いましたか【新規】	—	—	96.6	94.8	+1.8

（３）中学校国語に関する質問紙調査の結果

生徒質問紙

表 1 5 生徒の「国語の学習に対する関心・意欲・態度等」に関する質問における肯定的回答の割合（％）

R6 質問 番号	質 問	R4 鈴鹿市	R5 鈴鹿市	R6 鈴鹿市	R6 全国 （公立）	R6 全国 平均 との差
42	国語の勉強は好きですか	62.3	60.4	69.4	64.3	+5.1
43	国語の勉強は大切だと思いますか	94.2	92.7	94.8	93.9	+0.9
44	国語の授業の内容はよく分かりますか	83.9	81.1	87.4	82.7	+4.7
45	国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか	91.2	88.2	92.3	90.6	+1.7
46	国語の授業で話を聞いたり文章を読んだりするときに、具体的な情報と抽象的な情報との関係を捉えて理解していますか【新規】	—	—	80.1	78.7	+1.4
47	国語の授業で、話題や展開を捉えながら話し合い、互いの発言を結び付けて考えをまとめていますか【新規】	—	—	82.8	80.5	+2.3
48	国語の授業で、自分の考えが伝わるように、表現の効果を考えて文章を書いていますか【新規】	—	—	78.7	76.7	+2.0
49	国語の授業で、説明的な文章を読み、目的に応じて必要な情報に着目して要約し、内容を解釈していますか【新規】	—	—	85.3	82.0	+3.3

表 1 6 生徒の「調査問題（国語）の解答状況」に関する質問における肯定的回答の割合（％）

R6 質問 番号	質 問	R4 鈴鹿市	R5 鈴鹿市	R6 鈴鹿市	R6 全国 (公立)	R6 全国 平均 との差
国 1	解答を文章で書く問題がありましたが、それらの問題についてどのように解答しましたか（※「全ての書く問題で最後まで解答を書こうと努力した」と回答）	79.1	68.0	71.5	72.0	▲0.5

学校質問紙

表 1 7 「国語科の指導方法」に関する質問における肯定的回答の割合（％）

R6 質問 番号	質 問	R4 鈴鹿市	R5 鈴鹿市	R6 鈴鹿市	R6 全国 (公立)	R6 全国 平均 との差
41	前年度までに、話を聞いたり文章を読んだりするときに、具体的な情報と抽象的な情報との関係を捉えて理解することができるような指導を行いましたか【新規】	—	—	100.0	93.9	+6.1
42	前年度までに、話題や展開を捉えながら話し合い、互いの発言を結び付けて考えをまとめることができるような指導を行いましたか【新規】	—	—	100.0	91.5	+8.5
43	前年度までに、自分の考えが伝わるように、表現の効果を考えて文章を書く指導を行いましたか【新規】	—	—	80.0	95.8	▲15.8
44	前年度までに、説明的な文章を読み、目的に応じて必要な情報に着目して要約し、内容を解釈することができるような指導を行いましたか【新規】	—	—	90.0	95.4	▲5.4

（４）中学校数学に関する質問紙調査の結果

生徒質問紙

表 1 8 生徒の「数学の学習に対する関心・意欲・態度等」に関する質問における肯定的回答の割合（％）

R6 質問 番号	質 問	R4 鈴鹿市	R5 鈴鹿市	R6 鈴鹿市	R6 全国 (公立)	R6 全国 平均 との差
50	数学の勉強は好きですか	57.6	59.4	57.8	57.2	+0.6
51	数学の勉強は大切だと思いますか	86.1	84.6	87.9	87.2	+0.7
52	数学の授業の内容はよく分かりますか	79.3	74.2	78.2	75.7	+2.5
53	数学の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか	77.5	75.9	81.4	78.5	+2.9
54	数学の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できないか考えますか	44.5	—	59.3	57.2	+2.1
55	数学の問題の解き方が分からないときは、あきらめずにいろいろな方法を考えますか	75.0	—	79.0	78.1	+0.9
56	数学の問題が解けたとき、別の解き方を考えようとしていますか【新規】	—	—	47.5	46.0	+1.5
57	数学の授業で学習したことを、今後の学習で活用しようとしていますか【新規】	—	—	77.8	77.0	+0.8

表 19 生徒の「調査問題（数学）の解答状況」に関する質問における肯定的回答の割合（％）

R6 質問 番号	質 問	R4 鈴鹿市	R5 鈴鹿市	R6 鈴鹿市	R6 全国 (公立)	R6 全国 平均 との差
数 1	解答を言葉や数、式を使って説明する問題がありましたがそれらの問題についてどのように解答しましたか（※「全ての書く問題で最後まで解答を書こうと努力した」と回答）	54.8	56.1	49.2	50.0	▲0.8

学校質問紙

表 20 「数学科の指導方法」に関する質問における肯定的回答の割合（％）

R6 質問 番号	質 問	R4 鈴鹿市	R5 鈴鹿市	R6 鈴鹿市	R6 全国 (公立)	R6 全国 平均 との差
45	前年度までに、実生活における事象との関連を図った授業を行いましたか	80.0	100.0	90.0	88.5	+1.5
46	前年度までに、観察や操作、実験等の活動を通して、数量や図形等の性質を見いだす活動を行いましたか	50.0	80.0	90.0	85.7	+4.3
47	前年度までに、問題の答えを求めさせるだけでなく、どのように考え、その答えになったのかなどについて、生徒に筋道を立てて説明させるような授業を行いましたか【新規】	—	—	100.0	94.8	+5.2
48	前年度までに、生徒がどのようなことにつまずくのかを想定した指導を行いましたか【新規】	—	—	100.0	95.5	+4.5

7 鈴鹿市の重点取組等に関する児童生徒質問紙調査の結果

まとめ方に関して

○質問項目の抽出理由

鈴鹿市の重点取組に関する項目であること

(※昨年度抽出したもの＋学力向上分析シートで抽出したもの＋新規のもの)

○4つの分類

(1) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況

質問番号・・・児童生徒共通(29)(30)(31)(33)新規(35)新規(37)新規

(2) ICTを活用した学習状況

質問番号・・・児童生徒共通(27)(28-1)新規(28-2)新規

(28-6)新規(28-7)新規

(3) 家庭学習に関する取組状況

質問番号・・・児童生徒共通(21)(22)

(4) 非認知能力等に関する状況

質問番号・・・児童生徒共通(7)(9)(11)(12)(16)(19)(20)新規

○記述による分析の視点

(1) R6鈴鹿市とR5鈴鹿市の比較、R6鈴鹿市とR6全国の比較

(2) 鈴鹿市における経年変化(5年以内)が特徴的なものについて記述

(3) クロス集計の結果、平均正答率と一定の関係性が見られるものについて記述

本年度の結果の概要

本市の結果が全国比、前年度比ともに上回る(下回る)質問項目	↗	上回る 小(7)、(16) 中(7)、(11)、(12)、 (16)、(19)、(30)	↘	下回る 小(21)、(22) 中(21)、(22)
本市の結果が前年度よりも大きく(5ポイント以上)上回る(下回る)質問項目	↗	上回る 小(30)、(31) 中(7)、(9)、(31)	↘	下回る 小 中
本市の結果が全国より大きく(5ポイント以上)上回る(下回る)質問項目	↗	上回る 小 中(7)、(27)	↘	下回る 小(22) 中(21)、(22)、(29)
経年変化(5年以内)において本年度が最も高い(低い)質問項目	↗	高い 小(7)、(9)、(12)、 (16)、(29)、(30)、 (31) 中(7)、(9)、(12)、 (16)、(31)	↘	低い 小(21)、(22) 中(21)、(22)

平均正答率と一定の関係性が見られる質問項目

小(9)、(37)
中(16)、(33)、(35)
○強い関係性が見られる質問項目
小(16)、(20)、(28-1)、(30)、(31)
中(20)、(27)、(29)、(30)、(31)、(37)

資料の見方

<矢印記号について>

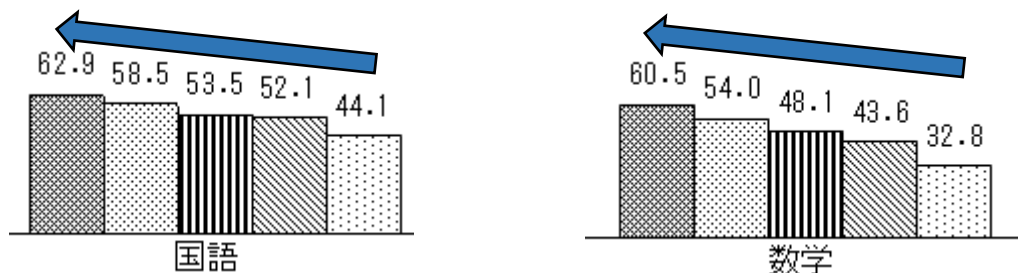
- ↗・・・本市の結果が全国比、前年度比ともに上回る（下回る）質問項目
- ↖・・・本市の結果が前年度よりも大きく（5ポイント以上）上回る（下回る）質問項目
- ↖・・・本市の結果が全国よりも大きく（5ポイント以上）上回る（下回る）質問項目
- ➡・・・経年変化（5年以内）において、本年度が最も高い（低い）質問項目

<グラフの見方について>

- ・上段の帯グラフは、質問に対する回答別の割合を示します。年度の帯グラフは、本市の経年の状況を示します。
- ・下段の棒グラフは、質問に対する本市の回答別の平均正答率（R6年度）を示します。
- ・グラフには、無回答の値を入れていないため、合計が100%にならない場合があります。

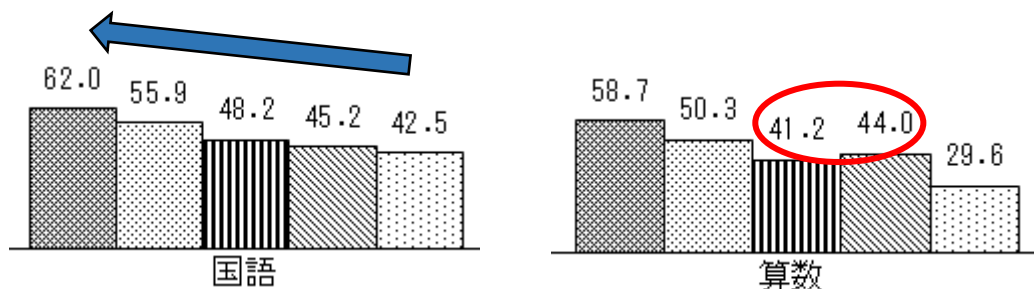
<記述について>

- ・平均正答率と一定の関係性が見られる質問項目については、次のように記述しています。
（例）国語及び算数（数学）ともに一定の関係性が見られる（青矢印）場合（＝強い関係性が見られる）



「中学生は、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していた生徒ほど、教科の平均正答率が高い傾向にある。」

- （例）国語は一定の関係性が見られるが、算数（数学）は国語ほどの関係性が見られない（隣同士の1ヶ所のみが逆転している）場合

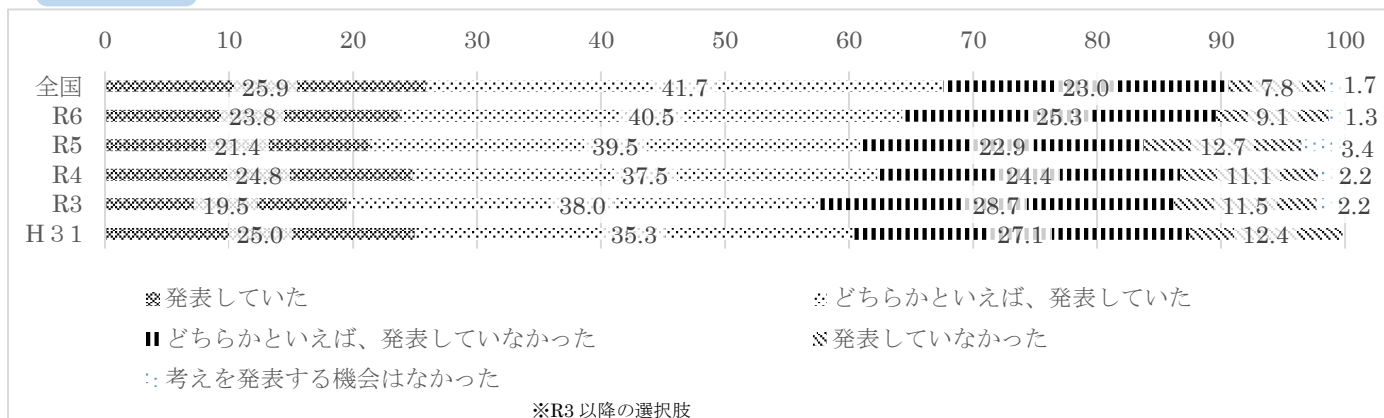


「小学生は、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していた児童ほど、概ね教科の平均正答率が高い傾向にある。」

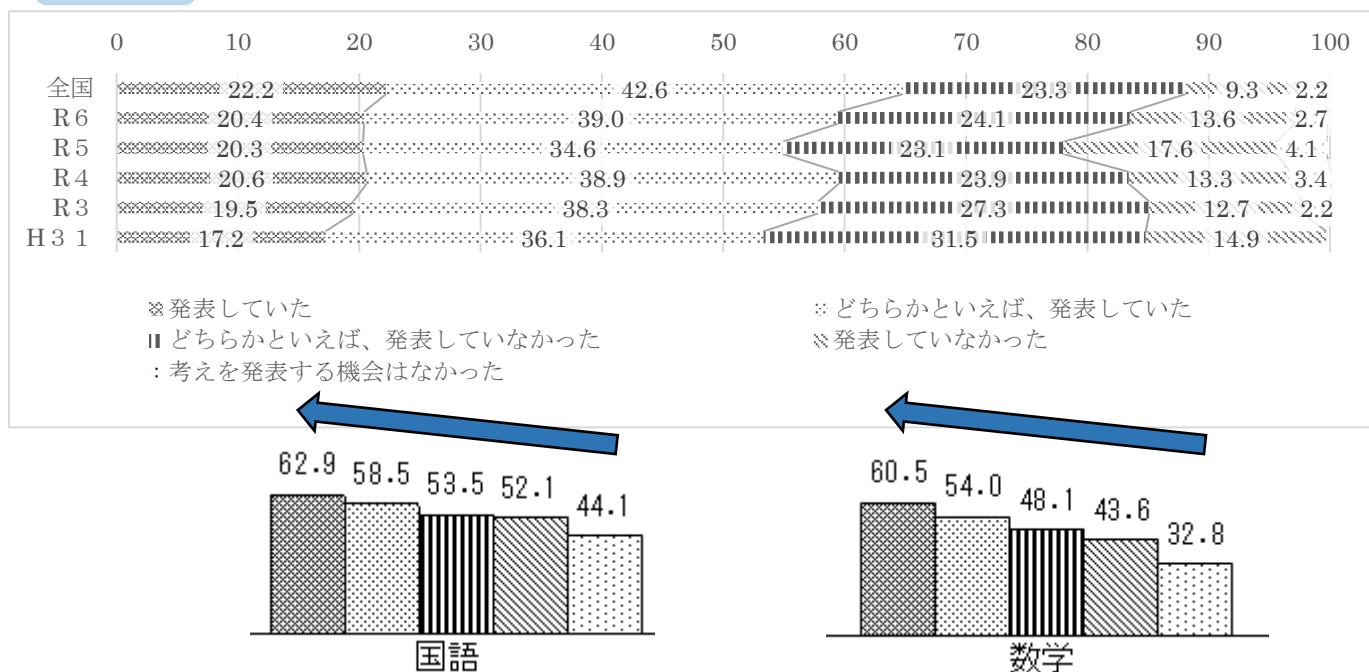
(1)主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況

【児童生徒質問紙(29)】 5年生まで(中学生は1、2年生のとき)に受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか

小学生



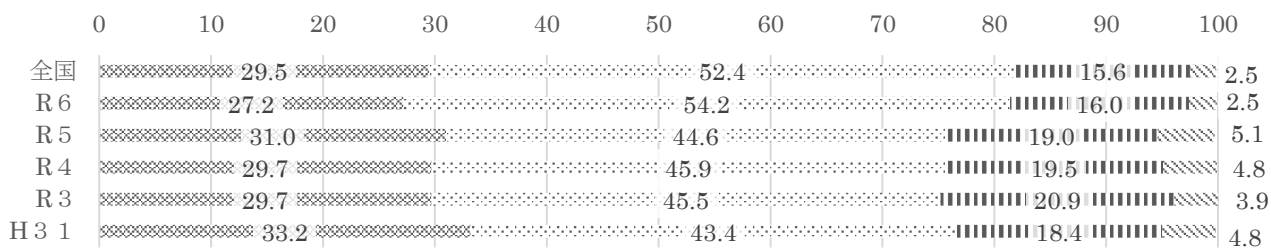
中学生



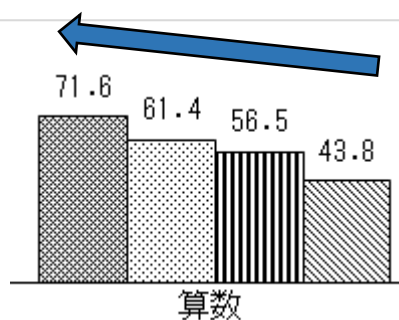
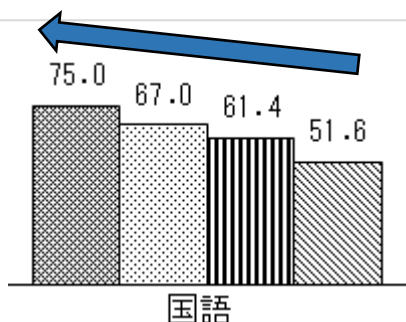
小学生は、肯定的回答割合が64.3%とR5年度の60.9%を上回っているが、全国の67.6%は下回っている。中学生は、肯定的回答割合が59.4%とR5年度の54.9%を上回っているが、全国の64.8%を大きく下回っている。また、小学生の肯定的回答割合は、H31年度以降において最も高くなっている。中学生は、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していた生徒ほど、教科の平均正答率が高い傾向にある。

【児童生徒質問紙(30)】 5年生まで(中学生は1、2年生のとき)に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか

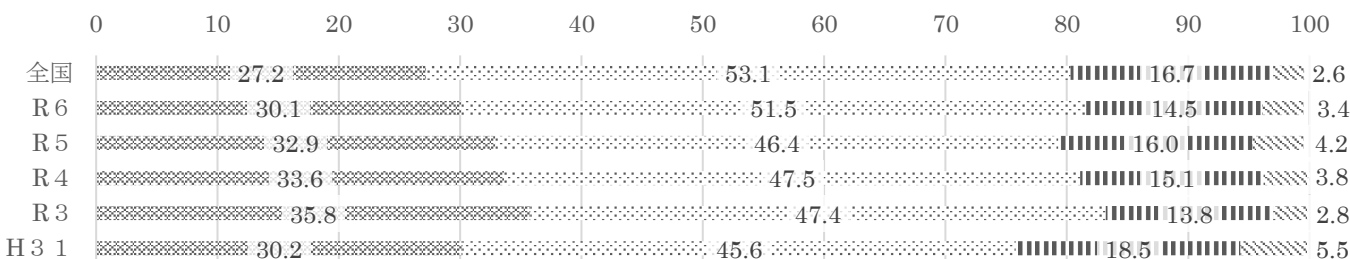
小学生



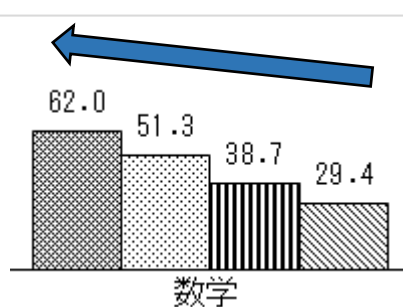
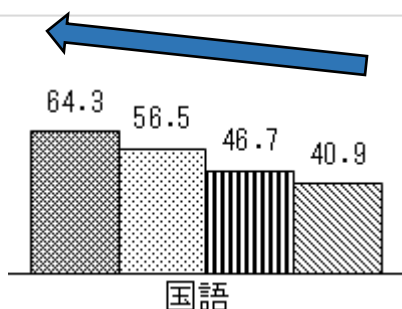
※当てはまる ※どちらかといえば、当てはまる ■どちらかといえば、当てはまらない ※当てはまらない



中学生



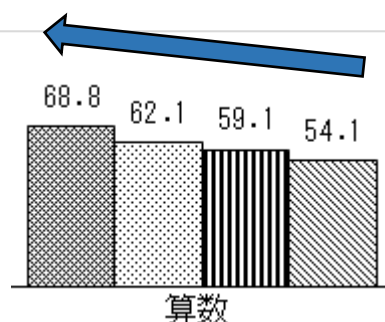
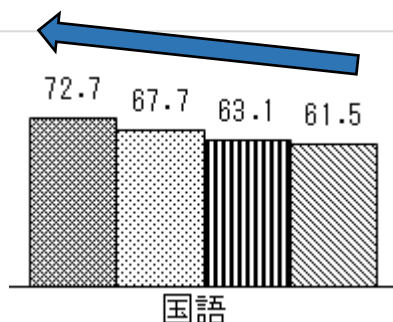
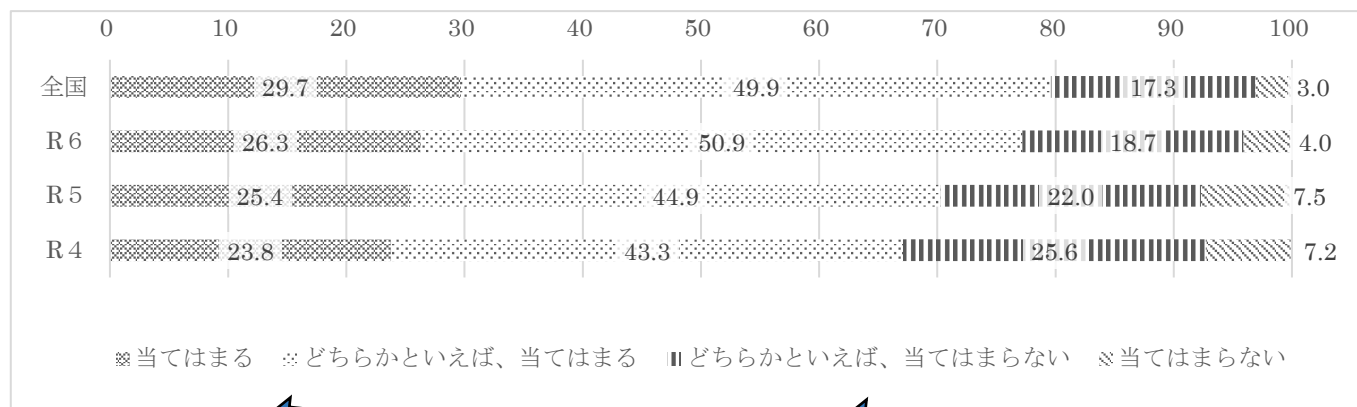
※当てはまる ※どちらかといえば、当てはまる ■どちらかといえば、当てはまらない ※当てはまらない



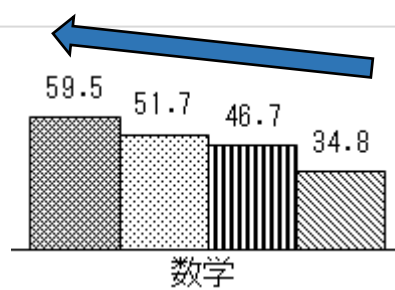
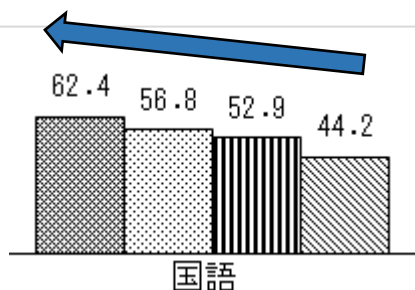
小学生は、肯定的回答割合が81.4%でR5年度の75.6%を大きく上回っているが、全国の81.9%は下回っている。中学生は、肯定的回答割合が81.6%とR5年度の79.3%を上回り、全国の80.3%も上回っている。また、小学生の肯定的回答割合は、H31年度以降において最も高くなっている。小中学生ともに課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた児童生徒ほど、教科の平均正答率が高い傾向にある。

【児童生徒質問紙(31)】 5年生まで(中学生は1、2年生のとき)に受けた授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていましたか

小学生



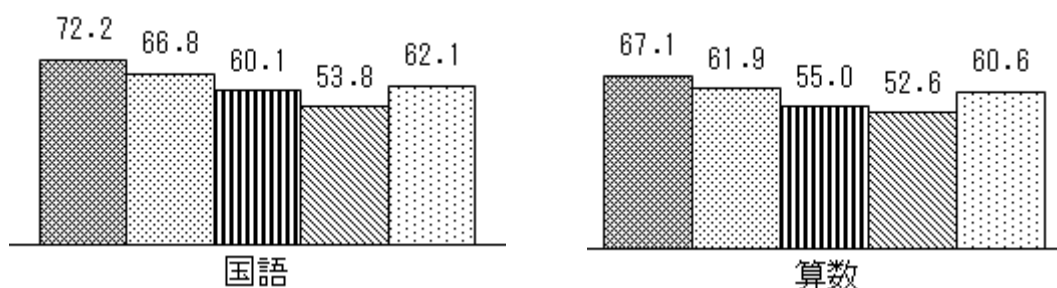
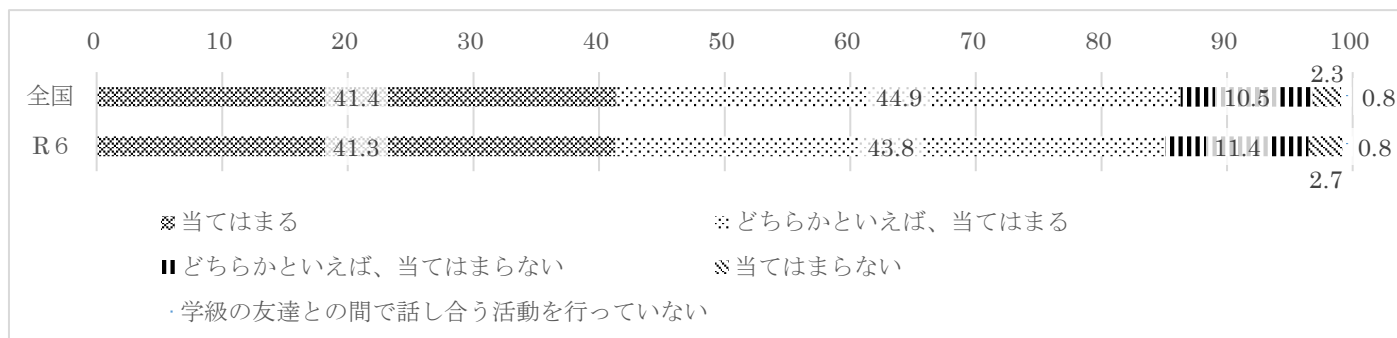
中学生



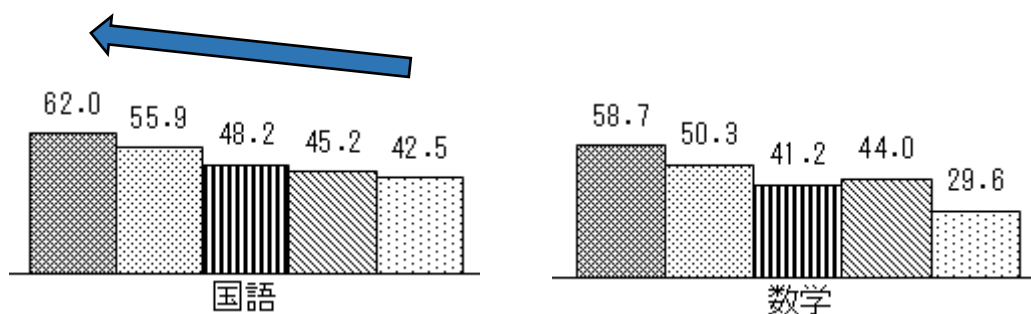
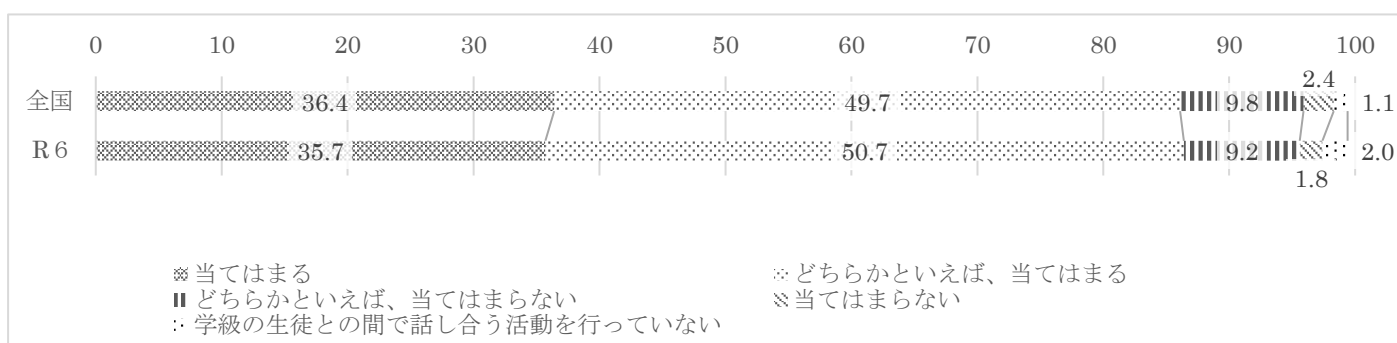
小学生は、肯定的回答割合が77.2%でR5年度の70.3%を大きく上回っているが、全国の79.6%は下回っている。中学生は、肯定的回答割合が75.3%とR5年度の70.2%を大きく上回っているが、全国の75.4%は下回っている。また、小中学生ともに、肯定的回答割合がR4年度以降において最も高くなっている。小中学生ともに各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていた児童生徒ほど、教科の平均正答率が高い傾向にある。

【児童生徒質問紙(33)】 学級の友達(生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか

小学生



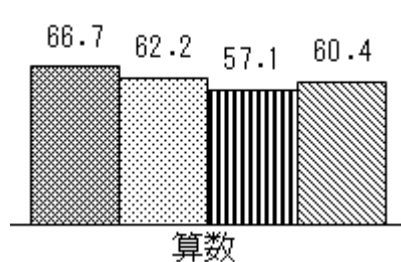
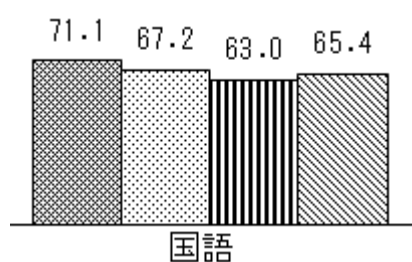
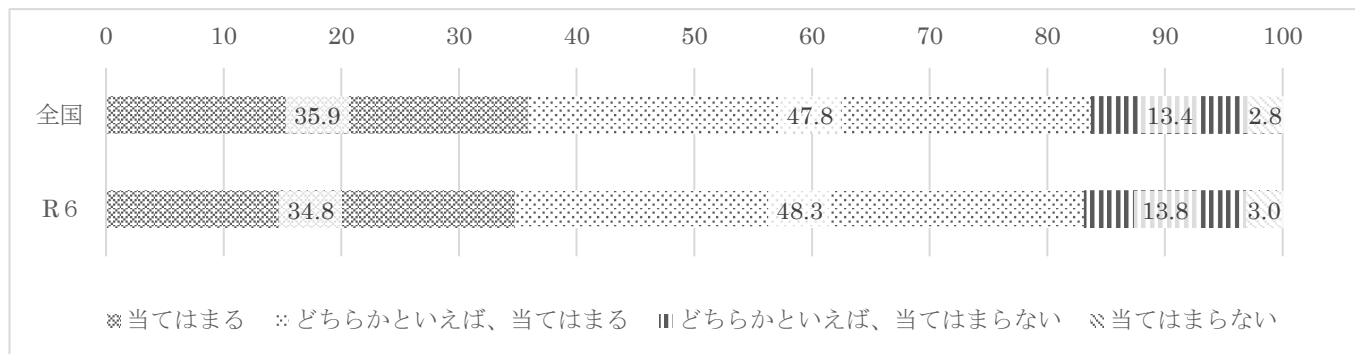
中学生



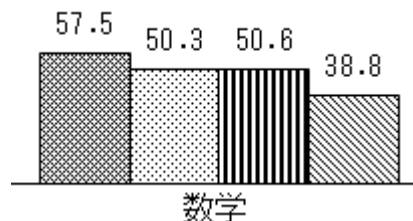
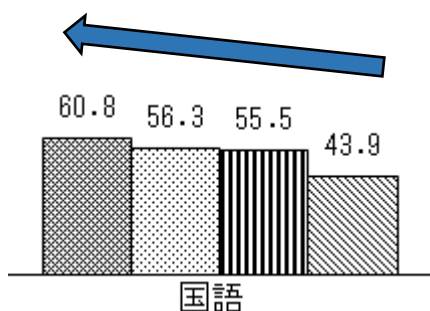
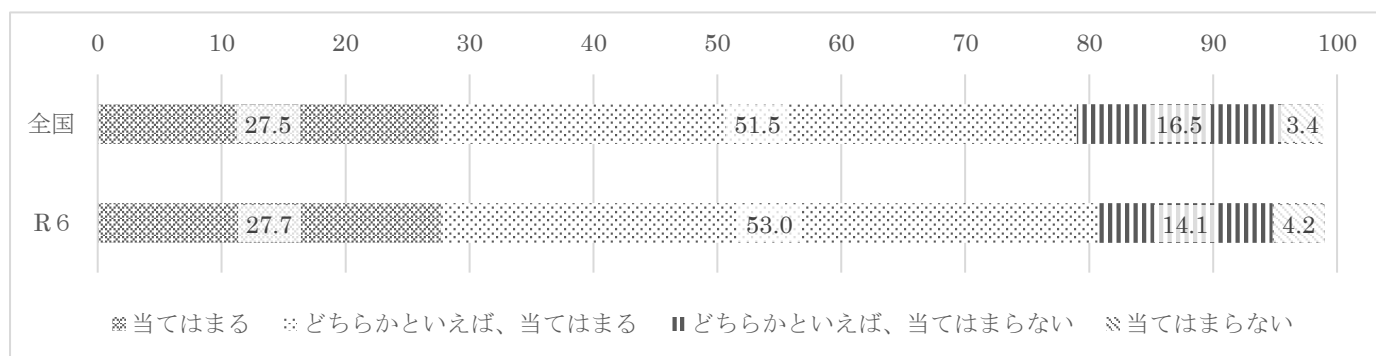
小学生は、肯定的回答割合が 85.1%と、全国の 86.3%より下回っている。中学生は、肯定的回答割合が 86.4%と、全国の 86.1%を上回っている。中学生は、学級の生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている生徒ほど、概ね教科の平均正答率が高い傾向にある。

【児童生徒質問紙(35)】 授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思いますか

小学生



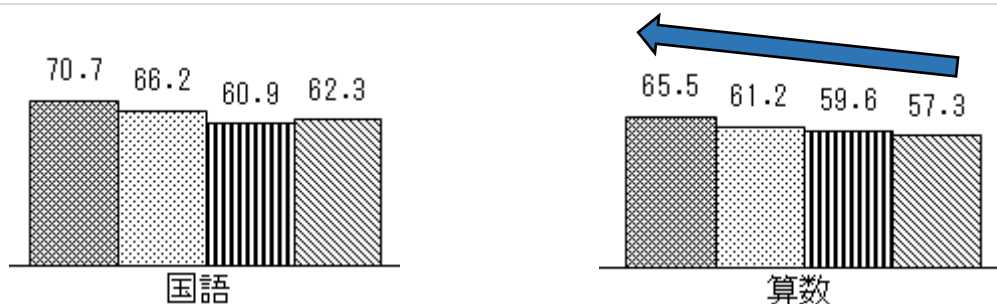
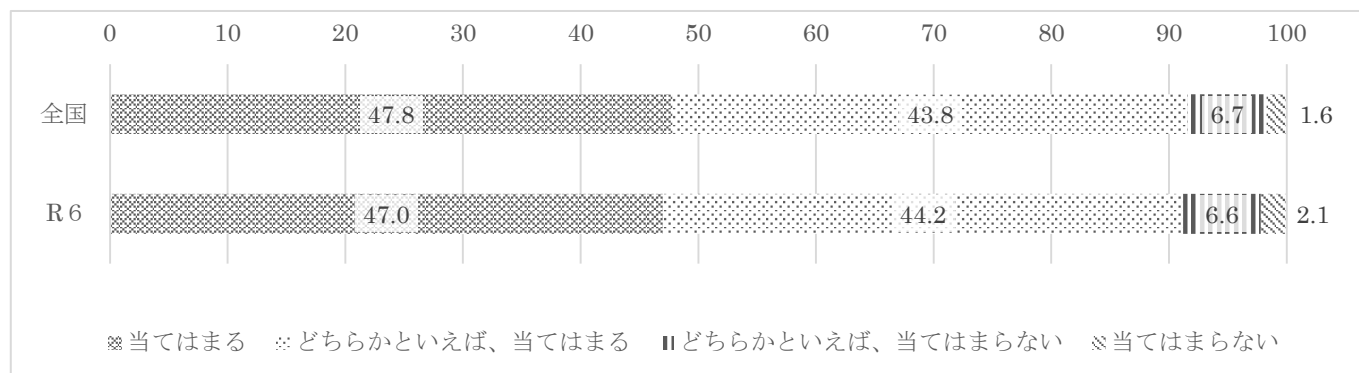
中学生



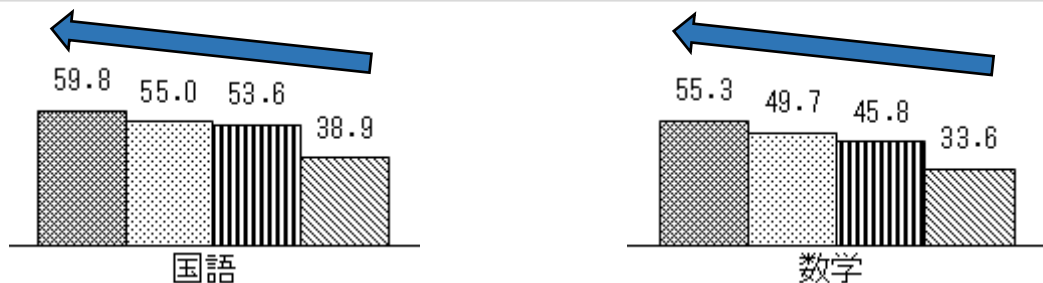
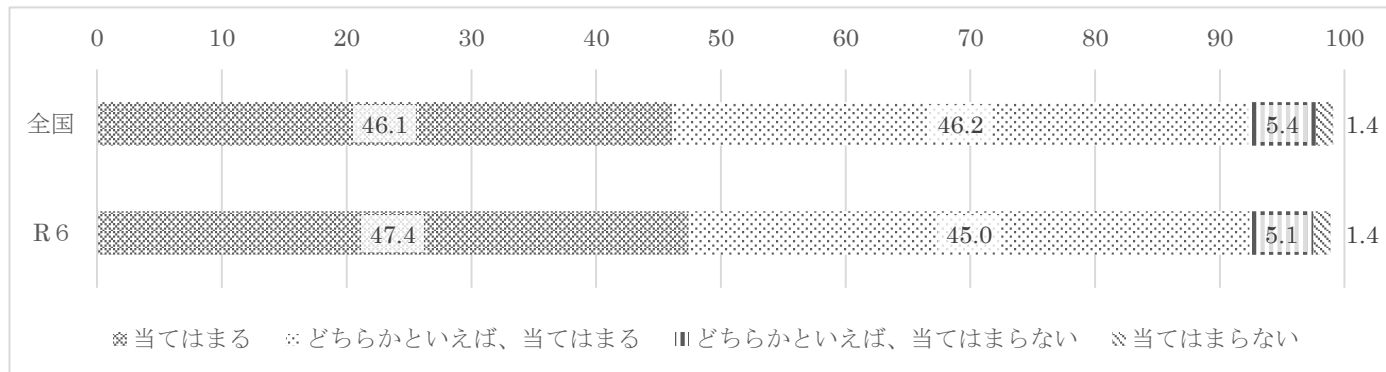
小学生は、肯定的回答割合が 83.1%と、全国の 83.7%より下回っている。中学生は、肯定的回答割合が 80.7%と、全国の 79.0%を上回っている。中学生は授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができる生徒ほど、概ね教科の平均正答率が高い傾向にある。

【児童生徒質問紙(37)】 授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか

小学生



中学生

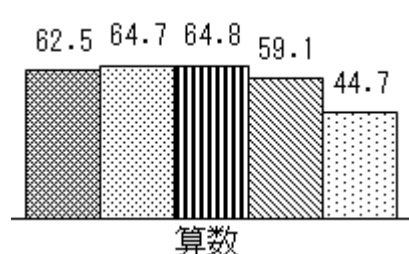
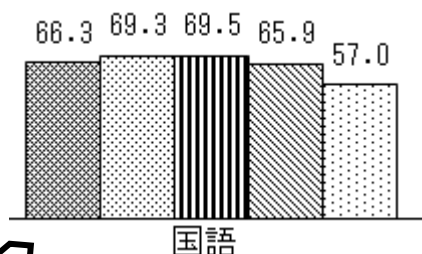
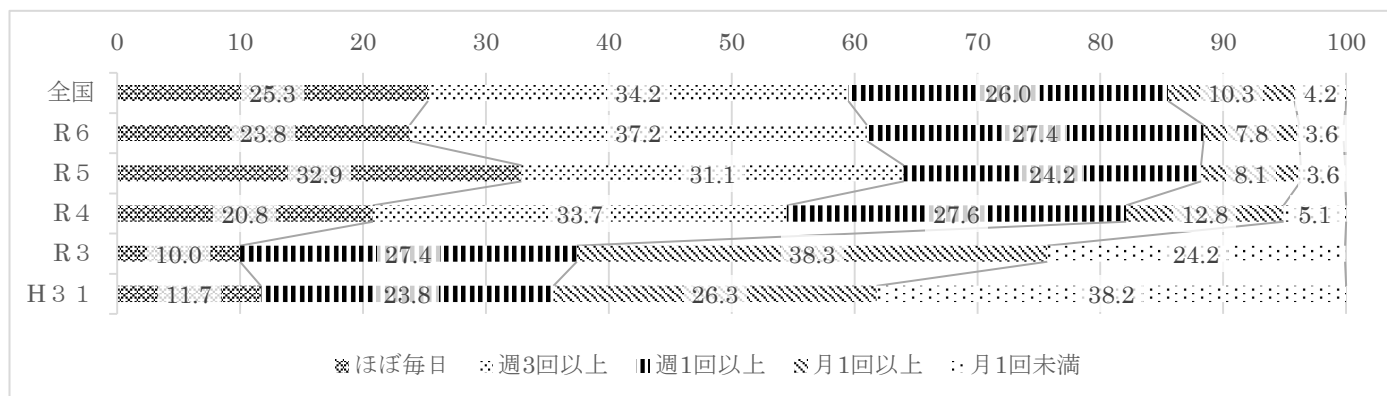


小学生は、肯定的回答割合が91.2%と、全国の91.6%より下回っている。中学生は、肯定的回答割合が92.4%と、全国の92.3%を上回っている。小学生は、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる児童ほど、概ね教科の平均正答率が高い傾向にある。中学生は、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる生徒ほど、教科の平均正答率が高い傾向にある。

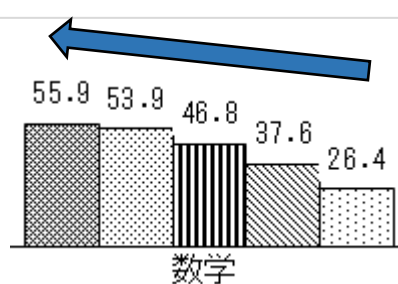
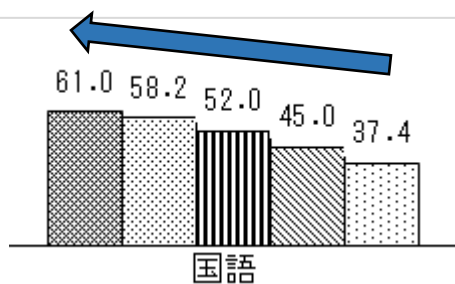
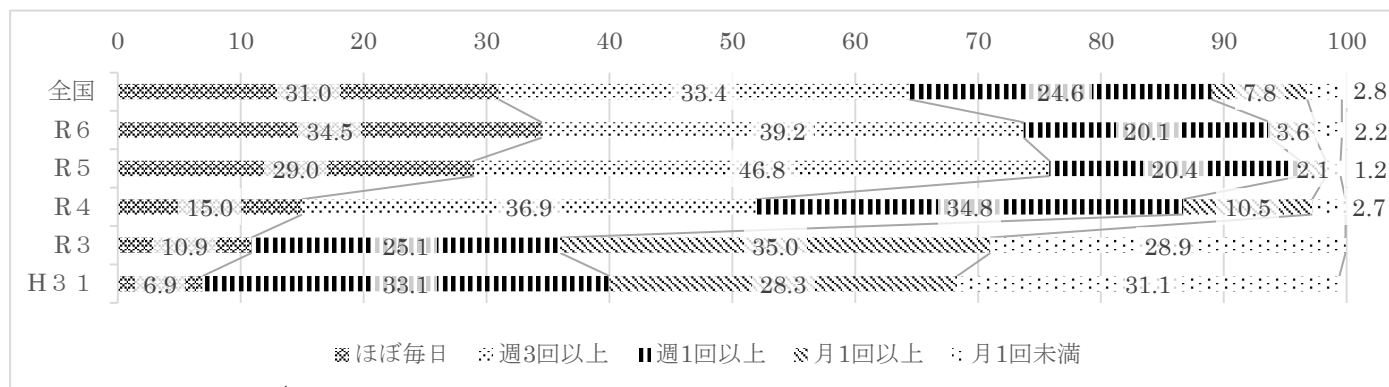
(2)ICT を活用した学習状況

【児童生徒質問紙(27)】 5年生まで(中学生は1、2年生のとき)に受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか

小学生



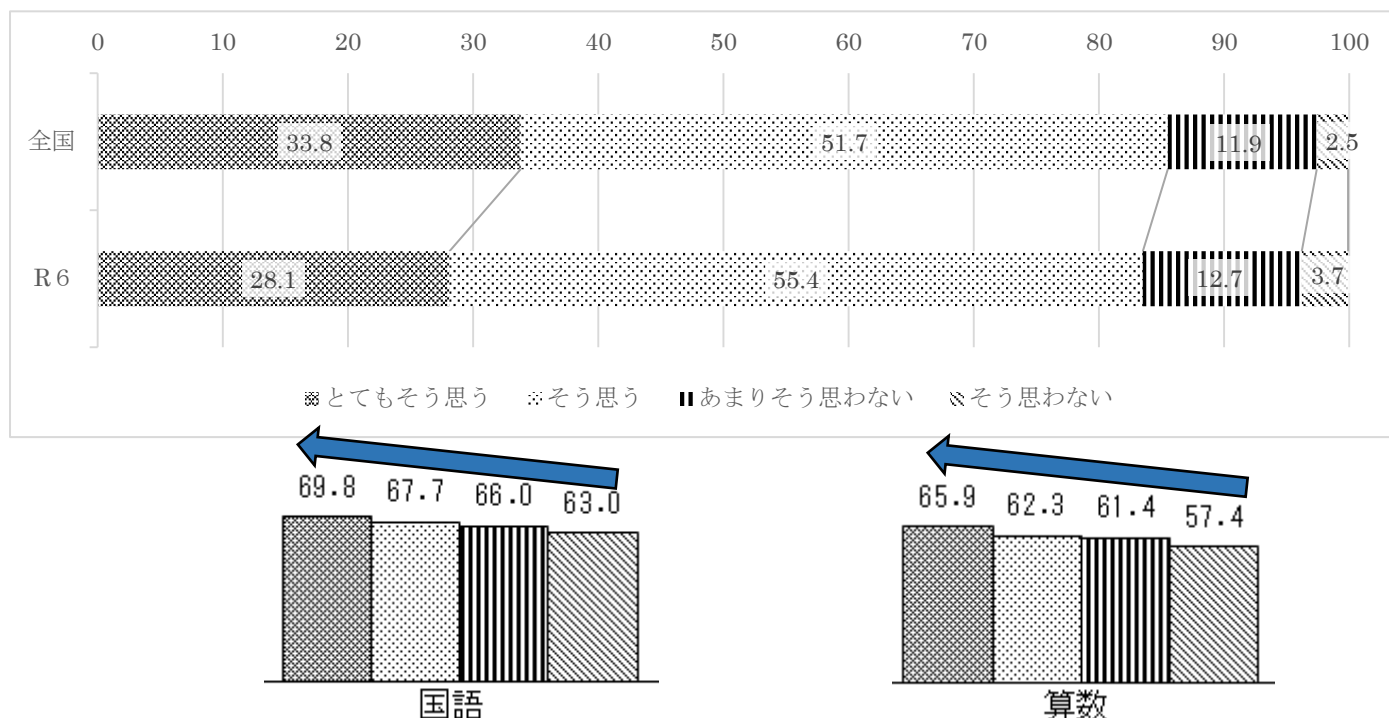
中学生



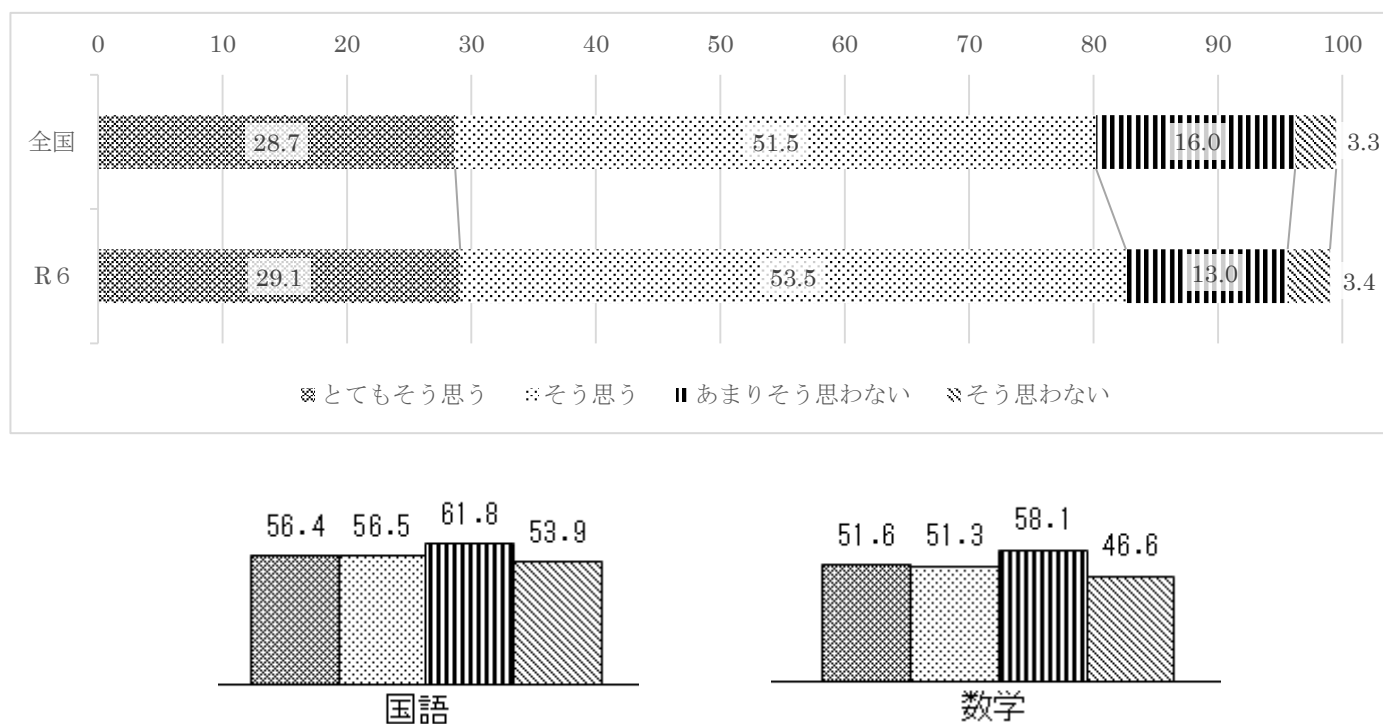
小学生は、「ほぼ毎日」「週3回以上」と回答した割合が61.0%とR5年度の64.0%を下回っているが、全国の59.5%は上回っている。中学生は、「ほぼ毎日」「週3回以上」と回答した割合が73.7%とR5年度の75.8%を下回っているが、全国の64.4%は大きく上回っている。中学生は、授業でのICT機器使用頻度が高い生徒ほど、教科の平均正答率が高い傾向にある。

【児童生徒質問紙(28-1)】 5年生まで(中学生は1、2年生のとき)の学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を活用することについて、次のことはあなたにどれくらい当てはまりますか
(1)自分のペースで理解しながら学習を進めることができる

小学生



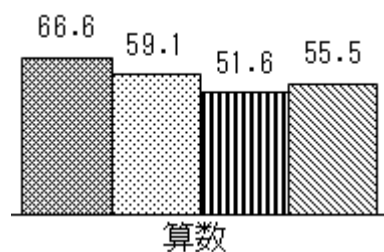
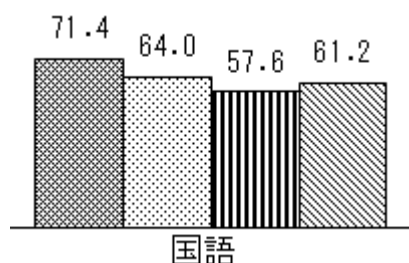
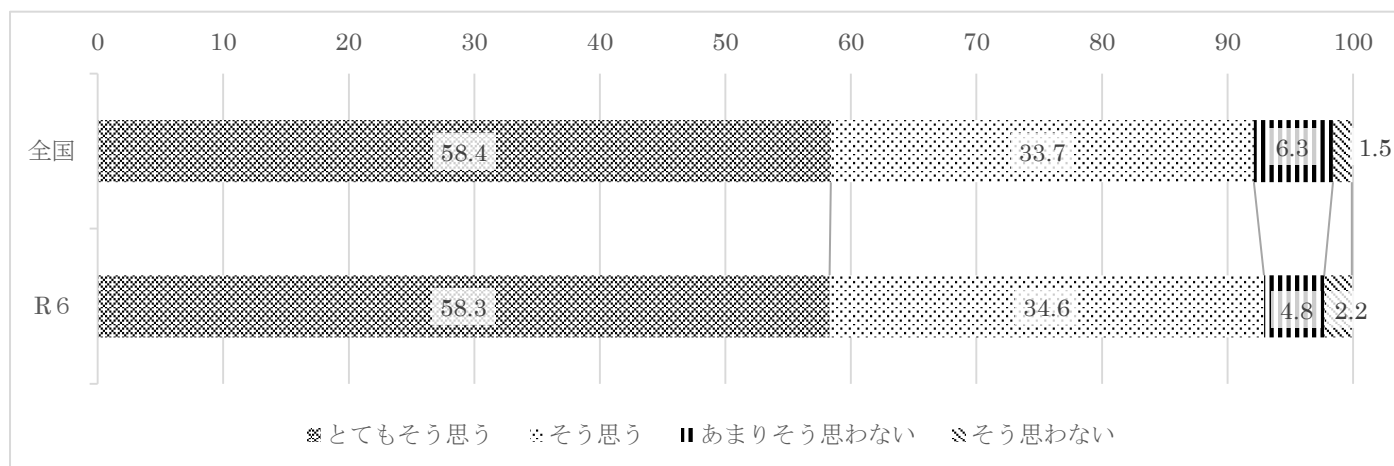
中学生



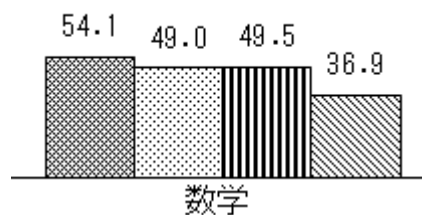
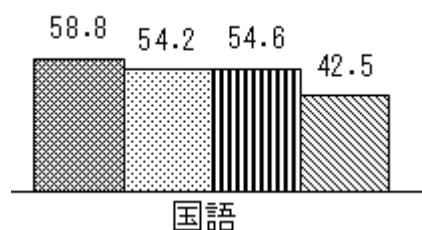
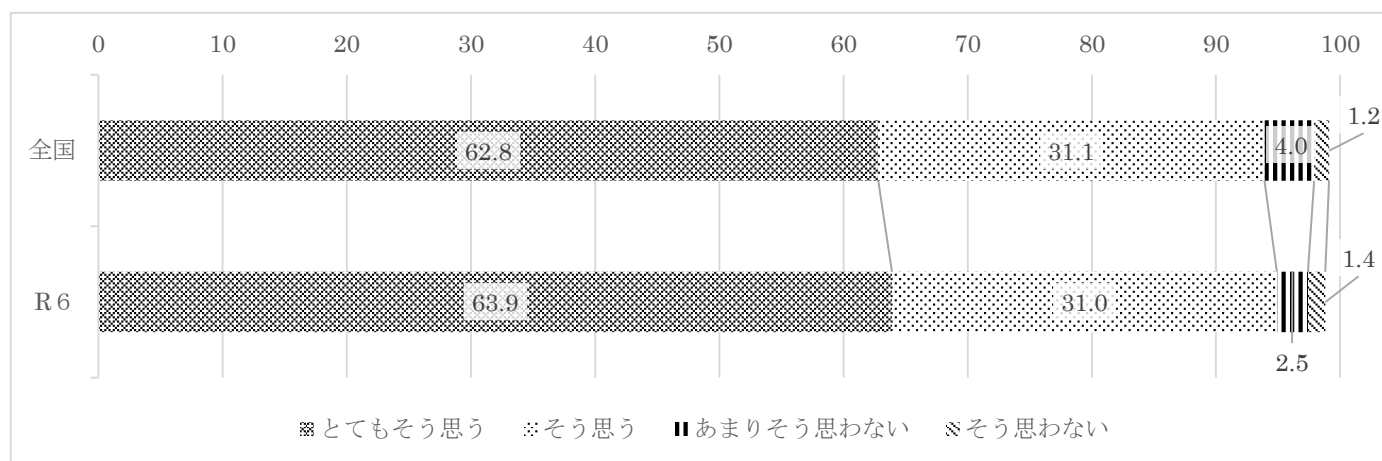
小学生は、肯定的回答割合が83.5%と、全国の85.5%を下回っている。中学生は、肯定的回答割合が82.6%と、全国の80.2%を上回っている。小学生は、学習の中でICT機器を使うと、自分のペースで理解しながら学習を進めることができると思っている児童ほど、教科の平均正答率が高い傾向にある。

【児童生徒質問紙(28-2)】 5年生まで(中学生は1、2年生のとき)の学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を活用することについて、次のことはあなたにどれくらい当てはまりますか
(2)分からないことがあった時に、すぐ調べることができる

小学生



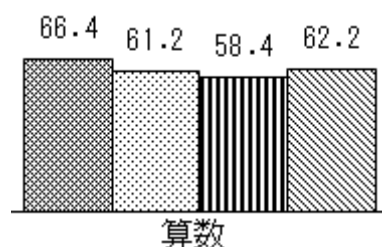
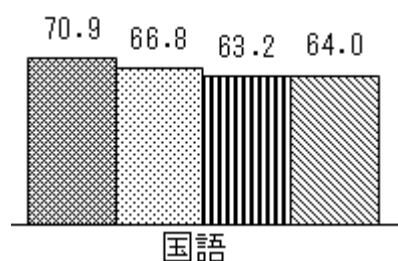
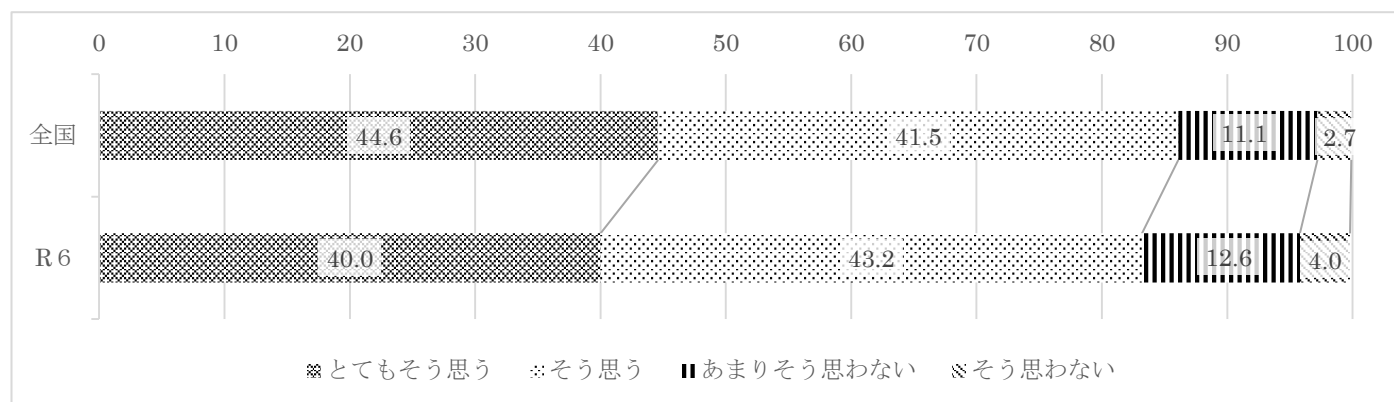
中学生



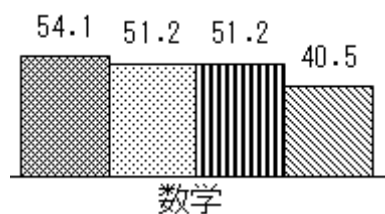
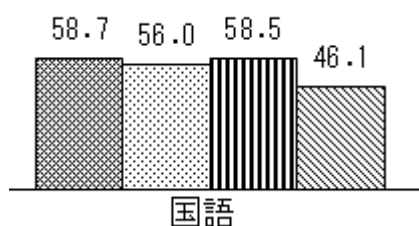
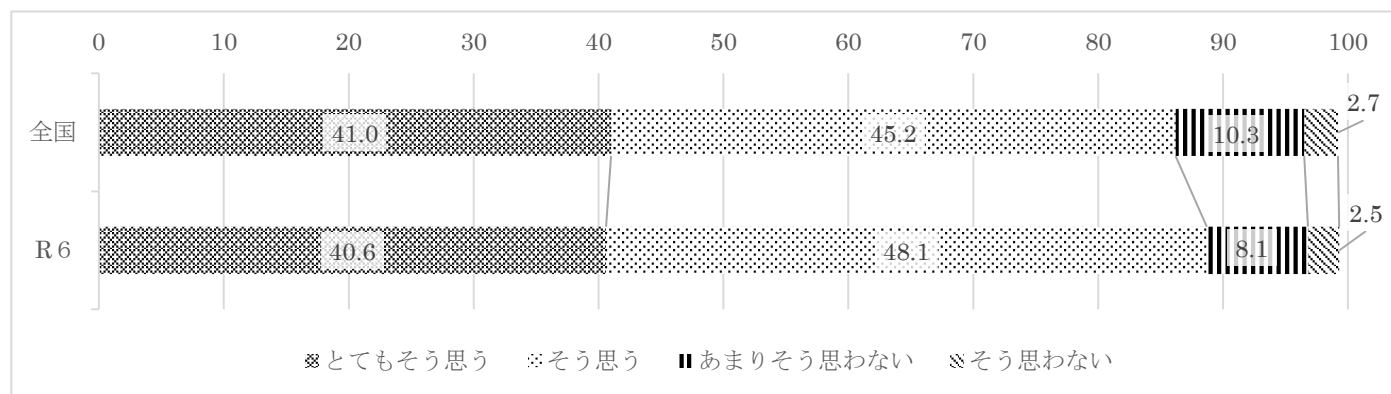
小学生は、肯定的回答割合が92.9%と、全国の92.1%を上回っている。中学生は、肯定的回答割合が94.9%と、全国の93.9%を上回っている。

【児童生徒質問紙(28-6)】 5年生まで(中学生は1、2年生のとき)の学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を活用することについて、次のことはあなたにどれくらい当てはまりますか
(6)友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる

小学生



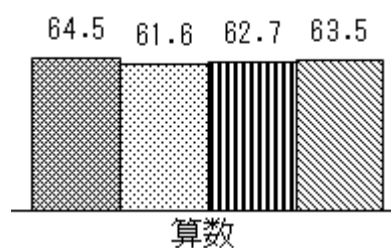
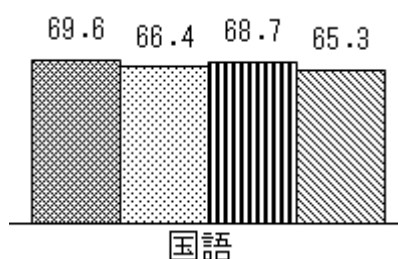
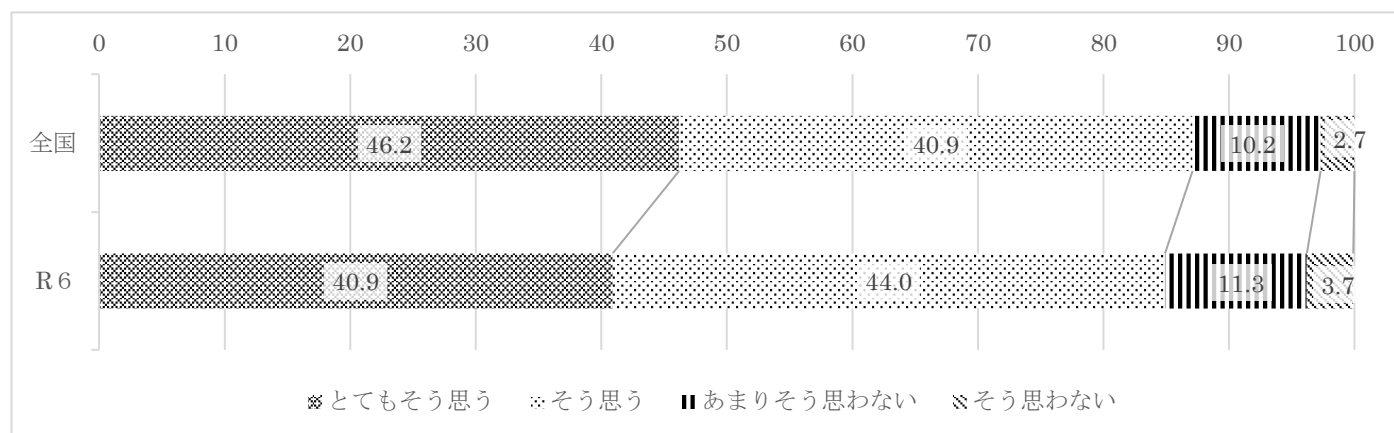
中学生



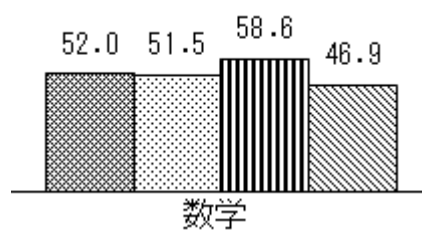
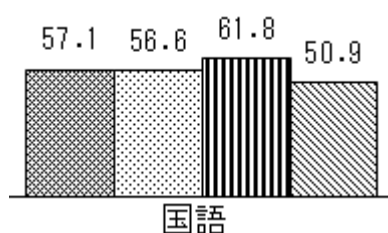
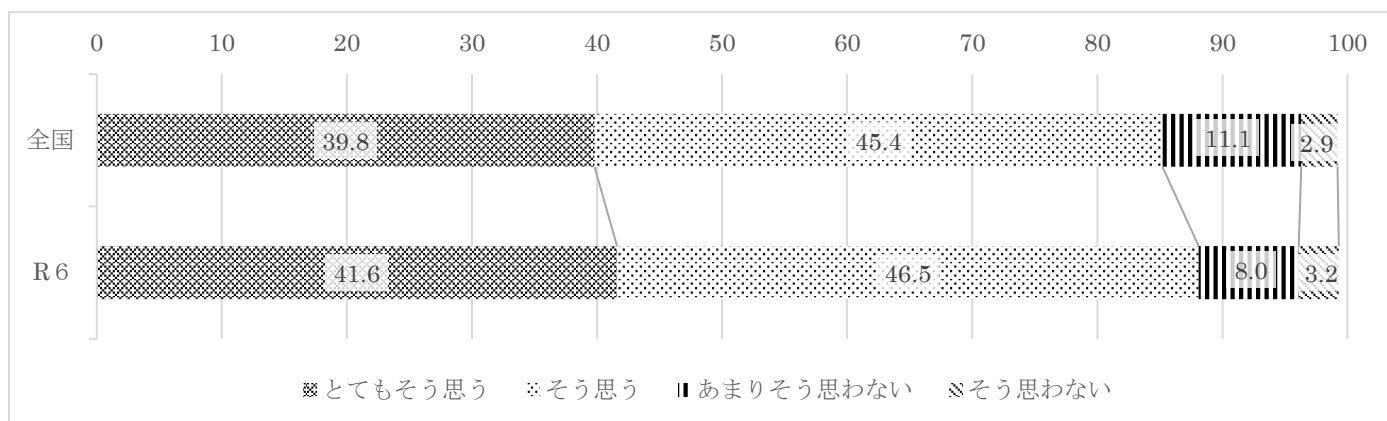
小学生は、肯定的回答割合が83.2%と、全国の86.1%を下回っている。中学生は、肯定的回答割合が88.7%と、全国の86.2%を上回っている。

【児童生徒質問紙(28-7)】 5年生まで(中学生は1、2年生のとき)の学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を活用することについて、次のことはあなたにどれくらい当てはまりますか
(7)友達と協力しながら学習を進めることができる

小学生



中学生

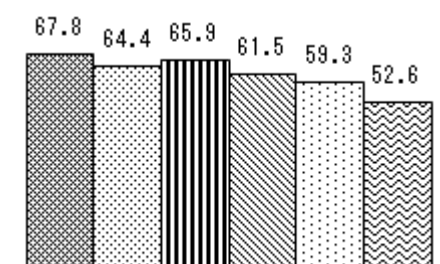
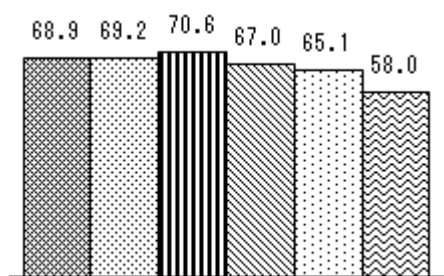
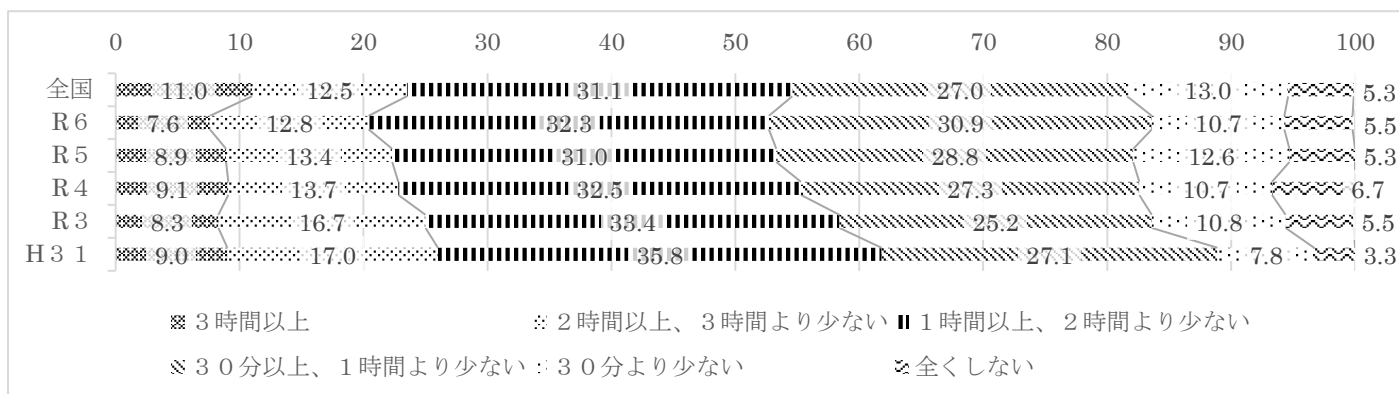


小学生は、肯定的回答割合が84.9%と、全国の87.1%を下回っている。中学生は、肯定的回答割合が88.1%と、全国の85.2%を上回っている。

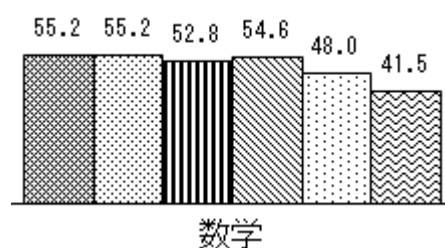
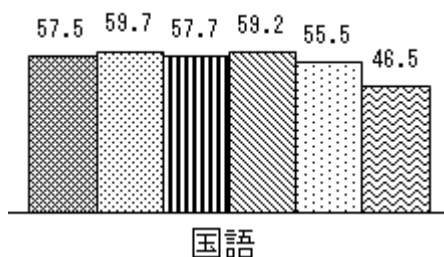
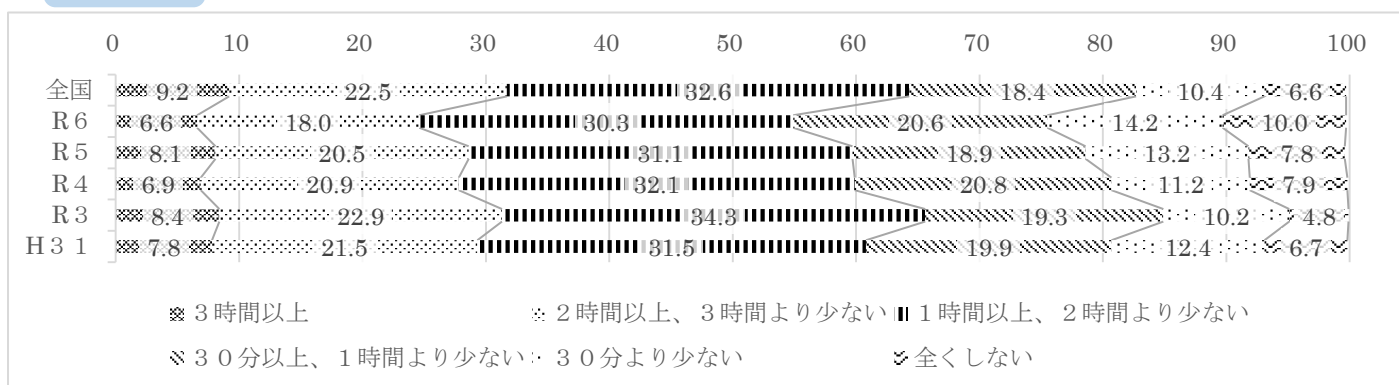
(3)家庭学習に関する取組状況

【児童生徒質問紙(21)】 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む)

小学生



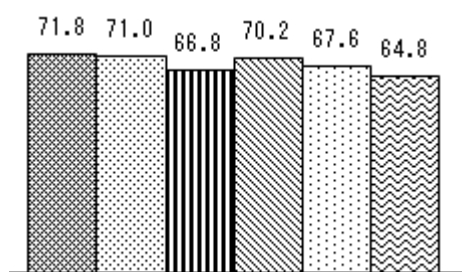
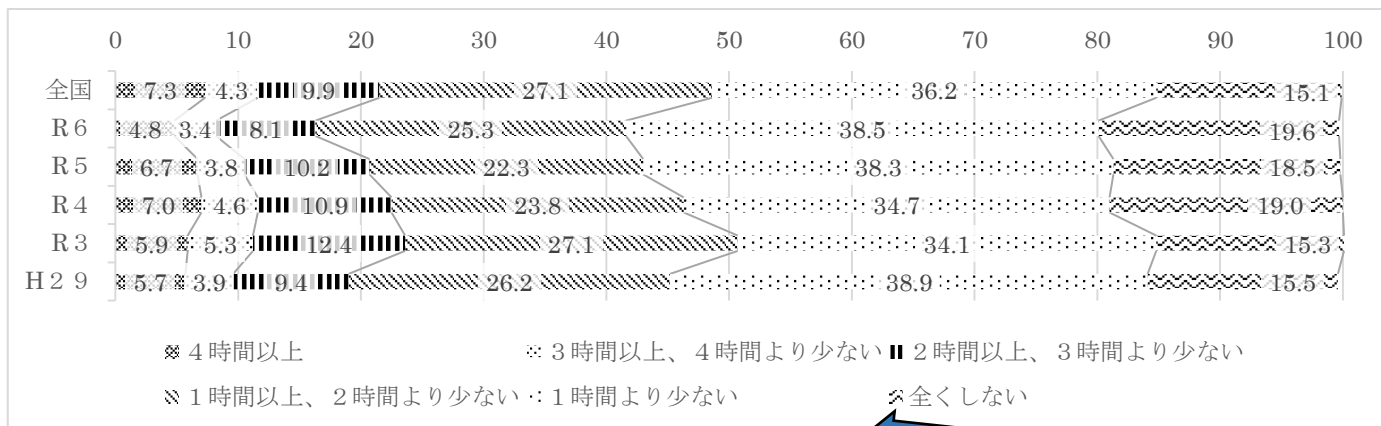
中学生



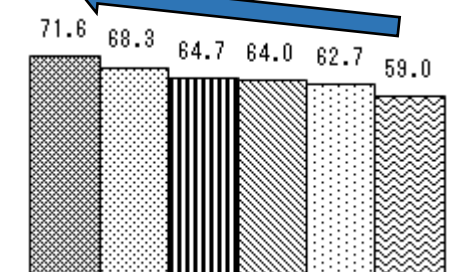
小学生は、「1時間以上」と回答した割合が52.7%とR5年度の53.3%を下回り、全国の54.6%も下回っている。中学生は、「1時間以上」と回答した割合が54.9%とR5年度の59.7%を下回り、全国の64.3%を大きく下回っている。小中学生ともに「1時間以上」と回答した割合が、H31年度以降において最も低くなっている。

【児童生徒質問紙(22)】 土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む)

小学生

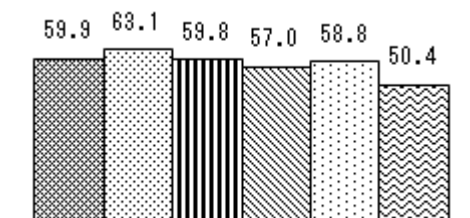
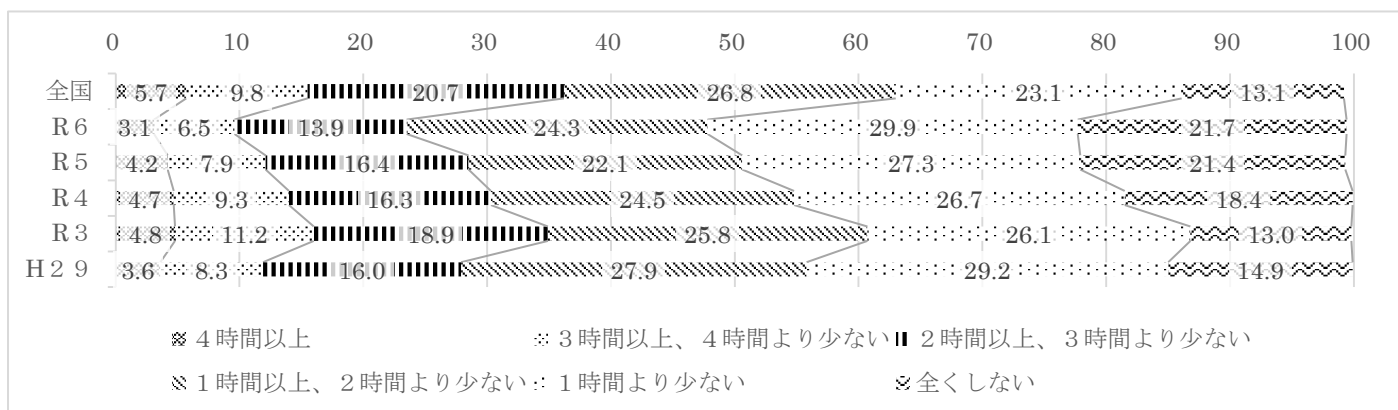


国語

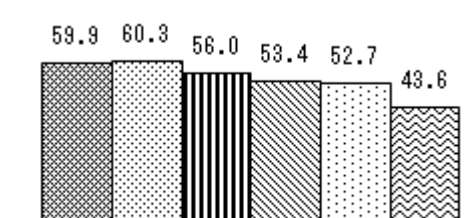


算数

中学生



国語



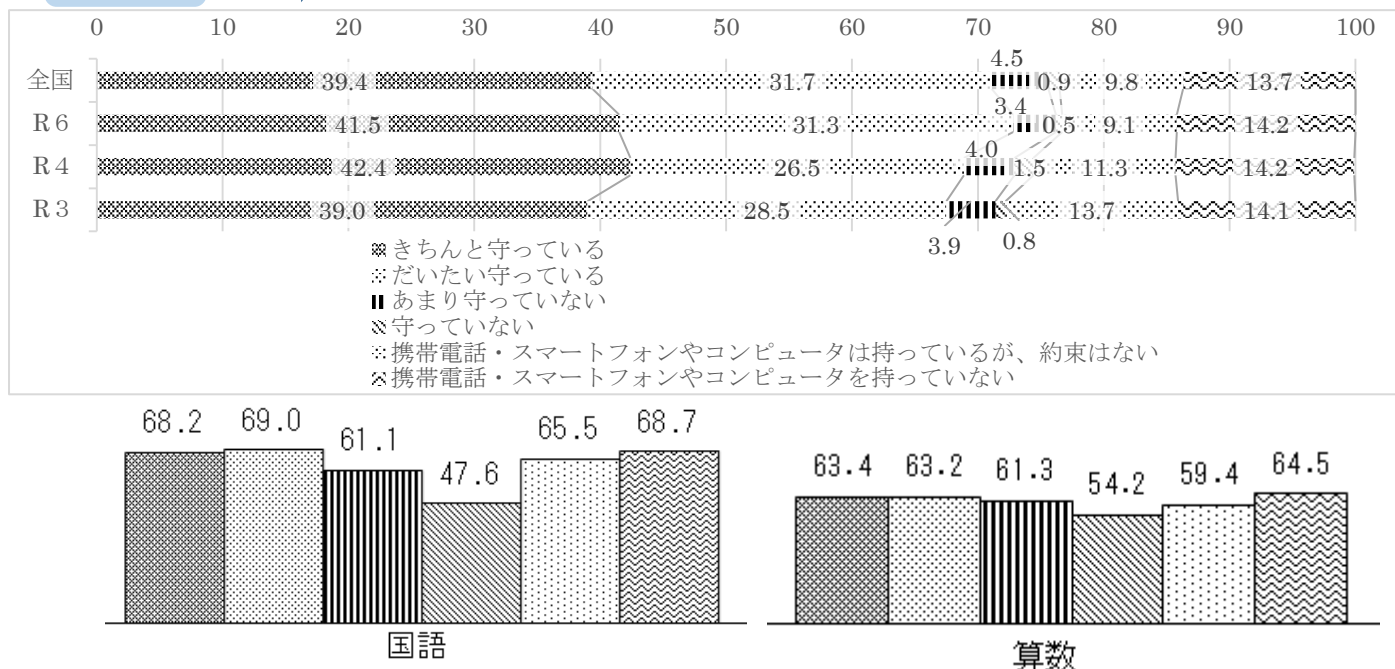
数学

小学生は、「1時間以上」と回答した割合が41.6%とR5年度の43.0%を下回り、全国の48.6%を大きく下回っている。中学生は、「1時間以上」と回答した割合が47.8%とR5年度の50.6%を下回り、全国の63.0%を大きく下回っている。小中学生ともに「1時間以上」と回答した割合が、H29年度以降において最も低くなっている。

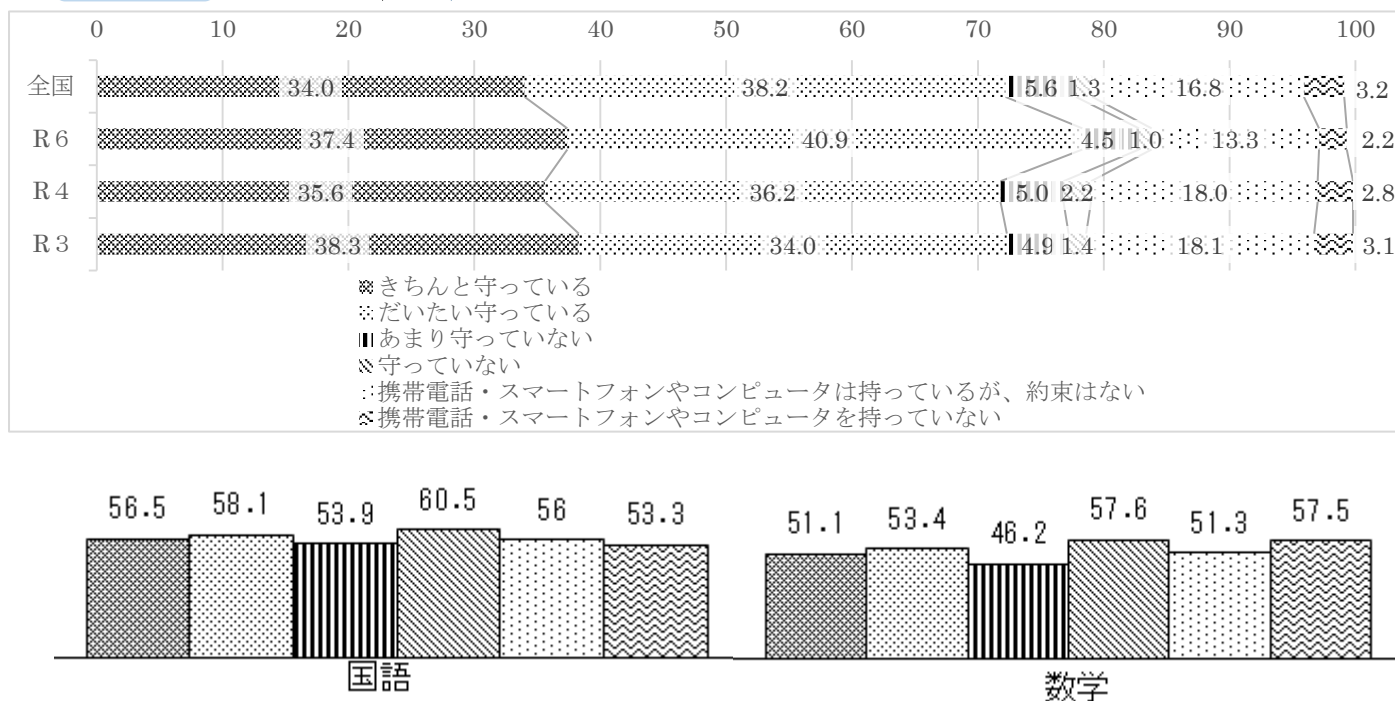
(4)非認知能力等に関する状況

【児童生徒質問紙(7)】 携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか

小学生



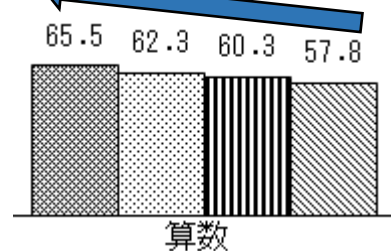
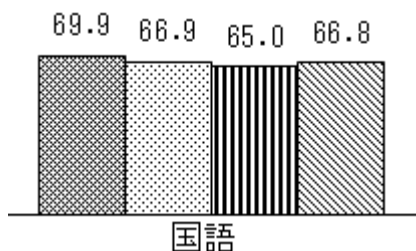
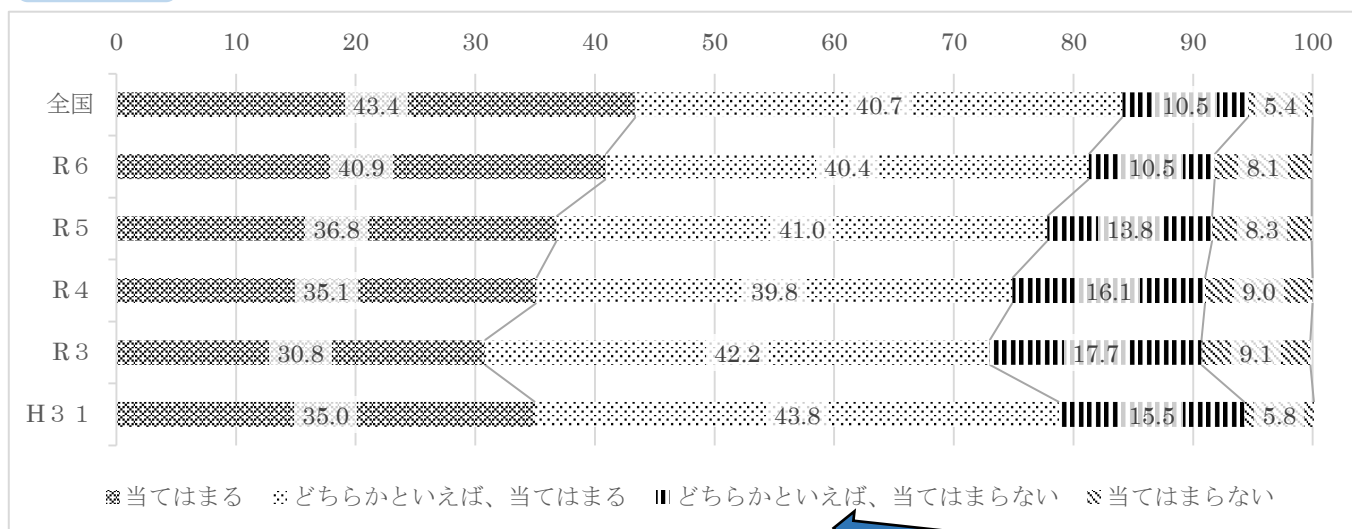
中学生



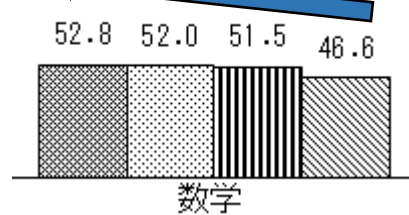
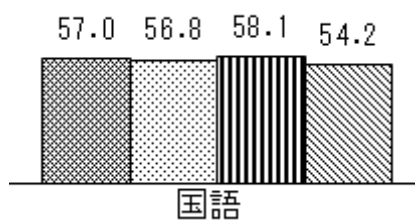
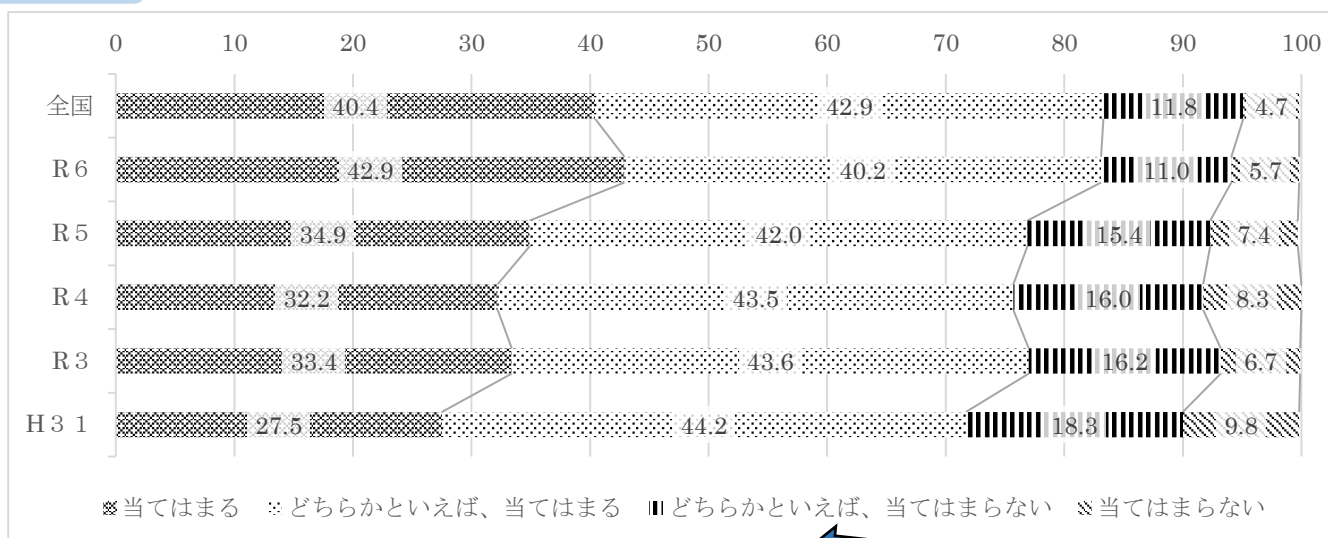
小学生は、肯定的回答割合が 72.8%と R4年度の68.9%を上回っており、全国の71.1%も上回っている。
 中学生は、肯定的回答割合が 78.3%と R4年度の 71.8%を大きく上回っており、全国の 72.2%も大きく上回っている。小中学生ともに、肯定的回答割合が R3年度以降において最も高くなっている。

【児童生徒質問紙(9)】 自分には、よいところがあると思いますか

小学生



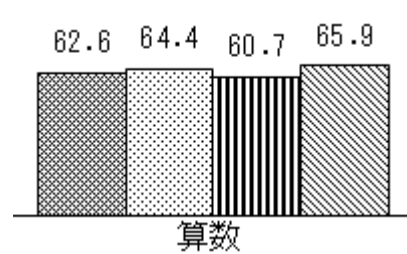
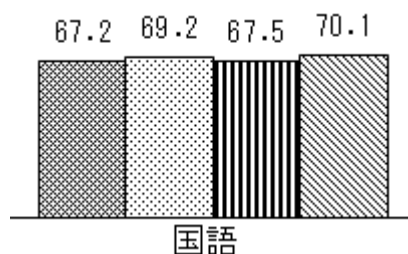
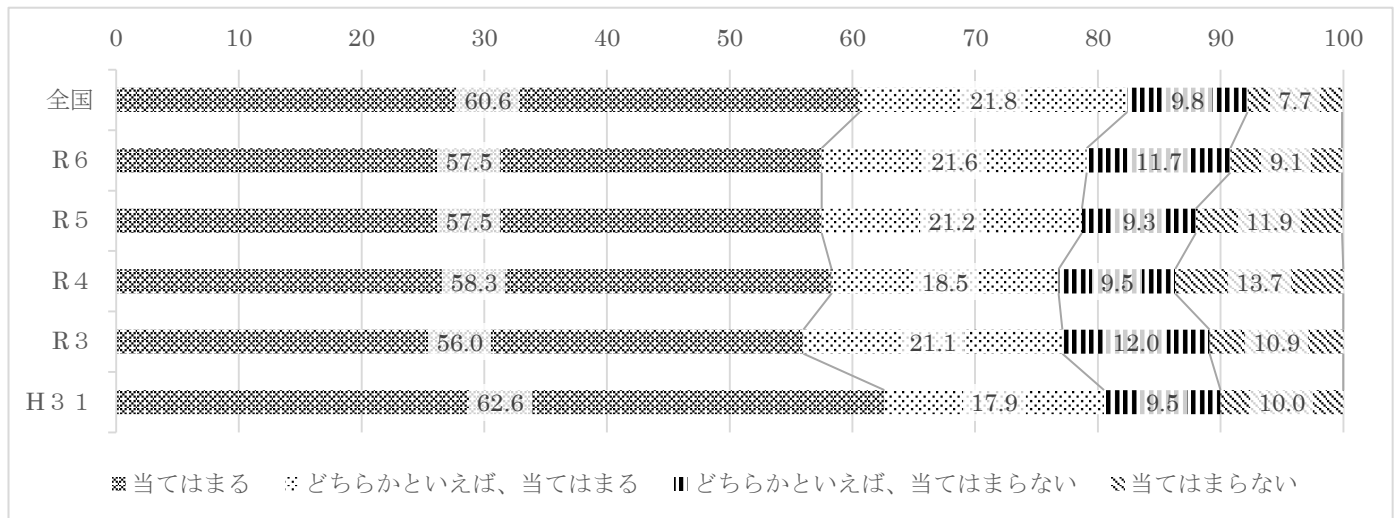
中学生



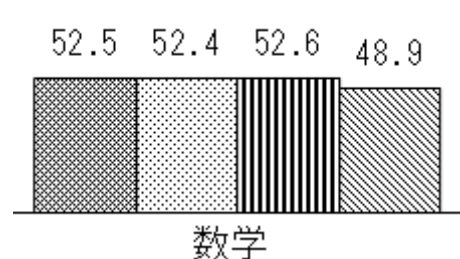
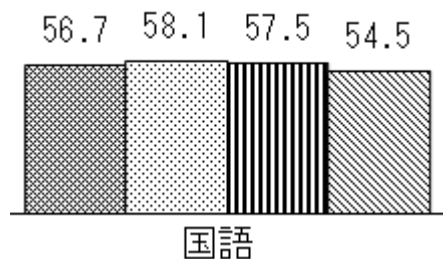
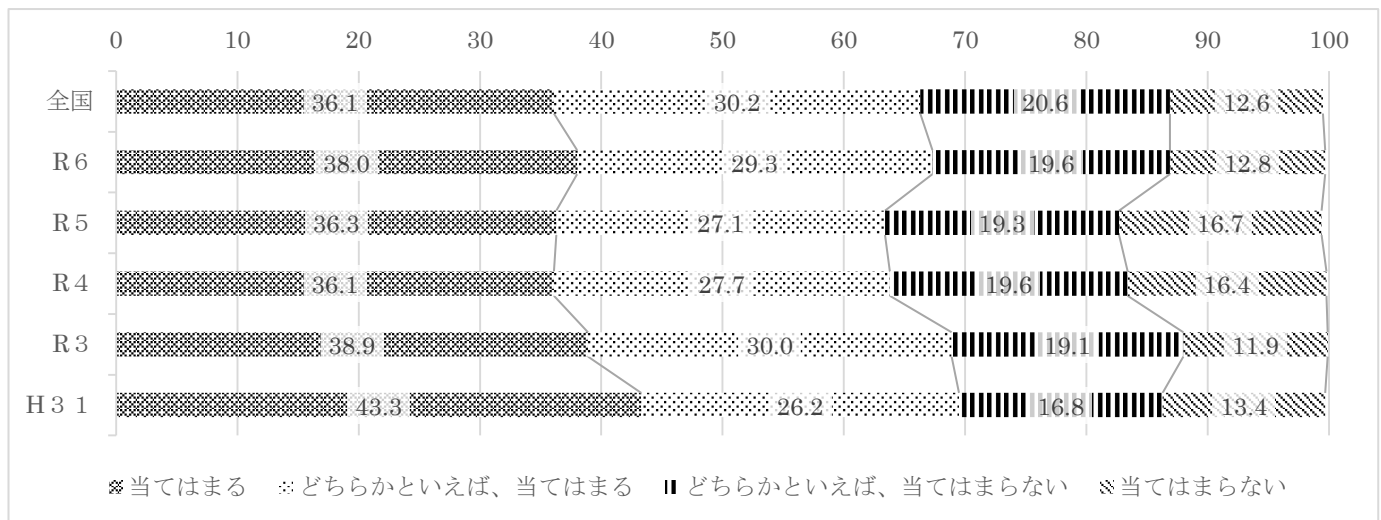
小学生は、肯定的回答割合が81.3%と R5年度の 77.8%を上回っているが、全国の 84.1%を下回っている。中学生は、肯定的回答割合が 83.1%と R5年度の 76.9%を大きく上回っているが、全国の83.3%を下回っている。小中学生ともに、肯定的回答割合が H31年度以降において最も高くなっている。小学生は、自分にはよいところがあると思っている児童ほど、概ね教科の平均正答率が高い傾向にある。

【児童生徒質問紙(11)】 将来の夢や目標を持っていますか

小学生



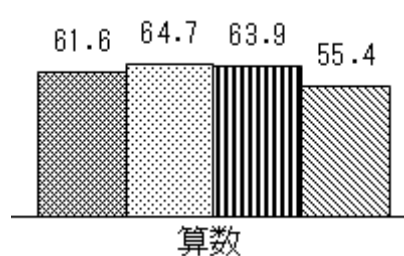
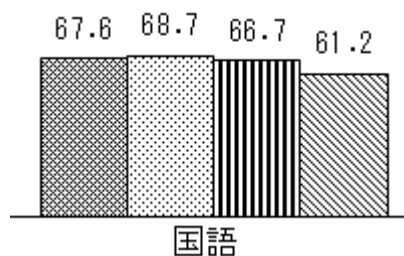
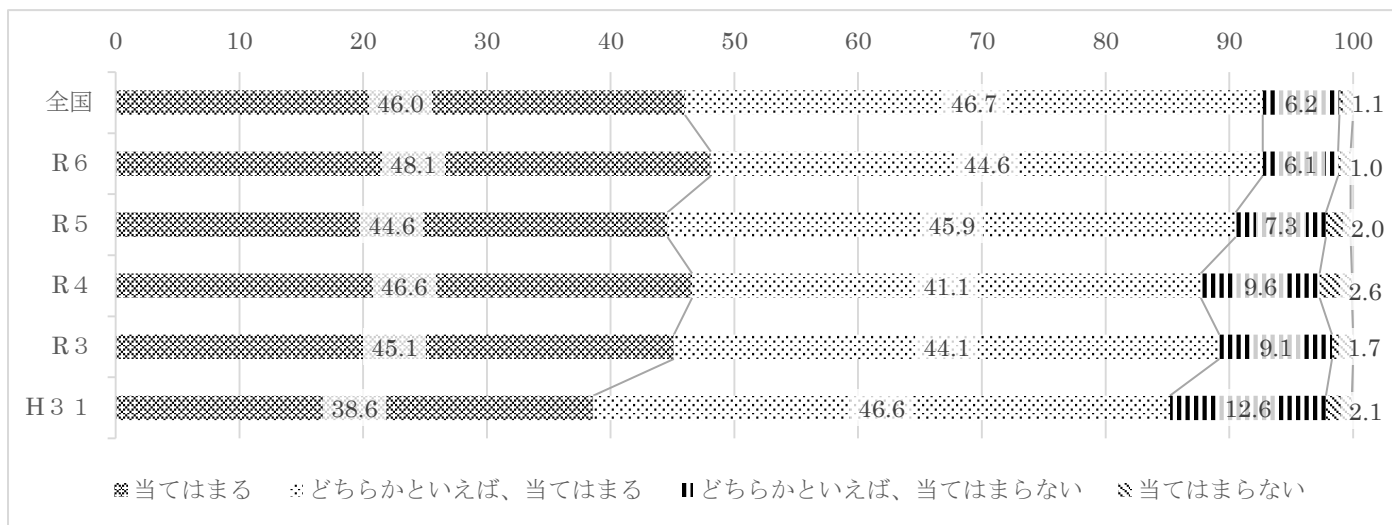
中学生



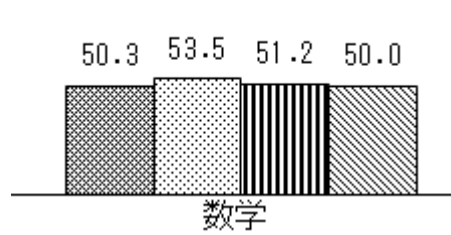
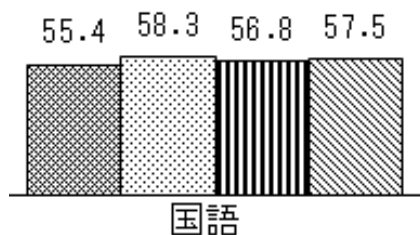
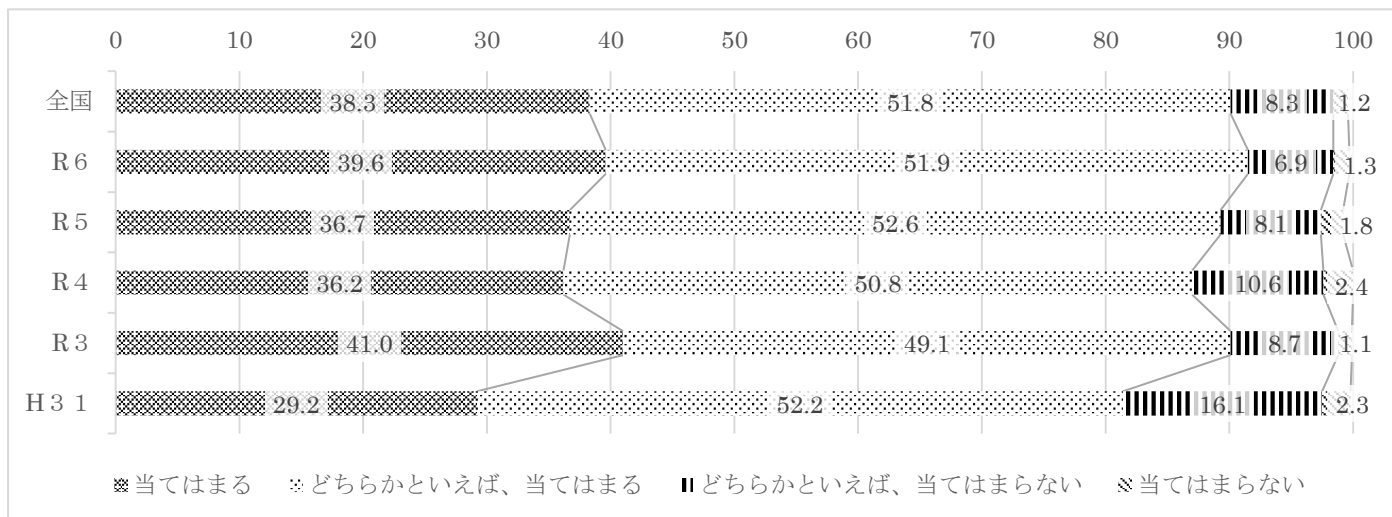
小学生は、肯定的回答割合が79.1%と R5年度の 78.7%を上回っているが、全国の 82.4%を下回っている。
中学生は、肯定的回答割合が 67.3%と R5年度の 63.4%を上回っており、全国の 66.3%も上回っている。

【児童生徒質問紙(12)】 人が困っているときは、進んで助けていますか

小学生



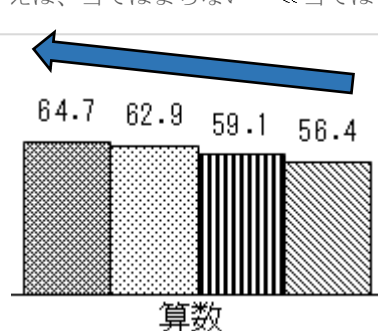
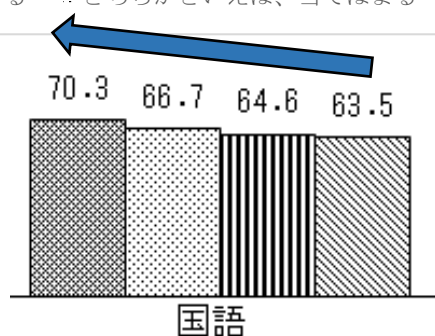
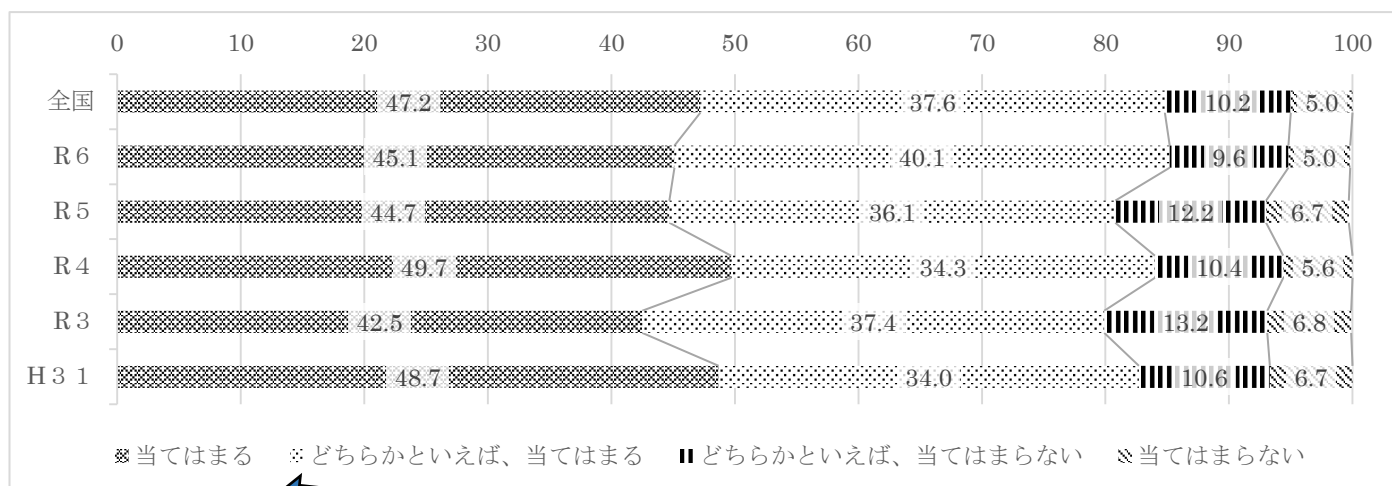
中学生



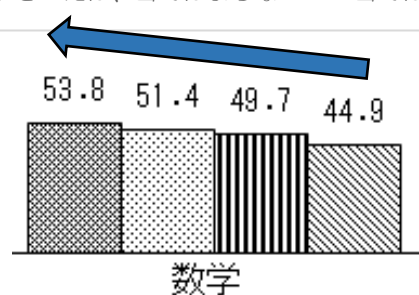
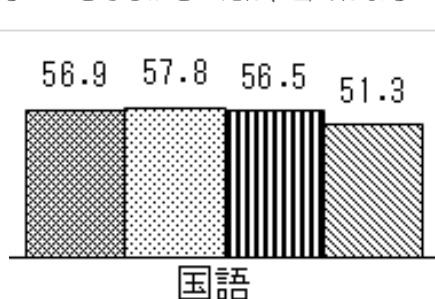
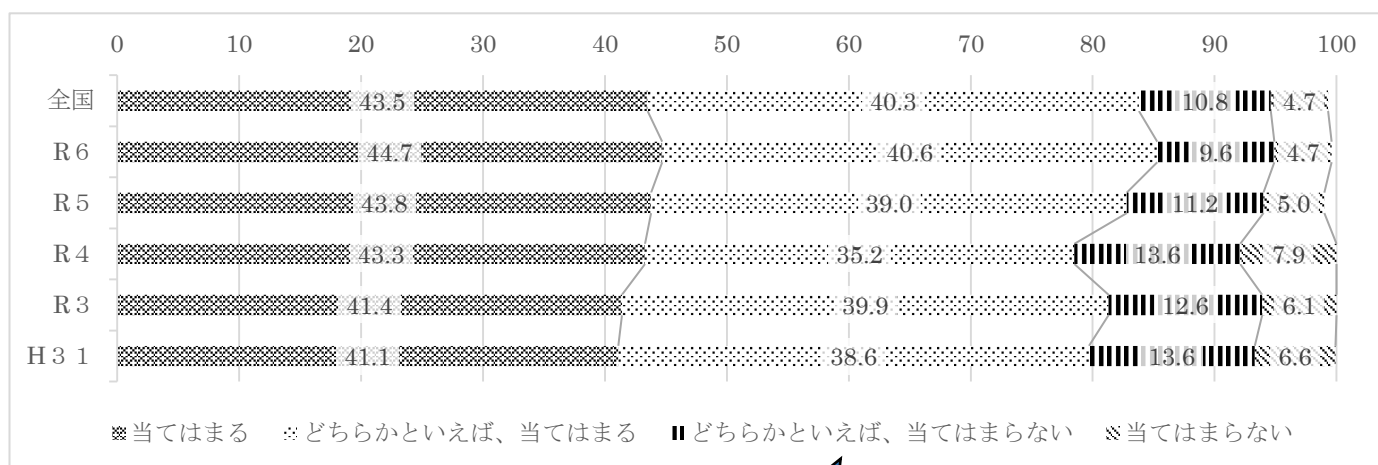
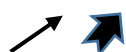
小学生は、肯定的回答割合が92.7%とR5年度の90.5%を上回っており、全国と同率である。中学生は、肯定的回答割合が91.5%とR5年度の89.3%を上回り、全国の90.1%も上回っている。小中学生ともに、肯定的回答割合が、H31年度以降において最も高くなっている。

【児童生徒質問紙(16)】 学校に行くのは楽しいと思いますか

小学生



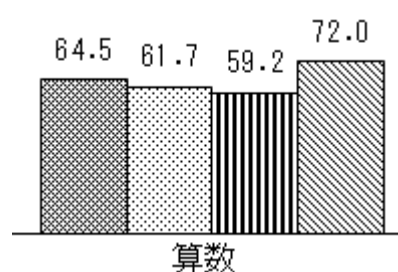
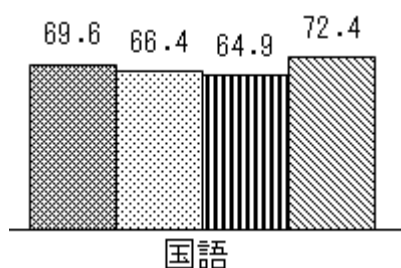
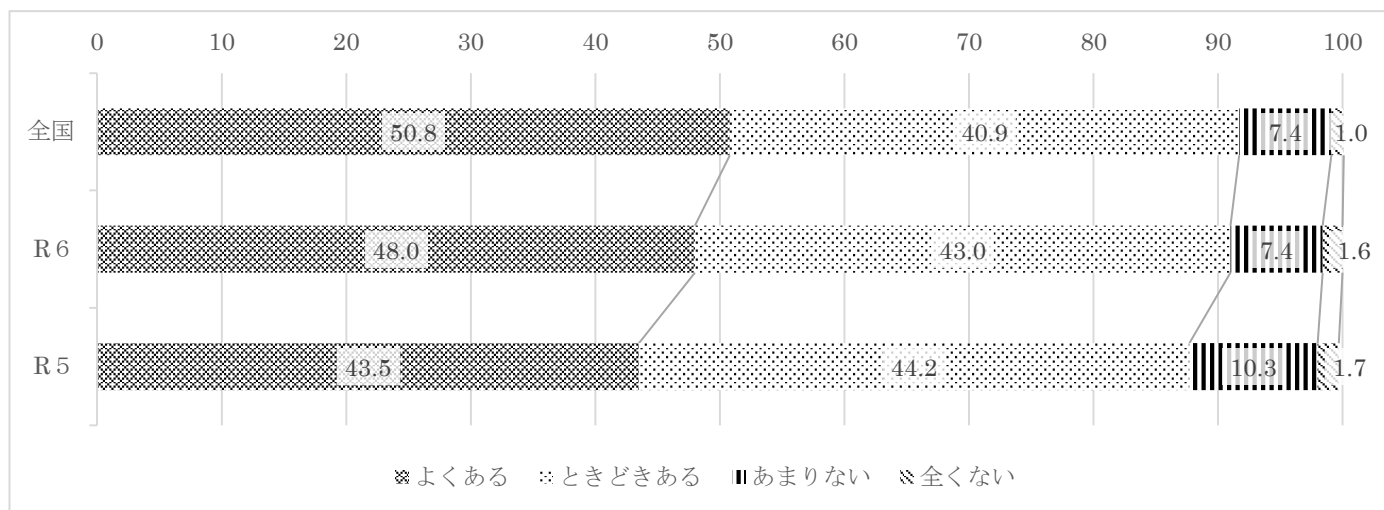
中学生



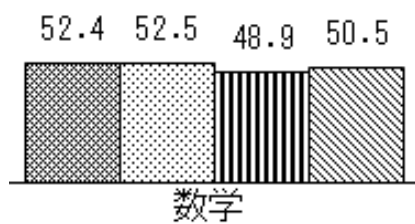
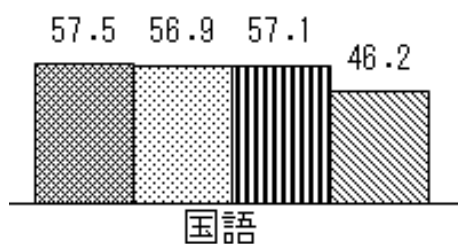
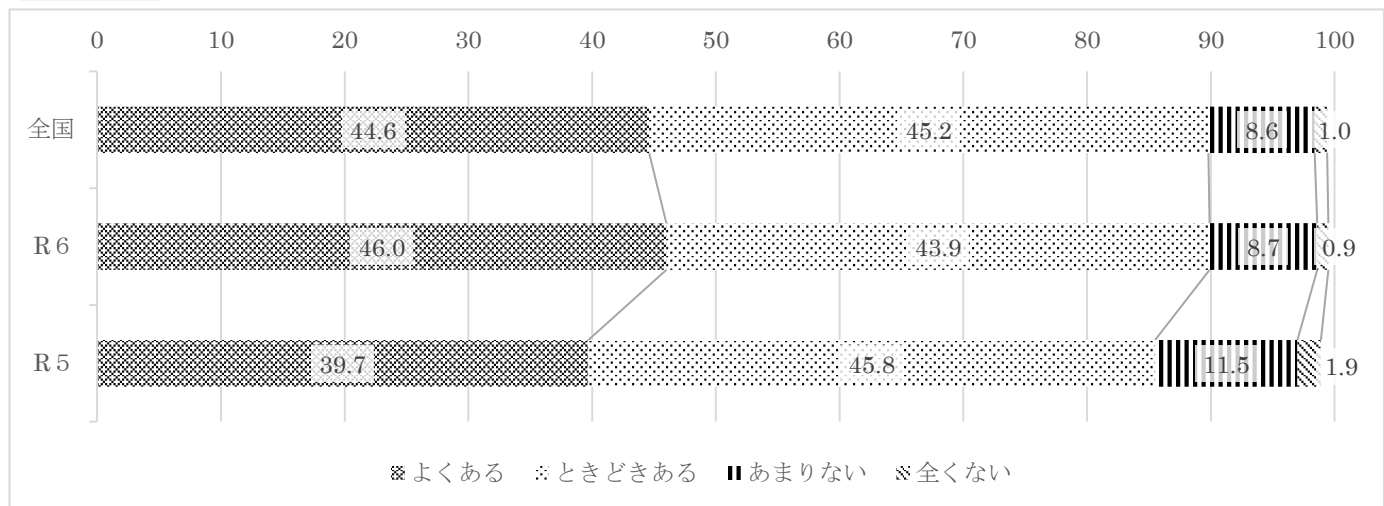
小学生は、肯定的回答割合が85.2%とR5年度の80.8%を上回り、全国の84.8%も上回っている。中学生は、肯定的回答割合が85.3%とR5年度の82.8%を上回り、全国の83.8%も上回っている。小中学生ともに、肯定的回答割合が、H31年度以降において最も高くなっている。小学生は、学校に行くのは楽しいと思っている児童ほど教科の平均正答率が高い傾向にある。中学生は、学校に行くのは楽しいと思っている生徒ほど概ね教科の平均正答率が高い傾向にある。

【児童生徒質問紙(19)】 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか

小学生



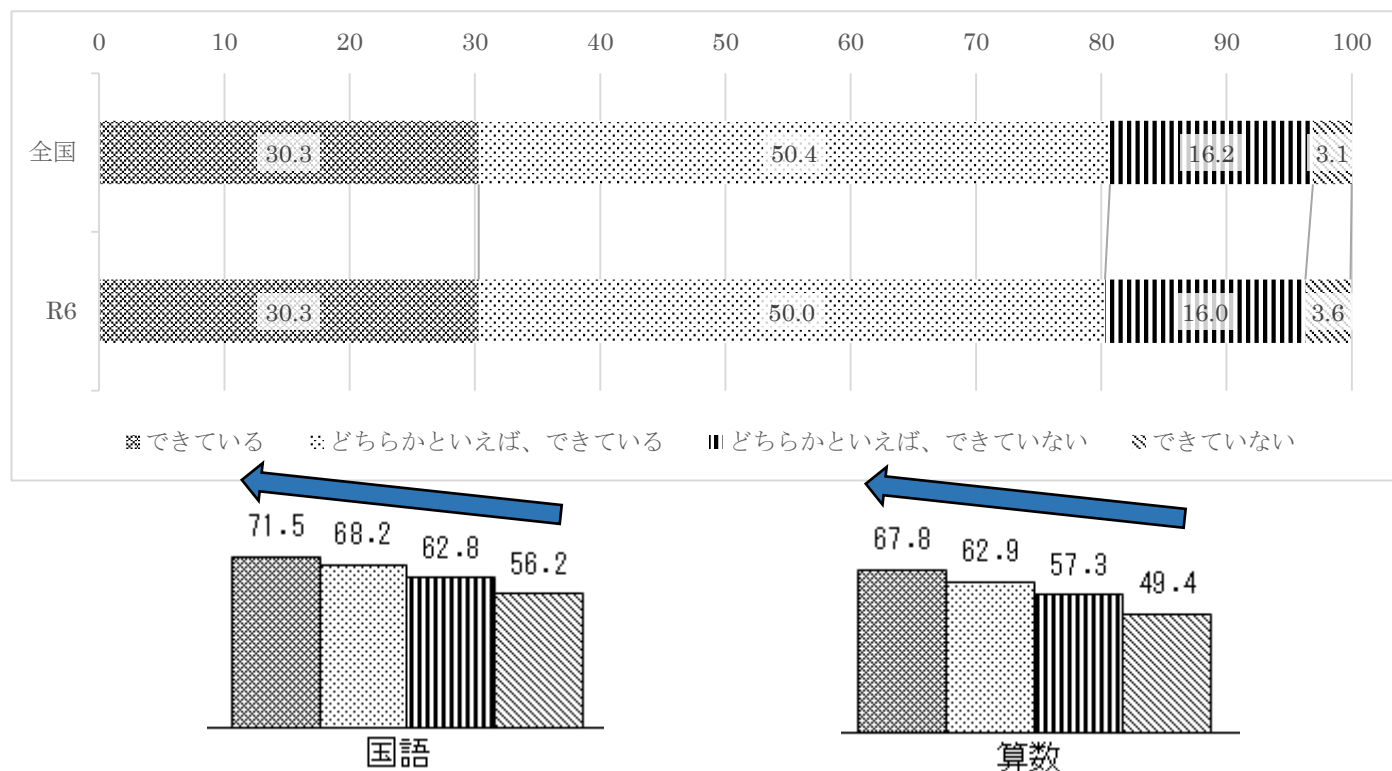
中学生



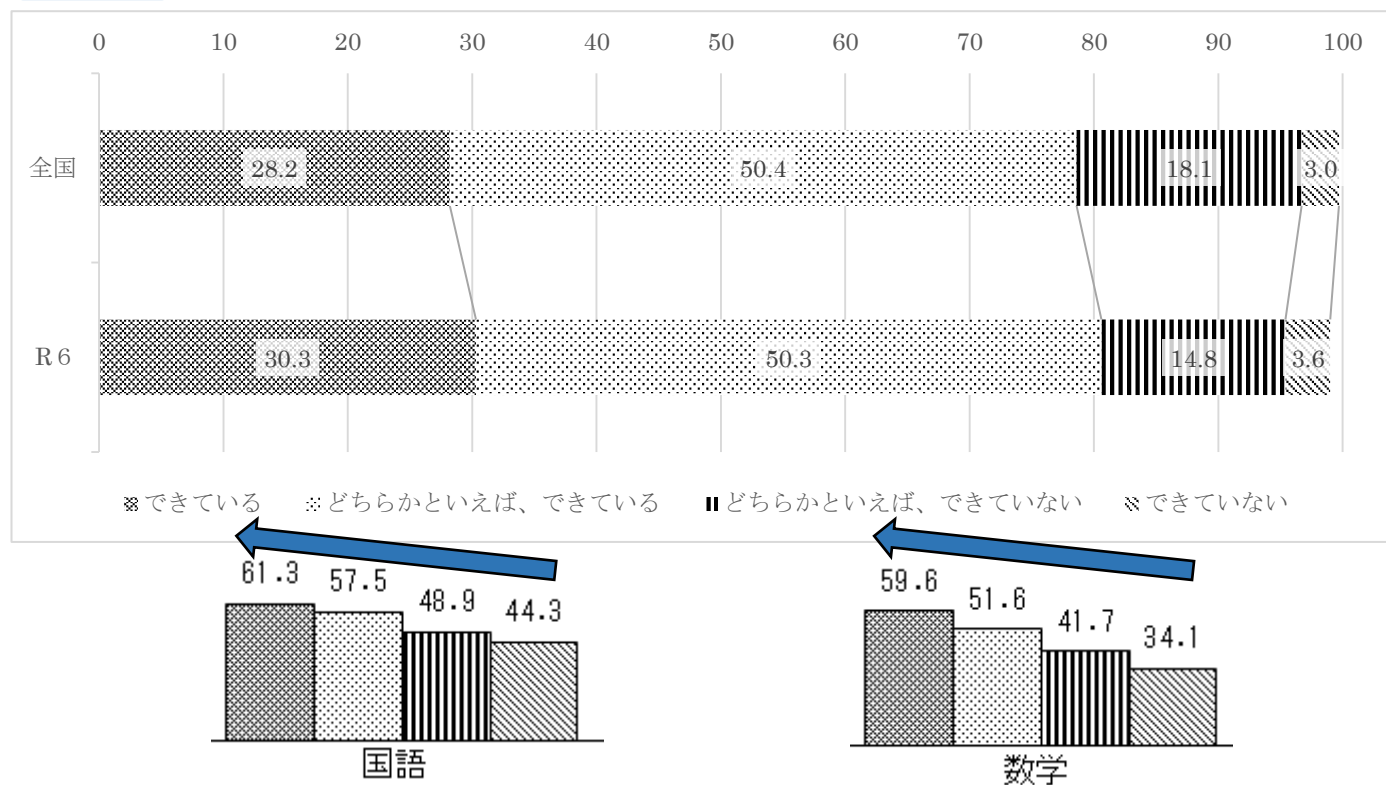
小学生は、「よくある」「ときどきある」と回答した割合が91.0%と R5年度の 87.7%を上回っているが、全国の 91.7%を下回っている。中学生は、「よくある」「ときどきある」と回答した割合が89.9%と R5年度の 85.5%を上回っており、全国の 89.8%も上回っている。

【児童生徒質問紙(20)】 分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか

小学生



中学生



小学生は、肯定的回答割合が80.3%と全国の80.7%を下回っている。中学生は、肯定的回答割合が80.6%と全国の78.6%を上回っている。小中学生ともに、分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することができる児童生徒ほど、教科の平均正答率が高い傾向にある。